

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平成 2 1 年回顧

平成 22 年 10 月

京都市会事務局政務調査課

平成 21 年を顧みて

平成 21 年は、前年のリーマンショック以後、金融危機が世界的な大不況に発展するなかで、新型インフルエンザが世界的に大流行した。4 月にメキシコで流行が確認されて以後、6 月には世界保健機関（WHO）が「パンデミック」を宣言。世界中に感染が拡大した。

国内では、「ねじれ国会」下での麻生内閣において、7 月 21 日に衆議院が解散され、8 月 30 日に総選挙が実施された。選挙の結果、参議院第一党である民主党が、選挙前の議席を大きく上回り、衆議院で単独過半数を超える 308 議席を獲得した。その後、民主党は、社会民主党、国民新党と連立政権発足に向け協議し、9 月 24 日に国会で民主党代表の鳩山由紀夫氏が第 93 代の首相に指名され、民主党を中心とした鳩山連立政権が発足した。また、司法制度改革の一つとして、国民が裁判員として刑事裁判に参加する「裁判員制度」が 5 月 12 日から始まった。経済状況については、円が急騰し、大手企業の経営不振が相次ぐなど、企業の業績が一層悪化した。政府は、11 月に日本経済が緩やかなデフレ状況にあることの認識を示した。失業率も高く、雇用不安の深刻さが増した。

世界では、米大統領選で勝利した民主党のバラク・オバマ元上院議員が第 44 代米大統領に正式に就任した。その後、同大統領は、10 月に「核兵器なき世界」の実現に向けた努力などが評価されてノーベル平和賞を受賞した。野球の世界一を争う第 2 回 WBC で日本が連覇したほか、米大リーグ、マリナーズのイチロー選手が大リーグ初の 9 年連続シーズン 200 本安打を達成するなど、その活躍に大いに沸いた。

京都市政においては、新型インフルエンザへの対策に取り組んだ 1 年であった。また、1 月には、平成 23 年度までの市政運営の羅針盤となる「京都市未来まちづくりプラン」を策定したほか、本市が「環境モデル都市」として国から認定された。春には入洛観光客数 5,000 万人を目標年次の 2 年前倒しで達成し、9 月には「京都祇園祭の山鉾行事」がユネスコ無形文化遺産に登録された。さらに、平成 21 年は、本市がボストン市と姉妹都市提携をして 50 周年の記念の年であり、両市において各種の記念事業が実施された。

市会においては、富きくお議長との退任に伴い新たに第 75 代議長に繁隆夫議員が、また、小林あきろう副議長の退任に伴い新たに第 84 代副議長に安孫子和田議員がそれぞれ就任し、市会のかじ取りが託された。また、平成 16 年 3 月以降の 3 次にわたる取組に続き、更なる市会改革を推進するため、3 月 19 日の市会運営委員会において同委員会内に「市会改革推進委員会」を設置し、以後、精力的に議論が行われた。一方、前年の平成 18 年度交付分政務調査費に係る住民監査請求に続き、3 月 24 日に、平成 19 年度交付分政務調査費に係る住民監査請求が行われ、監査を経て、7 月 24 日に支出総額約 3 億 8 千 7 百万円のうち約 7 千百万円が目的外使用額と認定される厳しい監査結果が監査委員から市長に勧告された。その後、市長における返還所要額の査定を経て、最終的に、約 6 千 5 百万円の返還所要額全額が市長の返還命令を待たず、会派・議員から自主的に返還されることとなった。

本書は、京都市政のこの 1 年を回顧し、平成 21 年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録していますので、参考資料としてお役に立てば幸いです。

目 次

平成 21 年を顧みて	1
第 1 議長及び副議長の選挙, 委員の選任等について	3
第 2 西脇尚一議員の逝去について	7
第 3 市会における取組等について	8
第 4 組織の一部改正等について	10
第 5 市財政について	27
第 6 地球温暖化対策の主な事業について	38
第 7 京都市人材活性化プラン及び 京都市職員コンプライアンス推進指針の策定について	42
第 8 補助金等の適正化の取組について	48
第 9 京都未来まちづくりプランについて	55
第 10 同和行政終結後の行政の在り方について	63
第 11 定額給付金及び子育て応援特別手当の給付について	80
第 12 伏見区総合庁舎の完成について	85
第 13 新型インフルエンザ対策について	88
第 14 放置自転車対策について	95
第 15 京都市消防活動総合センターの全面運用開始について	99
第 16 交通事業経営健全化について	104
資料	
第 1 平成 21 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	114
第 2 平成 21 年 請願等受理及び処理件数一覧	115
第 3 平成 21 年 市会本会議における議案審議件数一覧	116
第 4 平成 21 年 議案審議結果一覧	117
第 5 平成 21 年 月別・分類別図書増加数一覧	144
第 6 平成 21 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	146
第 7 平成 21 年 年表	148

第 1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

5 月 19 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，富きくお議長の辞職を許可し，直ちに議長選挙を行った。

投票の結果，第 75 代議長に繁隆夫議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
66 票	繁隆夫議員	48 票	18 票

(2) 副議長の選挙

5 月 19 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，小林あきろう副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 84 代副議長に安孫子和子議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
66 票	安孫子和子議員	48 票	0 票
	北山ただお議員	18 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

3 月 19 日の第 1 回市会（定例会）の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

京都市事務分掌条例の改正（市組織の改正）に合わせて京都市会委員会条例を改正し，常任委員会の所管の一部を改めた。

改正後の常任委員会の所管等は，次のとおりである。

名 称	所 管	定数
経 済 総 務 委 員 会	<u>行</u> 財政局, <u>総</u> 合企画局, 産業観光局, 会計管理者, 総合企画局, 総務局, 理財局 選挙管理委員会, 人事委員会及び監査委員の所管に 属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない 事項	13
くらし環境委員会	<u>環</u> 境政策局及び文化市民局の所管に属する事項 環境局	13
教 育 福 祉 委 員 会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	13
まちづくり消防委員会	都市計画局, 建設局及び消防局の所管に属する事項	13
交 通 水 道 委 員 会	交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

注 下線は, 変更部分

(2) **市会運営委員会の定数**

従来どおり, 15 人とした。

(3) **各委員会の委員の選任**

3 月 19 日の第 1 回市会 (定例会) の本会議において, 常任委員会及び市会運営委員会の委員として, それぞれ別記のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は, 同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において, 別記の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置

(1) **特別の事件を調査する特別委員会**

設置しないこととした。

(2) **予算・決算を審査する特別委員会**

3 月 18 日の市会運営委員会理事会において, 市組織の改正に合わせて委員会要綱に規定する分科会の所管の一部を改めるほかは従来どおりとすることを確認した。

改正後の分科会の所管等は, 次のとおりである。

名 称		所 管	定数
普通予算（決算） 特別委員会	第 1 分科会	<u>環境政策局，行財政局，総合企画局</u> ，文化市 総合企画局，総務局，理財局，環境局 民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委 員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局 の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び公 営企業等予算（決算）特別委員会の所管に属 しない事項	23
	第 2 分科会	保健福祉局（病院事業を除く），都市計画局， 建設局，消防局及び教育委員会の所管に属す る事項	23
公営企業等予算（決算） 特別委員会		保健福祉局（病院事業のみ），交通局及び上下 水道局の所管に属する事項	23

※ 下線は、変更部分

なお、委員の選任等については、第 2 回市会（定例会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長との互選を行った（委員の定数と正副委員長については、別記参照）。

(別記)

(平成 21 年 3 月 19 日現在)

委員会	常任委員会										市会運営委員会 (○印理事)	特別委員会							
	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり消防	交通水道	自 卷 野		普 通		公 営 企 業 等		予 算	決 算	予 算	決 算				
委員長	共 せ の お		民 隠 塚	自 津 田 (大)	公 曾 我	自 小 林	自 卷 野		自 田 中 (英)		共 佐 藤								
副委員長	自 田 中 (明)	民 山 本 (ひ)	自 吉 井	公 井 上 (教)	共 赤 阪	民 中 野	自 西 村 (義)	共 河 合	共 山 中	公 柴 田	共 井 坂	民 山 岸	公 谷 口	自 山 本 (恵一)	共 くらた	民 宮 本	公 湯 浅	自 寺 田	民 山 本 (恵)
定数	13		13	13	13 (欠1)		17 (欠1)		15		46 第1分科会 23 第2分科会 23		23 (欠2)						
自民	4		4	4	4		5		5		7	7	7						
21	加 地 田 中 (明) 田 中 (英) 橋 村		内 海 大 西 田 中 (七) 吉 井	津 田 (大) 富 中 村 山 元	井 上 (与) 繁 寺 西 村 (義)	加 藤 (盛) 小 林 (正) 高 橋 卷 野 山 本 (恵一)	加 地 津 田 (大) 寺 田 村 野												
共産	4		4	4	4		4		4		7	7	6						
20	井 坂 岩 橋 赤 阪 井 上 (け) 加 藤 (あ) 赤 阪 井 坂 くらた 榎 口 宮 田 玉 本 倉 林		共 せ の お 西 村 (善) 樋 口	岩 崎 西 宮	橋 が し 野 田	赤 くら 佐 玉	阪 た 野 本	井 上 (け) 加 藤 (広) 河 合 倉 林	加 藤 (あ) 北 山 佐 藤 中	赤 阪 井 坂 くらた 倉 林									
民主・都	3		3	3	2		3		3		5	5	4						
14	今 枝 藤 川 山 本 (ひ)		青 隠 塚 小 林 (あ)	木 鈴 中	天 方 宮 山 野	本 岸 山 本 (恵)	安 孫 子 安 井 山 本 (恵)	藤 川 山 岸 山 本 (恵)											
公明	2		2	2	2		4		3		4	4	4						
12	谷 湯 口 浅 久 保		井 上 (教) 保	木 津 田 (早)	曾 我 大	柴 日 平 吉	田 置 山 田	木 村 曾 谷 口											

※ その後の異動

- 4月3日 下村議員(無。4月14日から自)交通水道委員に選任
- 9月8日 卷野議員(自)市会運営委員を辞任
- 山本(恵一)議員(自)市会運営委員に選任
- 橋村議員(自)市会運営委員長に選任
- 加地議員(自)市会運営委員会理事に選任
- 12月3日 西村(義)議員(自)まちづくり消防副委員長を辞任
- 寺田議員(自)まちづくり消防副委員長に選任

第 2 西脇尚一議員の逝去について

西脇尚一議員（80 歳 自民党市議団 下京区 10 期）は、2 月 11 日に逝去された。

市会は、2 月 19 日に開会された第 1 回市会（定例会）の本会議冒頭において、深く哀悼の意を表し、議席に遺影を飾るとともに、議長から逝去の報告の後、全員起立して黙とうを捧げた。その後、市会議員を代表して今枝徳蔵議員（民主・都みらい 下京区）が追悼演説を行い、故人の冥福を祈った。

なお、故人は、生前に市会議長、文教委員長、防災都市推進特別委員長、普通予算・決算特別委員長、京都市監査委員等を歴任され、また、市会議員として長年にわたり地方自治の発展に尽くされた功績により、藍綬褒章の受章をはじめ、京都市有功者表彰、全国市議会議長会表彰、京都府市町村自治功労者表彰を受けられている。

第 3 市会における取組等について

1 議員報酬の削減（京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定）

3 月 18 日の市会運営委員会理事会において、本市の財政が依然として厳しい状況にあること等にかんがみ、委員長から「4 月から 1 年間、議員報酬の 5 パーセントカットを行ってはどうか」との提案がされ、各会派がこれに賛同した。

条例案については、同日に開会された市会運営委員会において異議なく決定され、議員（市会運営委員会）提出議案として 3 月 19 日の第 1 回市会（定例会）の本会議に提出され、原案どおり可決した。

なお、議員報酬については、これまでも、平成 13 年 4 月から平成 20 年 3 月までの間、5 パーセント削減の取組が実施されていた。

2 期末手当の削減（一部凍結）

人事院は、5 月 1 日、世界的な景気の急速な悪化等を踏まえて実施した特別調査の結果、民間企業の夏季一時金の大幅な減少がうかがわれたことなどから、6 月に支給する国家公務員の期末・勤勉手当に関する特例措置について勧告を行った。

これを受け、例年の民間給与実態を踏まえた勧告等に先立つ 5 月 14 日、本市人事委員会から、市内民間事業所における賞与等の支給割合が国と同様の傾向で推移してきたことなどを考慮すれば、6 月に支給する本市職員の期末・勤勉手当について、人事院勧告に準じた所要の措置を講じることが適当と判断する旨、市会及び市長に対する意見の申出が行われた。

このような状況の下、5 月 29 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において、市会議員についても 6 月に支給する期末手当の支給割合の限度を引き下げ、0.15 月分の支給を凍結することを内容とする京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正案が 3 会派から共同で提案され、賛成多数で原案どおり可決した。

3 市会改革の取組

地方議会を取り巻く情勢や、これまでの 3 次にわたる改革の状況等を踏まえ、3 月 19 日に、市会運営委員会に同委員会の小委員会として市会改革推進委員会を設置し、更なる市会改革の推進を図ることとした。

(1) 市会改革推進委員会の概要

ア 構成員（市会運営委員会理事）

委員長 巻野渡

委員 井坂博文、山岸たかゆき、谷口弘昌、橋村芳和、倉林明子

ワザバー 議長、副議長

※ 巻野委員長が市会運営委員を辞任したことに伴い、9 月 8 日から、橋村委員

が委員長に、新たに市会運営委員会理事となった加地浩議員が委員に、それぞれ就任した。

イ 設置期間

3 月 19 日から検討終了まで

ウ 検討内容

地方議会を取り巻く情勢やこれまでの改革の状況等を踏まえ、現在の京都市会が必要としている改革項目を決定し、広く議論を進めていく。

(2) 検討状況

5 月 13 日の第 1 回委員会以降、常任委員会における一般質問の事前通告制の導入、市会だよりの充実、政務調査費の在り方及び議員研修の充実の 4 項目を当面の検討項目とし、7 回にわたる委員会において精力的な検討を実施した。

4 政務調査費に係る監査結果への対応

3 月 24 日、前年の平成 18 年度分に引き続き、平成 19 年度に市会の 4 会派・改選前後の計 81 議員に対して交付された政務調査費に係る住民監査請求が行われ、7 月 24 日に支出済報告額 3 億 8,742 万 3,134 円のうち 7,121 万 8,362 円を目的外支出とする結果が公表された。このため、各会派・議員において、11 月末日までに、監査結果に従って又は市長による追加審査を経て自主的な収支報告書の訂正を行い、最終的には 6,537 万 9,694 円を自主返還することとした。

5 主な諸規程の改正等

(1) 京都市会委員会条例及び京都市会委員会要綱の一部改正

市組織の改正に合わせて、委員会等の所管の一部を変更（第 1 2 (1)及び第 1 3 (2)参照）

(2) 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定

4 月から 1 年間、議員報酬の 5 パーセントカットを実施（第 3 1 を参照）

(3) 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正

6 月に支給する期末手当の支給割合を 0.15 月分引下げ（第 3 2 を参照）

第 4 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

門川市政初の本格的な組織改正となる、平成 21 年度の組織改正では、市政運営の羅針盤となる「京都未来まちづくりプラン」の確実な推進に向け、市民との「共汗」と政策の「融合」を進め、大胆な行財政改革と未来に責任の持てる財政運営を確立するための組織体制を構築することとした。

【主な内容】

ア 組織の統廃合の実施

簡素で効率的な組織による市政運営を推進するため、設置当初の目的を終えた服務監及び環境局監理監等を廃止するとともに、コミュニティセンター、生活館、公園管理事務所、物品センター等の事業所の統廃合を実施した。

イ 担当局長の設置

局長のマネジメント機能の強化、意思決定及び事務処理の迅速化を図るとともに、きめ細やかな行政運営を展開するため、局長と同等の権限を持つ「担当局長」を設置した。

ウ 担当区長の設置

区役所支所長に区長に準じた専決権限を付与するとともに、支所長の名称を、その職責にあった市民により分かりやすいものとするため、「担当区長」に改称した。

エ 筆頭局としての環境政策局の設置

環境施策を本市のあらゆる政策の基本に据え、「環境モデル都市」として地球温暖化対策をはじめとする環境問題に関する取組を市民の皆様とともに展開していくため、「環境政策局」を設置し、筆頭局として位置付けた。

オ 今日的な課題に挑戦する組織への改編（行財政局の設置）

市政の持続的かつ安定的な発展に向け、市政改革と財政健全化を一体的に推進し、最も効率的な行財政運営を確立させるとともに、組織、人材を活性化し、市役所の持てる能力を最大限に発揮させるため、「行財政局」を設置した。

併せて、行政改革課、文書課、職員研修センター及び監察室を廃止し、新たに、「法制課」、「総務事務センター準備課」、「人材活性化推進室」及び「コンプライアンス推進室」を設置するなど、大幅なスクラップアンドビルドを行った。

カ 総合企画局の改編及び市長のスタッフ機能の強化

京都創生の取組をより一層推進するため、総合企画局に「京都創生推進部長」を設置するとともに、市民と行政との共汗により、大学政策や市民参加に関する取組等を全庁横断的に推進するため「企画監」の配置及び「市民協働政策推進室」の設置を行った。

また、市長のスタッフ機能を強化し、機動的な政策展開を図るため、政策の調整、重要事務事業の進行管理等に関する事務等を政策推進室から市長公室に移管した。

キ 産業振興室の設置

幅広い産業の支援と新産業・ベンチャー企業の創出、育成等を一体的に推進するため、産業観光局に「産業振興室」を設置した。

ク プロジェクトチームの設置

次期京都市基本計画の策定に向けた調査、研究を行うため、若手の職員を中心としたプロジェクトチームを設置した。

ケ 市民に分かりやすい組織名称への変更

市民に分かりやすい行政運営を進めるため、「主計課」を「財政課」に、「調度課」を「契約課」に改めるなど、組織名称の変更を行った。

【具体的内容】

ア 局外監

(7) 企画監の配置

市民協働政策推進室が所管する、市民と行政との共汗による大学政策や市民参加の取組等を全庁横断的に推進するため、企画監を配置した。企画監は、会計管理者との兼職とした。

(4) 服務監の廃止

不祥事を抑止する仕組みや環境が整ったことから、服務監を廃止した。

イ 環境政策局関係

(7) 担当局長の設置

a 地球温暖化対策担当局長の設置

地球温暖化対策室を担当する局長級の職として、「地球温暖化対策担当局長」を設置した。同担当局長は、地球環境政策監に兼職させることとした。

b 業務改善担当局長の設置

まち美化事務所の再編、ごみ収集業務の委託化など、ごみ収集業務改善実施計画の推進等を担当する局長級の職として、「業務改善担当局長」を設置した。

(4) 地球温暖化対策室の設置

新たに地球温暖化対策室を設置し、庶務担当部である環境企画部の前に位置付けた。

環境企画部環境管理課から、新エネルギーの導入促進に関する事務を移管した。

(7) 監理監及び服務監理課の廃止

監理監及び服務監理課を廃止し、同課が所管していた服務監察に関する事務を環境企画部環境総務課に移管した。

また、業務監理課は、環境企画部に移管した。

(1) バイオマス事業の統合

施設整備課所管のバイオマスの調査及び技術的研究業務を循環企画課に移管し、

同課の生ゴミ等による新たなエネルギー生成モデル実験と合わせ、バイオマス利用のより一層の推進を図ることとした。

ウ 行財政局関係

(7) 担当局長の設置

a 組織・人事担当局長の設置

人事部、人材活性化推進室及びコンプライアンス推進室を担当する局長級の職として、「組織・人事担当局長」を設置した。同担当局長は、人材活性化政策監に兼職させることとした。

b 財政担当局長の設置

財政部及び税務部を担当する局長級の職として、「財政担当局長」を設置した。

(イ) 総務部法制課及び総務事務センター準備課の設置並びに行政改革課及び文書課の廃止

総務部に条例、規則等の審査、訴訟に関する事務等を所管する「法制課」及び総務事務センターの開設に向けた準備を行う「総務事務センター準備課」を設置した。

より実効性の高い行政改革を推進するため、行政改革課は廃止し、同課が所管する事務のうち、地方分権に関する事務を総合企画局政策企画室に、全庁きょうかん運動、職員提案等庁内の活性化に資する事務を「人材活性化推進室」に、事務事業評価、外郭団体指導等の財政と一体的に運用すべき事務を「財政部財政課」に移管した。

事務の効率的な執行を図るため、文書課は廃止し、組織管理事務を人事部人事課に、文書管理、情報公開及び個人情報保護に関する事務を総合企画局情報化推進室に移管した。

<参考>

総務事務を集中的に処理するための総務事務センターは、平成 21 年 11 月に設置しており、同月から、会計室及び区役所で実施していた会計事務の一部を集約化した。平成 22 年度中に、各種届出、給与、旅費、福利厚生等の事務の集中処理を開始する。

(ウ) 人材活性化推進室の設置

(イ)に伴い、新たに庁内の活性化及び人材の育成等を一体的に進めるため、「人材活性化推進室」を設置した。

同室には、以下の職を設置した。

- ① 企画推進課長（職員提案、全庁きょうかん運動、市民応対等）
- ② 職員研修センター長（職員研修）
- ③ 職員研修センター次長（職員研修）

(エ) コンプライアンス推進室の設置

監察室を廃止し、服務監察及び業務監察並びに職員の倫理の保持に関する事務を所管する「コンプライアンス推進室」を設置した。

(オ) 財政部、同部財政課及び契約課並びに税務部税制課の設置

市民により分かりやすい名称となるよう、財務部の名称を「財政部」に、財務部主計課及び調度課の名称をそれぞれ「財政課」及び「契約課」に、税務部主税課の名称を「税制課」に改めた。

財政課においては、より実効性の高い行財政改革を推進するため、従来の予算編成等に加えて、事務事業評価、外郭団体指導等の財政と一体的に運用すべき事務を所管することとした。

(カ) 財政部財産活用促進課の設置

公有財産の有効活用及び市有債権の適正な処理を推進するため、財産監理課を「財産活用促進課」に改めた。

エ 総合企画局関係**(フ) 政策調整・広報担当局長の設置**

市長のスタッフ機能を強化するため、政策の調整、広報等を担当する局長級の職として、「政策調整・広報担当局長」を設置した。これに伴い、理事を廃止した。

(ヘ) 政策企画室及び京都創生推進部長の設置並びに市長公室の機能強化

次期基本計画の策定を推進するため、政策推進室を「政策企画室」に改めるとともに、京都創生の取組をより一層推進するため、同室に京都創生の推進及び次期基本計画の策定に関する事務を担当する「京都創生推進部長」を設置した。

また、機動的な政策展開を図るため、政策推進室が所管する重要事務事業の進行管理、国家予算要望等を市長公室に移管し、新たに、これらの事務を担当する「政策調整第一課長」及び「政策調整第二課長」を設置した。

(ニ) 市民協働政策推進室の設置

政策推進室が所管する共汗制度、大学政策及び市民参加の推進に関する事務並びにプロジェクト推進室が所管する都心部小学校の跡地活用及び安心安全ネット等に関する事務を統合し、「市民協働政策推進室」を設置した。これに伴い、プロジェクト推進室は廃止した。

市民協働政策推進室には、以下の職を設置した。

- ① 市民協働課長（共汗制度及び市民参加の推進）
- ② 大学政策課長（大学政策）
- ③ プロジェクト推進第一課長（都心部小学校の跡地活用及び安心安全ネットの推進等）
- ④ プロジェクト推進第二課長（大学の施設整備の支援等、大岩街道対策等）

(ホ) 国際化推進室の設置

総務局から国際化推進室を移管し、市民協働政策推進室の次に位置付けた。

(コ) 情報化推進室の改編

事務の効率化を図るため、総務局総務部文書課が所管する文書管理、情報公開及び個人情報の保護に関する事務を、情報化推進室に移管した。

同室には、以下の職を設置した。

- ① 情報政策課長（情報化の推進に関する調査，企画）
- ② 情報管理課長（文書管理，情報公開及び個人情報保護）
- ③ 情報システム課長（情報システムの管理運営）
- ④ 情報統計課長（統計調査）

(カ) 情報化推進室国勢調査係長の設置

平成 22 年度の国勢調査に関する事務を円滑に実施するため、情報化推進室情報統計課長の下に「国勢調査係長」を設置した。

オ 文化市民局関係

(7) 理事の廃止

事業の進捗よくに伴い、理事（同和行政最終後の行政の在り方総点検プロジェクトチームリーダー）を廃止した。

(イ) 地域改善対策奨学金等の返還事務及びコミュニティセンターの転用に向けた体制整備

市民生活部人権文化推進課のコミュニティセンター委託化推進の体制を廃止し、新たに地域改善対策奨学金等の返還に係る事務の推進及びコミュニティセンターを市民共有の社会資源として有効に活用するため、施設の転用を検討するための体制を整備した。

(ロ) 美術館副館長及び事務局長の設置

美術館の体制を強化するため、美術館次長に代えて、副館長及び事務局長を設置した。

(ハ) サービス事業課の体制整備

サービス事業課において、新たに違法駐車等の防止対策事業を実施することに伴い、現場での事業を統括する「事業係長」を設置するとともに、管理係長を新規事業の企画立案を担う職としてふさわしい「企画係長」に改称した。

カ 産業観光局関係

(7) 観光政策監の設置

観光部を担当する局長級の職として、「観光政策監」を設置した。同監には観光部長の事務を取り扱わせることとした。

(イ) 産業振興室の設置

産業の振興と創出，創業支援と工場誘致，各産業支援機関との連携といった関連性の高い業務を一体化し，より実効性の高い産業振興策を展開するため，商工部産業振興課と同部産学連携推進課を統合し，部相当の「産業振興室」を設置した。同室には，以下の職を設置した。

- ① 産業振興課長（中小企業の経営支援，企業誘致等）
- ② 新産業支援企画課長（新産業の創出に係る企画（産業科学技術振興計画，知恵産業融合センターの創設に向けた取組，コンテンツ産業振興

等))

- ③ 新産業支援事業課長（新産業の創出に係る事業の実施（知的クラスター創生事業及びバイオシティ構想推進等の新規成長分野への支援））

(7) 商工部産業政策課の設置

商工部に、局の政策の企画・立案・調整、金融支援、主要経済団体との連携、雇用創出等を所管する「産業政策課」を設置した。これに伴い、商工部経済企画課の名称を「産業総務課」に改めた。

(I) 中央卸売市場第二市場次長の廃止及び業務課市場活性化係長の設置

中央卸売市場第二市場の執行体制を見直し、次長を廃止した。

中央卸売市場第二市場の活性化及び経営改善を推進するため、業務課庶務係長に代えて、「市場活性化係長」を設置した。

キ 保健福祉局関係

(7) 担当局長の設置

a 子育て支援担当局長の設置

子育て支援部を担当する局長級の職として、子育て支援担当局長を設置した。同担当局長は、子育て支援政策監に兼職させることとした。

b 保健衛生担当局長の設置

保健衛生推進室を担当する局長級の職として、保健衛生担当局長を設置した。同担当局長は、医務監に兼職させるとともに、保健衛生推進室長の事務を取り扱わせることとした。

(I) 生活館の廃止

生活相談業務の廃止及び貸館事業の委託化に伴い、生活館（課相当組織）を廃止した。

(7) 福ノ川保育所の廃止

施設の老朽化及び入所児童の減少に伴い、福ノ川保育所（係相当組織）を廃止した。

(I) 京都市立病院関係

a 事務局担当部長及び事務局管理課担当課長の設置

京都市立病院の地方独立行政法人化及びP F I方式による整備などの病院改革を推進するため、事務局に担当部長を設置した。併せて、事務局管理課に地方独立行政法人化に関する事務を担当する担当課長並びに京都市立病院の地方独立行政法人化及びP F I方式による整備に関する事務を担当する担当係長を設置した。

b 京都市立病院地域医療連携室の設置

地域の医療機関との連携をより一層推進するため、京都市立病院に地域医療連携室を設置した。

c 栄養科栄養管理係長の設置

栄養科事務係長の名称を、患者の栄養指導等の栄養管理を行う職にふさわしい

「栄養管理係長」に改めた。

(オ) 京都市立京北病院関係

京北地域における医療・看護体制の充実を図るため、京都市立京北病院に「診療部長」及び「看護部長」を設置した。

ク 都市計画局関係

(7) 担当局長の設置

a 建築技術担当局長の設置

建築に係る技術的事項の統括を担当する局長級の職として、「建築技術担当局長」を設置した。同担当局長は、景観創生監に兼職させることとした。

b 交通政策担当局長の設置

歩くまち京都推進室を担当する局長級の職として、「交通政策担当局長」を設置した。同担当局長は、交通政策監に兼職させることとした。

c 住宅政策担当局長の設置

住宅室を担当する局長級の職として、「住宅政策担当局長」を設置した。同担当局長には、住宅室長の事務を取り扱わせることとした。

(イ) 建築指導部建築安全推進課の設置

建築物の安心安全を確保する体制を整備するため、建築指導部建築指導課から、建築防災に関する事務を、危険建築物及び違反建築物の指導を所管する建築監察課に移管し、同課の名称を「建築安全推進課」に改めた。

(ウ) 歩くまち京都推進室担当部長及び担当課長の設置

歩くまち京都推進室に、「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定、推進に関する事務を担当する担当部長を設置した。同担当部長には、公共交通ネットワーク課長の事務を取り扱わせることとした。

併せて、歩くまち京都推進室に、公共交通の利便性の向上に関する事務等を担当する担当課長を設置した。

ケ 建設局関係

(7) 土木管理部調整管理課技術調整係長の設置

土木事務所における技術的事項及び道路等の機能管理の統括を行わせるため、土木管理部調整管理課工事係長に代えて「技術調整係長」を設置した。

(イ) 公園管理事務所の統合

公園施設の維持管理業務の効率化を図るため、5箇所の公園管理事務所（係相当組織）を、北部及び南部の2箇所の「みどり管理事務所」（課相当組織）に統合した。

(ウ) 南部区画整理事務所の執行体制の変更

土地区画整理事業の事業ごとの進ちよくを図るため、南部区画整理事務所の「補償係長」、「工事係長」及び「計画換地係長」に代えて、「第三・第四地区事業係長」（伏見西部第三・第四地区担当）、「第五地区事業係長」（伏見西部第五地区担当）及び「維持管理係長」を設置した。

コ 会計室関係

物品の回収、廃棄等の事務の効率化を図るため、会計室物品センター（係担当組織）を廃止した。

サ 区役所関係

(7) 担当区長の設置

区役所支所長の名称を、その職責に合った市民により分かりやすいものとするため、「担当区長」に改めるとともに、区長に準じた権限を付与した。

併せて、区役所支所副支所長の名称を「担当副区長」に改めた。

(4) コミュニティセンターの廃止

所期の目的を達成したため、コミュニティセンター（課相当組織）を廃止した。

シ プロジェクトチーム

(7) プロジェクトチームの設置

次期京都市基本計画の策定に向けた調査、研究及び企画を行うため、総合企画局政策企画室政策企画課長をチームリーダーとし、庁内公募及び関係局の係長・課長補佐級の若手職員で構成する「次期京都市基本計画策定支援プロジェクトチーム」を事務分掌規則上の横断的な組織として設置した。

(4) プロジェクトチームの廃止

役割を終えたため、以下のプロジェクトチームを廃止した。

- ① 未来まちづくり戦略策定プロジェクトチーム
- ② 総務事務効率化プロジェクトチーム
- ③ 同和行政終結後の行政の在り方総点検プロジェクトチーム

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえ、危機的な財政状況を克服し、市民と共に未来への展望を切り開く体制を確立するため、公のために働く誇りと使命感にあふれた自律的・能動的な組織文化の定着を目指し、次のような人事異動を行った。

ア 重点施策を協力を推進するための体制整備

平成 23 年度までの市政運営の羅針盤である「京都未来まちづくりプラン」に掲げた重要施策の着実な推進をはじめ、市民との「共汗」と、庁内“きょうかん”の推進、さらに、事務事業の更なる改革を断行するため、体制の充実・強化を行うとともに、これらのポストに事業推進力に優れた職員を抜擢・配置した。

イ 事業の推進と職員の意識改革を促進する人事異動の実施

改革の意欲が高く、行動力にあふれた人材を登用するため、従来の採用年次や経験年数にとらわれない抜擢を行った。また、問題意識をもって自ら能動的に仕事に取り組む人材を発掘するため、「庁内公募」による登用を拡大するとともに、新たに「庁内 FA 制度」による抜擢を行った。

ウ 区役所の体制強化

市民サービスの最前線である区役所の企画・統括機能の強化を図るため、現在、副

区長の事務取扱としている上京区役所、東山区役所及び西京区役所に総務課長を実配置した。また、人口増加が著しく、行政ニーズが多様化している伏見区役所神川出張所の体制を強化するため、課長級の所長を新たに配置した。

さらに、技術・専門職職員の総務課及びまちづくり推進課への登用を拡大し、専門的な技術・経験を区のまちづくりに活用することや、本庁と区役所間の人事交流の促進、「庁内公募」を活用した意欲の高い職員の配置により、更なる体制強化を図った。

エ 女性職員の登用拡大

意欲ある女性職員の活躍の場を広げるため、役職者への抜擢を引き続き推進した。産業観光局観光政策監、行財政局総務部総務課長及び人事部人事課長に女性職員を初めて起用するなど、重要ポストへの登用を積極的に行った。

オ 技術職等の職域拡大

庁内の連携強化と技術職・専門職等の視野拡大とマネジメント能力の向上を図るため、これまで事務職が担当することが多かった企画・調整ポストに、能力ある技術職等の職員を抜擢・登用した。

カ 部門間の連携強化と全庁体制の確立

縦割行政の弊害を解消し、全庁一丸となった施策・事業の推進を図るため、本庁と区役所・事業所間における異動の促進や、市長部局と交通局、上下水道局など、各任命権者間の人事交流を積極的に行った。

キ 大阪市との人事交流の実施

各々の「強み」を学び合うことにより、両市の相互理解と連携を一層促進するとともに、幅広い視野と経験を持つ人材の育成を図るため、大阪市と係長級職員の相互人事交流を初めて行った。

ク 民間企業派遣研修の拡大

民間企業が持つ経営感覚、コスト意識及びサービス精神を学び、市民サービスの向上や施策に生かすことを目的として実施している民間企業への派遣研修について、2名から4名に拡大した。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減	
本 庁		9 局 38 部・室 95 課	8 局 40 部・室 89 課	1 局減 2 部・室増 6 課減	
会 計 室		1 室 1 <small>セク</small>	1 室	1 <small>セク</small> 減	
事 業 所	第 1 類	13 所 40 課	12 所 41 課	1 所減 1 課増	
	第 2 類	55 所	41 所	14 所減	
	第 3 類	38 所	32 所	6 所減	
区 役 所		11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所	11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所	増減なし	
大 学		2 校 7 課	2 校 7 課	増減なし	
				計	
				局相当	1 減
				部相当	1 増
				課相当	1 9 減
				係相当	7 減

イ 人事異動総数及び内訳

		平成 20 年度	平成 21 年度
異 動 総 数		907 人 (うち昇任 309 人)	1,013 人 (うち昇任 361 人)
内 訳	局 長 級	26 人 (うち昇任 13 人)	22 人 (うち昇任 7 人)
	部 長 級	58 人 (うち昇任 31 人)	63 人 (うち昇任 32 人)
	課 長 級	220 人 (うち昇任 72 人)	262 人 (うち昇任 73 人)
	課 長 補 佐 級	150 人 (うち昇任 74 人)	154 人 (うち昇任 94 人)
	係 長 級	453 人 (うち昇任 119 人)	512 人 (うち昇任 155 人)

2 消防局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 防災危機管理担当局長の設置

地震や大規模な水災等による被害を軽減するための防災対策，新型インフルエンザ等の危機事象に対応する危機管理対策等を迅速かつ柔軟に実行するため，防災及び危機管理を担当する局長級の職として，「防災危機管理担当局長」を設置した。

イ 消防活動総合センターにおける訓練の充実及び大規模災害対応体制の構築

消防活動総合センターのしゅん工に伴い，隊員の活動能力の向上とあらゆる災害に対応できる高度な知識や技能を習得させる訓練を統括させるとともに，大規模災害時における緊急消防援助隊等の応援部隊の受入体制を構築するため，同センターに，警防部担当部長，担当課長及び担当係長を配置した。

(2) 人事異動総数及び内訳

異	動	総	数	197 人
内	局	長	級	2 人（うち昇任 1 人）
	部	長	級	12 人（うち昇任 7 人，昇格 3 人）
	課	長	級	55 人（うち昇任 25 人）
訳	課	長	補 佐 級	51 人（うち昇格 34 人）
	係	長	級	77 人（うち昇任 43 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 21 年度の組織改正は、市バス・地下鉄事業の経営健全化を一層推進するため、地下鉄事業のコスト削減と国への要望、増収・増客策の更なる推進、外郭団体の見直しに重点を置き、編成した。

ア 地下鉄事業の経営健全化の推進のための体制強化

地下鉄事業における技術部門の統括を行い、安全確保に万全を期すとともに、経営健全化を踏まえた設備更新の適切な実施を図るため、新たに局長級ポストとして「技術長」を設置した。さらに、技術長は、地下鉄事業に関する国への要望や、オール京都市で推進している「歩くまち・京都」の取組における公営交通としての政策を担当することとした。

イ 増収・増客の目標達成に向けた体制の整備

市バス・地下鉄事業における経営健全化計画案（骨子）に掲げた増収・増客の目標を達成するため、企画総務部に「増収・増客担当部長」を設置した。

ウ 外郭団体への派遣職員の大幅削減

厳しい財政状況を踏まえ、外郭団体に対する財政負担を軽減するため、派遣職員（事務・技術職員）の大幅な削減を図ることとした。（12名から1名に削減）

(2) 組織数

区 分	20 年度	21 年度	増減
部相当	3 部	3 部	—
課相当	12 課, 9 事業所	12 課, 9 事業所	—

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	66 人（うち昇任 31 人）	
内	局 長 級	2 人（うち昇任 2 人）
	部 長 級	3 人（うち昇任 2 人）
	課 長 級	16 人（うち昇任 7 人）
訳	課 長 補 佐 級	19 人（うち昇任 11 人）
	係 長 級	26 人（うち昇任 9 人）

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 21 年度は、厳しい経営環境の克服と市民に信頼される上下水道事業の確立に向けた「上下水道局 企業改革プログラム（以下「プログラム」という。）」の初年度に当たるとともに、「上下水道事業 中期経営プラン（以下「プラン」という。）」の 2 年目に当たる重要な年度であり、これらの取組をスピード感をもって着実に実施していく。

このため、本庁組織及び水道管路管理部門を再編するとともに、的確かつ効率的に執行する体制を構築した。

また、減少し続ける水需要の動向を踏まえ、市民の声を大切にされた事業運営とお客さまサービスの充実・強化を図るため、新たに「お客さまサービス推進室」を設置した。

ア 企業改革プログラムの推進体制の構築

プログラムの推進を図るため、総務部に「経営改革担当部長」を設置した。また、総務課の担当課長及び財産担当課長の名称を、「経営推進担当課長」及び「資産活用担当課長」に改めるとともに、事業推進係長の名称を「改革推進係長」に改めた。

イ 本庁組織の再編

(7) お客さまサービス向上のための体制の整備

多様化し高度化するお客さまニーズに的確に対応し、時代に即した新たなお客さまサービスの提供に向けた取組等を実施するため、営業課を再編し、総務部に「お客さまサービス推進室」を設置し、同室に「業務管理担当課長」及び「料金・システム企画担当課長」を設置した。

(4) 技術管理部門の構築と契約部門の再編

上下水道事業に共通する技術的課題を調整し、技術力の向上を図るとともに、工事検査や積算基準などを所管するため、「技術管理課」を設置した。また、技術管理課設置に伴い用度課における検収業務を見直すことにより、検収係長を廃止し、入札制度の更なる透明性と競争性を図るための改善策を検討する「制度管理係長」を設置した。

(7) 情報化推進部門の再編

情報化推進課を廃止し、高度情報化に関する取組については、総務課に「情報・危機管理係長」を設置し、料金システムに関する業務については、お客さまサービス推進室に「料金システム係長」及び「システム開発係長」を設置した。

(1) 水道部の再編

水道部において、原水、浄水及び配水施設の維持管理部門と整備工事部門を一元的に管理するため、企画調整課及び工務課を廃止し、「施設課」を設置するとともに、管理課に「企画係」を設置した。

ウ 水道管路管理部門の再編

(7) 配水管理センター施設課と漏水修繕センターの統合・再編

水道管の維持管理を行う配水管理センター施設課と漏水事故対応を行う漏水修

繕センターを統合・再編し、水道管の維持管理・修繕業務を一元的に行う「水道管路管理センター」を設置した。

(イ) 水道管路建設部門の再編

水道管路工事の監督体制の強化を図るため、配水管理センター工事課を独立させ、水道管の建設部門を専門的に行う「水道管路建設事務所」を設置した。

エ 各部の統括機能強化のための体制の整備

水道部及び下水道部の統括機能を強化し、プログラム及びプランの取組の進ちよく管理と事務事業の改善を図るため、部に担当課長を設置するとともに、総務部との連携を図るため、総務部総務課担当課長との兼務とした。

オ アウトソーシングの拡大

丸太町営業所管内の水道メーター点検業務を民間委託することに伴い、丸太町営業所点検係を廃止した。

カ 地域水道事業の受任事務の拡大による体制の整備

平成 21 年度に市長から受任する大原簡易水道整備事業を担当する担当係長を地域事業課に設置した。

キ 服務監理室の見直し

公営企業職員として、高いコンプライアンス意識の下で、引き続き公平公正な職務遂行を図るため、体制を見直し、「監察第 1 係長」及び「監察第 2 係長」を設置し、きめ細やかな監察指導体制とした。

ク 係制廃止の取組拡大

機動的な組織運営によって、事務事業を最も効率的、効果的な体制で推進できるよう、総務部用度課、技術管理課、水道部施設課、下水道部建設事務所及び設計課において係を廃止し、新係長制を導入した。

ケ 名称の変更

- (ア) 総務部周辺地域対策担当部長が、新たに技術管理課も統括するため、名称を「総務部技術調整担当部長」に改めた。
- (イ) 次世代の上下水道事業を担う職員の人材育成について、取組の推進を図るため、研修・厚生担当課長を、「人材育成担当課長」に、研修・厚生担当係長を、「人材育成係長」に名称を改めた。
- (ウ) 経理課において、市長から受任している特別会計を担当する体制を整備し、主計第 1 係長及び主計第 2 係長の名称を「財務第 1 係長」及び「財務第 2 係長」に改めた。
- (エ) 市民に分かりやすい名称となるよう、下水道部の管路管理センターを「きた下水道管路管理センター」及び「みなみ下水道管路管理センター」に改めた。

(2) 人事異動

プログラム及びプランに掲げる取組を強力に推進するため、職責を明確化し、改革力と実績のある職員の配置を行った。

ア 企業改革プログラムの推進体制の強化

総務部経営改革担当部長や総務課の担当課長に改革力のある職員を登用し、全局挙げての改革推進体制を強化した。

イ 若手職員の積極的登用等

意欲ある若手職員の係長への抜擢や女性職員を昇格させるなど活力ある人事異動を行った。また、豊富な経験を積んだ職員の知識と経験を活用し、事業を円滑に継承していくため、実績あるベテラン職員の登用を行った。

ウ 局内公募の実施

局内公募の実施により、意欲ある職員の新規事業ポストへの配置を行った。

(3) 人事交流

オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、市長部局及び消防局との間で、事務職及び技術職の人事交流を過去最大の交流数で、積極的に実施し、更なる連携と活性化を図った。

(4) 組織及び人事異動の規模**ア 組織の規模**

		改正前	改正後	増減
上 下 水道局	本 庁	3 部・1 室 16 課 28 係	3 部・2 室 14 課 17 係	1 室増 2 課減 11 係減
	事業所	27 所	27 所	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	143 人 (うち昇任 58 人)	
内 訳	部 長 級	6 人 (うち昇任 2 人)
	課 長 級	29 人 (うち昇任 14 人)
	課 長 補 佐 級	28 人 (うち昇任 14 人)
	係 長 級	80 人 (うち昇任 28 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

「一人一人の子どもを徹底的に大切にす」本市教育の伝統の下、保護者・地域の参画や産学公連携で積み上げてきた教育改革の一層の充実と「未来の京都 まちづくりマニフェスト」及び「京都未来まちづくりプラン」の着実な推進に向けて、学力向上や進路指導、子どもを取り巻く諸課題の解決のために必要な組織改正を行った。

なお、今回の組織改正に当たっては、組織のスリム化を図るため、ポストの見直し等を推進し、正規職員12名・嘱託職員15名の人員削減を行った。

	部長級	課長級	補佐・係長級	合計
ポスト減数（教育職を含む）	2	7	4	13

※ポストの削減数であり、職員の削減数とは異なる。

ア 学校指導課・小中一貫教育推進室の再編

学力向上のための重要な要素である「小中一貫・小中連携」を更に推進し、各校の学力向上に向けた取組への支援・指導体制を充実するため、小中一貫教育推進室を学校指導課に統合するとともに、学校指導課の係体制を再編し、「小中一貫教育推進係長」及び「学校運営企画係長」を新設（係長数は同数）し、学力向上に向けた取組を総合的に推進することとした。

イ 子ども支援専門官の新設

「学校問題解決支援チーム」や「自律促進教育チーム」を設置し、問題行動を繰り返す児童生徒やその保護者への指導・支援を行ってきたが、児童虐待、いじめ、不登校等、子どもを取り巻く課題の解決に当たっては、関係機関との連携を密にすることが重要であり、これまで以上に児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、児童生徒及び家庭に対する相談支援体制の充実を図るため、生徒指導課に「子ども支援専門官」（児童相談所担当課長補佐を併任）を新設した。

ウ 下京涉成小学校教育企画推進室及び開晴小中学校教育企画推進室の新設

下京区の3小学校（六条院小・植柳小・崇仁小）を統合して、平成22年4月に開校する「下京涉成小学校」と、東山区の5小学校（白川小・新道小・六原小・清水小・東山小）と2中学校（洛東中・弥栄中）を統合して、平成23年4月に開校する「開晴小中学校」について、小中一貫教育を推進するとともに、京都の教育をリードする特色ある教育課程を編成するため、指導部に「下京涉成小学校教育企画推進室」及び「開晴小中学校教育企画推進室」（ともに課相当組織）を新設した（関係課職員の兼職により、増員配置はなし。）。

エ 若手教員に対する支援体制の充実

団塊世代の教員の大量退職期に当たり、ここ数年、本市においても約300名の新規教員を採用しているが、今後、本市教員の中核を担う若手教員のための指導・研修体制の充実を図るため、総合教育センターに経験豊かな退職校長・教頭を専門主事として3名配置した。

オ 「支援の必要な子どもプロジェクトチーム」の新設

問題行動や不登校をはじめ子どもを取り巻く課題解決に向けて、家庭環境や成育状況、また、発達障害の状況を踏まえた取組を推進するため、総合育成支援課、学校指導課及び生徒指導課による横断的な組織として「支援の必要な子どもプロジェクトチーム」を新設し、児童福祉センターや医療機関等の関係機関との連携を強化するとともに、学校経営支援チームと連携して、迅速な課題解決に向けた指導・支援体制の充実に努めることとした。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		63	(6)	10	8	81
内 訳	局 長 級	3	-	-	-	3
	部 長 級	4	-	-	3	7
	課 長 級	14	(3)	6	2	22
	課長補佐級	12	-	1	1	14
	係 長 級	30	(3)	3	2	35

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校からの 転入	退 職	合 計
異 動 総 数		25	42	14	81
内 訳	局 長 級	-	-	1	1
	部 長 級	-	-	-	0
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	10	10	6	26
	指導主事等	15	32	7	54
	採 用	-	-	-	0

第 5 市財政について

1 平成 21 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 国の予算と地方財政対策

世界の金融資本市場は、100 年に一度と言われる危機に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させている。こうした状況を受けて、我が国経済も、既に景気後退局面に入り、今後、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下局面が長期化、深刻化するおそれが高まっている。このため、平成 21 年度の政府予算案は、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長の 3 段階で経済財政政策を進めるとの基本方針に立脚し、国民生活と日本経済を守り、将来の成長の芽を育てることを最優先の課題として、平成 20 年度の第一次補正予算、第二次補正予算と合わせて切れ目なく連続的に施策を実行する予算として編成された。税収が大幅な減となる見込みであることから、新規国債発行額は 5 年ぶりの増となったが、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」等に基づく歳出改革を継続し、財政健全化に向けた基本的方向性を維持しつつ、重点課題推進枠の活用などにより、効率化、重点化が図られた予算となっている。

このような中、地方財政対策においても、平成 21 年度の地方税が減収となる見通しであることに加え、「生活防衛のための緊急対策」に基づいて地方交付税の 1 兆円増額が行われたことなどから、地方交付税と臨時財政対策債の合計は、前年度から約 2.7 兆円、15 パーセントの大幅な増となった。これにより、これまでの度重なる地方交付税等の削減に一定の歯止めがかかる結果となったものの、引き続き「基本方針 2006」に沿って地方歳出の抑制に努めることとされており、決して楽観視できる状況にはない。また、平成 21 年度の地方税の見通しにおいて、道府県税の減収が市町村税のそれを大きく上回り、地方交付税等の配分も道府県に大きくシフトすることが想定されることなどから、本市への配分について多くを期待することはできない状況にある。改めて、財政の面でも国から自立した真の地域主権の確立に向けて、大都市の実態に即した税財源の拡充等を更に強力に国等に要請していく決意である。

イ 予算編成の基本的考え方

門川市政初の通年予算である平成 21 年度予算は、4 年間の市政運営の羅針盤として策定した「京都未来まちづくりプラン」を着実に実行に移すことを基本に据えて編成した。そして、予算編成に際しては、従来の戦略的予算編成システムを「共汗・融合型戦略的予算編成システム」へと進化させ、政策・施策の「融合」の観点から、可能な限り効率的、効果的な予算の配分に創意工夫を重ねた。その結果、昨年度の政策重点化枠よりも 4 億円削減し、36 億円の一般財源を確保した「未来まちづくり推進枠」予算において、昨年度を上回る 112 項目の施策について、新たに予算を計上し、

又は予算の充実を図っている。また、局配分枠予算も含めると、「京都未来まちづくりプラン」の政策推進プランに掲げた 136 施策、384 事業のうち、126 施策、310 事業について予算を措置しており、「京都未来まちづくりプラン」を力強く推進する予算となっている。

とりわけ、景気や雇用情勢が急速に悪化し、更に深刻化するおそれがある状況の下、市民のいのちと暮らし、安心・安全を支えることが、市政の最重要課題であることから、平成 21 年度予算は、国において講じられた数次にわたる対策も最大限活用しながら、平成 20 年度の補正予算と一体的に、中小企業支援や雇用対策、福祉と子育て支援など、セーフティネットの役割を強化する予算とした。

そのうえで、京都の未来をしっかりと見据え、未来への先行投資となる政策に力を注いだところであり、「教育環境の整備」、「環境共生のまちづくり」と「歩くまち・京都」の推進、そして、「京都の新たな魅力の創出」に重点的に取り組む予算としている。

平成 21 年度は、未来のまちづくりの土台を更に頑強にして飛躍の基礎としていく年であり、以上のような考えの下に編成した平成 21 年度予算は、厳しい状況にある市民生活や京都経済のセーフティネットをしっかりと確保しつつ、「京都の未来のまちづくりを本格的に展開する予算」である。

ウ 財政健全化の取組

平成 21 年度の市税収入は、景気の急激な減速に伴う市民税法人分の減などにより、前年度から 38 億円減と、5 年ぶりに減収に転じる見込みであり、今後の景気の推移によっては、なお予断を許さない状況にある。さらに、府税交付金の減に加え、地方交付税についても、引き続き前年度予算より減収を見込まざるを得ないことから、地方財政対策を踏まえて臨時財政対策債を 77 億円増額するものの、一般財源等収入の総額は、対前年度比 8 億円減の見込みとなっている。一般財源等収入の減は、平成 19 年度予算以降、3 年連続であり、一段と厳しい状況の下での予算編成となった。

このため、「京都未来まちづくりプラン」に掲げた財源不足の解消方策に基づき、行財政改革・創造の取組を、全庁挙げて強力に推進した。具体的には、職員数の削減等による総人件費の削減をはじめ、事務事業の見直しや公営企業の経営努力による繰出金の削減など、徹底した歳出削減を図るとともに、市税徴収率の更なる向上や保有資産の有効活用に加え、退職手当債の充当など、最大限の歳入確保に努めることとしている。そのうえで、全職員の給与減額措置等の緊急の人件費抑制策と行政改革推進債の活用による 69 億円の特別の対策を講じ、財源不足の解消を図った。

また、引き続き市債の厳正な管理に努めたことにより、臨時財政対策債が大幅な増となる中であっても、一般会計の市債発行額を前年度肉付補正後予算から 26 億円下回る 702 億円にとどめ、その結果、臨時財政対策債を除いた実質的な本市の市債残高見込みを、前年度から 112 億円減と、大幅に減少させることができた。さらに、公営企業も含めた全会計の市債残高見込みも 2 年連続で減少させており、将来に負担を先送りしない、未来に責任を持った予算とすることができたと考えている。

経済情勢が激変する中で、引き続き困難な財政運営を強いられることは必至であるが、市の総体を挙げて、未来のまちづくりに向けた行財政改革・創造に全力を傾注していく決意である。

(2) 予算の規模

このような方針の下に編成した平成 21 年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	金 額	対前年度比較 (%)
一 般 会 計	6,939 億 93 百万円	44 億 38 百万円 (0.6%増)
特 別 会 計	6,531 億 02 百万円	△301 億 66 百万円 (4.4%減)
公 営 企 業 会 計	3,047 億 22 百万円	△251 億 73 百万円 (7.6%減)
全 会 計 合 計	1 兆 6,518 億 17 百万円	△509 億 01 百万円 (3.0%減)

(注) 対前年度比較は、前年度肉付補正後予算との比較である。

(3) 市会の審議と予算の成立

平成 21 年度当初予算その他関連議案は、第 1 回市会（定例会）に提案され、2 月 19 日に市長の提案説明が行われ、2 月 25 日、26 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 11 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 26 日に普通・公営企業等予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

普通予算特別委員会では、2 月 27 日の環境局（第 1 分科会）及び都市計画局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 11 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 18 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

また、公営企業等予算特別委員会では、3 月 2 日から保健福祉局、交通局及び上下水道局への質疑を重ね、3 月 9 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 18 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 19 日の最終本会議において、21 年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は、次のとおりである。

議第 1 号 平成 21 年度京都市一般会計予算

- 平成 21 年度京都市一般会計予算は、市税収入の減収並びに地方交付税の減収と併せて、義務的経費の増加等により 21 年度の財源不足額はプランより 4 億円拡大した 282 億円となり、より一層厳しい状況となった。そうした中「京都未来まちづくりプラン」を策定し、その実現に取り組むことになるが、市民にも一定の負担をお願いすることになることから、理事者は市民に対するサービスの向上と明確な説明責任を果たすとともに、行財政改革については遅滞なく推進すること。
- 厳しい財政状況の下、本市として人口の増加対策や地域経済の活性化に取り組み、市税増収の数値目標を掲げて自主財源の拡充を推進すること。

- 3 京都市交響楽団の京都市音楽芸術文化振興財団への移管に当たっては、「より一層市民に愛され、世界に誇れるオーケストラ」として京響を発展させるという趣旨に沿って、本市として以下の点に留意して取り組むこと。
- (1) 楽団員の身分と給与等については従来どおり保障すること。
 - (2) 財団と協議のうえで戦略的な経営ビジョンを明確にし、京都市交響楽団組織の強化を図ること。その際、マネジメントに当たる音楽スタッフと演奏を行う楽員の役割を明確にし、楽員が質の高い演奏を追求できる環境整備に努めること。
 - (3) 京都市交響楽団の運営状況や、財団内に設置される京都市交響楽団事業特別会計（仮称）については、移管後も本市が責任を持って把握できる体制を作ること。
 - (4) 市民還元事業の実施を継続すること。小学生対象の音楽鑑賞事業についてもできるだけ市民負担を軽減して継続実施できるよう努めること。
- 4 京都市立浴場の在り方については、多額の委託運営費及び財団補助費が京都市から拠出されていることから、理事者は「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」最終報告で指摘をされた点について、市民の理解を得られるよう速やかに実施計画を明確にすること。
- 5 プール制については、(社)京都市保育園連盟との真しな協議を続けるとともに、現行のプール制の基本的な理念を尊重し、配分基準の在り方など関係者による積極的な議論を行い、新たなプール制を再構築すること。また、協議や監査の結果も踏まえ、保育の水準を下げないために必要な財源について余剰金の充当も含め検討すること。
- 6 この程の(社)京都市保育園連盟において公金の取扱いに対する不透明な実態が明らかになり、保育行政と公金の取扱いに対して、市民に不信感を与えたことは誠に残念である。市長は既に特別監査を請求し、当該監査結果が出るまで単費援助費の執行を一定留保するとともに、徹底した原因究明と対策を講じることを表明されているが、市民の信頼を回復し、平成 21 年度予算が適正に執行されるために、監査において真相と課題を徹底的に明らかにすることが重要である。また、監査結果を踏まえ、不正流用された公金については厳正に対処し、福祉行政に対する信頼回復に万全を図ること。
- 7 この程、本市の外郭団体である(福)京都福祉サービス協会において事前に理事会で諮られることなく、前理事長の専決によって、損失を生じるような資産運用が行われていたことが発覚した。資産管理や資金の運用をはじめ、法人運営全体に対して本市としてもチェック機能が働くよう改善し、厳正に対処、指導すること。
- また、この度の外債運用を教訓にして、外郭団体における人事及び事務執行の在り方を抜本的に見直すべきである。また、外郭団体に市職員OBが再就職する場合には、その役割、処遇を明確にするなどの人事面や、外郭団体における資金運用規定をはじめとした事務執行基準の策定など制度面でのチェック体制を整備強化し、本市に準ずる団体として透明性を高めるべきである。

議第 3 号 平成 21 年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

保険料改定については、被保険者に丁寧な説明と対応を行うこと。

また、国保特別会計の健全化には制度の抜本的な改革と国からの補助金の増額が必要である。さらに、特定健康診査の受診率を向上させることなどで予防医療の推進を図り、医療費の抑制も推進すること。

議第 22 号 平成 21 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

市バスは、市民生活を支える重要な都市基盤であり、市民生活に不可欠な市民の足である。

自動車運送事業特別会計の 21 年度予算においては、17 年ぶりに黒字予算となっているが、不良債務は、いまだ 100 億円を超えており、乗客増対策をはじめとして、経営健全化の取組が重要である。

特に、営業係数の悪いバス路線については、これまで以上に効率的な運営に努めるとともに、市民の声にこたえるべく意識調査を実施するなど、乗客増対策に積極的に取り組むべきである。

議第 23 号 平成 21 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

地下鉄は、約 8,500 億円の巨費を掛けて建設された将来の京都市の発展を支える貴重な市民の財産であるが、借入金残高は 5,000 億円近くに上り、極めて厳しい財政状況にある。

この間、当面の目標として現金収支の黒字化を掲げ、成果を挙げてきたところであるが、今後も不良債務の増加が見込まれており、これまで以上に経営健全化に努めなければならない。

京都市高速鉄道事業経営健全化計画案の策定に当たっては、1 日当たり平成 30 年までの 5 万人乗客増加の目標が示されているが、目標達成のための明確な年次計画と行動計画を示すべきである。

さらには、交通局におけるコスト削減や増収並びに増客の取組をはじめとしたオール京都市での取組はもとより、地下鉄事業は、京都市だけでは解決できない制度的な問題も抱えていることから、更なる国からの支援を得られるよう要望すること。

議第 24 号 京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

この度の、京都市民環境ファンドの設置を契機に、ごみ有料化財源については、①導入当初の趣旨を徹底すること、②全市の施策を対象に「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に資する事業に活用することを市民に分かりやすく説明すること。また、その後も PR 活動を積極的に継続し浸透を図ること。

議第 39 号 京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

コミュニティセンターの見直しについては、従来の施策や施設の対象者には、十分な周知、丁寧な説明等の配慮をすること。特に高齢者には、期限内に取次案内等を通じて、激変に対する不安の解消を十二分に対応すること。

また、今後も人権文化の一層の向上及び人権問題の解決に向けて、市民の共感と理解を得ながら、積極的に取り組むこと。

2 平成 20 年度決算

(1) 決算の概要

ア 一般会計

歳入歳出決算額

区 分	金 額	備 考
歳 入 総 額	7,327 億 47 百万円	
歳 出 総 額	7,313 億 30 百万円	
歳入歳出差引額	14 億 17 百万円	
翌年度へ繰り 越すべき財源	44 億 53 百万円	[繰越事業費] 188 億 10 百万円 [未収入特定財源] 143 億 57 百万円
実 質 収 支	△30 億 36 百万円	平成 19 年度 4 億 06 百万円 平成 18 年度 7 億 08 百万円
単 年 度 収 支	△34 億 42 百万円	平成 20 年度実質収支 - 平成 19 年度実質収支

(ア) 平成 20 年度予算(肉付補正後)は、引き続き地方交付税等の大幅な削減の結果、一般財源収入が 2 年続けて減少するなど、一段と厳しさを増す財政状況の下、市民と行政の「共汗」と行政の縦割りを排した各政策分野の「融合」を市政運営の基軸として、限られた財源の効率的、効果的な配分に努め財政の健全化を進める一方、マニフェストに掲げた 124 施策のうち、およそ 7 割に当たる 88 施策を予算化し、マニフェスト達成に向けて力強い第一歩を踏み出す予算として編成した。

(イ) 平成 20 年度決算は、市税収入については、厳しい景気情勢の中でも業績が堅調に推移する企業があったことから、市民税法人分が増収になったことに加え、区役所・支所と行財政局が一丸となって徴収率向上に努め 10 年連続の向上を果たしたことなどにより、かろうじて予算額を確保したものの、平成 20 年秋以降の急激な景気後退の影響を受けて、株式等譲渡所得割交付金や配当割交付金などの府税交付金が大幅な減収となったことなどから、実質収支は 30 億円の赤字となった。

(ウ) 平成 21 年度における一般会計の財政運営については、平成 20 年来の急激な景気悪化の影響を本格的に受け、実質収支で赤字を計上した平成 20 年度にも増して厳しい財政状況となることを見込まれることから、市民税法人分の減収の一部を補てんするための減収補てん債の発行をはじめとする財源の確保と、全庁を挙げて一層の経費節減に努めるなど、収支改善に向けた取組を進めていく。

(エ) 平成 20 年度決算は、財政健全化法が本格的に施行されて初めての決算となる。財政健全化法に基づく健全化判断比率については次ページのとおりであるが、一般会計が実質赤字となったことに加えて、国民健康保険事業、市バス・地下鉄事業の赤字により、平成 19 年度に引き続き連結実質赤字を計上している。特に、市バス・地下鉄事業については、資金不足比率が経営健全化基準の 20%を大きく超過してお

り、財政健全化法に基づく経営健全化計画を策定することとなる。

今後の財政運営においては、一般会計のみならず全会計を見据えた、連結の視点が一層重要となることから、新たに設置した財政健全化推進本部を中心として、全庁を挙げて、「京都未来まちづくりプラン」に掲げた行財政改革・創造の取組を加速させ、京都の未来に責任を持つ財政運営を確立していく。

イ 特別会計

国民健康保険事業は、経済状況の悪化等に伴い保険料収入が減少したものの、一般会計からの財政支援として被保険者一人当たり過去最高額となる繰入を行ったことや、前期高齢者交付金、国庫補助金が予算を上回って収入されたことなどから、単年度収支は 13 億 32 百万円の黒字となり、累積赤字は 91 億 12 百万円に縮小した。

ウ 公営企業会計

(ア) 水道事業は、有収水量の減少による料金収入の減収に伴い、経常収益が減少した。

しかしながら、支出面において、「中期経営プラン」に基づく人件費等の削減に加え、支払利息等が減少したことにより、経常費用が減少したことから、損益は 2 億 62 百万円と 2 年連続の黒字となり、累積黒字は 52 億 69 百万円となった。

(イ) 公共下水道事業は、有収汚水量の減少による使用料収入の減収に伴い、経常収益が減少した。しかしながら、支出面において、「中期経営プラン」に基づく人件費等の削減に加え、減価償却費等の減少や支払利息等の大幅な減少により、経常費用も減少した。この結果、1 億 12 百万円の経常損失を生じたものの、特別利益を加え、損益は 28 百万円と 8 年連続の黒字となり、累積赤字は 20 億 94 百万円に減少した。

(ロ) 自動車運送事業は、「交通事業ルネッサンスプラン」に基づく経営健全化の取組を推進し、人件費や経費の削減に取り組んだものの、定年退職者数のピークに伴い、退職手当が増加したこと等により、経常費用は前年度を上回った。しかしながら、観光シーズンにおける臨時便の増発等により、旅客数の増加が図れたことなどから、純損益は 5 億 46 百万円と 6 年連続黒字を確保し、累積赤字は 116 億 75 百万円に減少した。

(ハ) 高速鉄道事業は、東西線延伸開通の平年度化に伴う旅客数の増加や構内営業料収入の増加などにより、経常収益は前年度を上回った。また、支出面では、高金利企業債の借換えによる支払利息の減少などにより経常費用は前年度を下回ったことから、純損益は前年度に比べ 14 億 55 百万円改善したものの、144 億 20 百万円の赤字となった。この結果、累積赤字は 3,042 億 92 百万円に増加した。

エ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
20 年度	0.87%	8.63%	12.0%	240.0%
19 年度	—	10.45%	11.8%	234.6%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	400.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	—

公営企業における資金不足比率

	自動車運送事業	高速鉄道事業
20 年度	59.7%	133.5%
19 年度	63.1%	128.8%

※経営健全化基準 20%

【経過措置】

20, 21 年度決算 40.00%
22 年度決算 35.00%
23 年度決算～ 30.00%

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を第 4 回市会（9 月定例会）で行い、その結果、決算 25 件はいずれも認定された。（平成 20 年度決算は、財政健全化法の本格実施に伴い、従前は 11 月定例会で審査していた一般会計決算等も 9 月定例会に提出されている。）

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 5 号 平成 20 年度京都市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成 20 年度より、糖尿病等生活習慣病の予防・改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導が実施された。平成 20 年度予算に対する付帯決議において、市民周知や契約医療機関拡大等により実施率の向上を求めていたが、どちらも目標実施率を下回る結果となった。今後とも更なる制度周知・受診勧奨を積極的に行い、実施率の向上に努めること。

報第 6 号 平成 20 年度京都市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

平成 20 年度決算の介護予防事業においては、約 5 億円の不用額が発生している。厳しい財政状況が続く本市において必要な予算として確保した以上、不用額をなくし、執行率の向上を図ること。あわせて、福祉事務所、地域包括支援センター、地域介護予防推進センターとの連携を密にし、介護予防を推進すること。

報第 23 号 平成 20 年度京都市病院事業特別会計決算

京都市病院事業においては、独立行政法人化の推進や P F I 方式の導入などを柱とする病院事業改革プランを着実に実行し経営基盤の安定強化を図ったうえで、公的医療の責務を果たすために医療の質の向上及び職員の意識改革を不断に進めていくこと。

報第 24 号 平成 20 年度京都市水道事業特別会計決算

大地震により水道施設が大きな被害を受けると、市民生活や消防活動に大きな影響が生じる。しかし、水道管の耐震化率が平成 20 年度末で 6.9%であるなど、耐震化対策の進捗は遅れている状況である。

よって、地震に強い水道施設を着実に整備していくために、国に対して補助制度の拡充を要望するとともに、計画的な事業実施を図ること。

報第 26 号 平成 20 年度京都市自動車運送事業特別会計決算

バス事業においては、6 年連続の黒字決算となったが、不良債務はいまだ 100 億円を超えている。今後、その着実な解消を図るため、更なる経営健全化の取組を進めるとともに、一般会計からの補助金の縮減に努めるべきである。

また、市民や乗客のニーズを把握し、これまで以上に乗客増対策や効率的な運営に努め、更なる経済性を発揮できるよう努めること。

報第 27 号 平成 20 年度京都市高速鉄道事業特別会計決算

地下鉄事業に関する財政措置の拡充については、喫緊の課題である。平成 21 年度中に策定予定の経営健全化計画にも影響を与えるものであり、現行の経営健全化出資制度終了後（平成 26 年度以降）の制度継続と共に、地下鉄施設の実耐用年数に見合った企業債の償還期限の延長並びに補助制度の拡充など、国に対し更なる働き掛けを強めるべきである。

3 国の予算・施策に関する提案・要望行動

本市の平成 22 年度国家予算に関する要望については、地域主権時代をリードし、市民との共汗と行政の縦割りを排した政策の融合による総合的なまちづくりを推進していくため、国の理解と協力が必要な提案・要望として、「国家戦略としての京都創生」、「地球温暖化対策の強化」等、66 項目を取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 21 年 6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への提案・要望を行った。12 月には、「地方の実情にきめ細かく配慮した地方交付税制度改革」、「道路・街路事業に必要な予算の確保と継続事業量に配慮した予算の配分」等の 5 項目を緊急要望として取りまとめ、「国家戦略としての京都創生の提案」と併せて民主党京都府総支部連合会及び地元選出国會議員に提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 22 年度）」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

ア 「平成 22 年度国の予算・施策に関する提案・要望」

〈6 月〉関係省庁及び地元選出国會議員に提案・要望（6 月 3 日～）

イ 「『国家戦略としての京都創生の提案』及び平成 22 年度国の予算に関する緊急要望」

〈12 月〉民主党京都府総支部連合会及び地元選出国會議員に提案・要望
（12 月 10 日～）

(2) 主な指定都市共同提案・要望

ア 「平成 22 年度国の施策及び予算に関する提案」

〈7, 8 月〉各市が分担して関係省庁に要請

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 22 年度）」

〈10 月〉税財政関係特別委員長会議*（10 月 30 日） ※京都市会は、経済総務委員会が担当

〈11 月〉経済総務委員会等による党派別要望活動

（日本共産党：11 月 18 日 民主党：11 月 19 日 自由民主党：11 月 20 日
公明党：11 月 25 日）

ウ その他の主な要望・提言

- ・「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 4 次提言）」（3 月 27 日）
- ・「地方分権型社会にかなう地方税財政制度の確立にかかる指定都市市長会要請」（5 月 27 日）
- ・「平成 22 年度国家予算編成に関する指定都市市長会緊急意見」（12 月 22 日）
- ・「『国と地方の協議の場』の基本的なあり方にかかる指定都市市長会提案」（12 月 25 日）

第 6 地球温暖化対策の主な事業について

1 はじめに

京都市は、地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催地であり、温室効果ガス排出削減目標などを定める京都議定書発祥の地として、全国で初めて「地球温暖化対策条例」を制定するなど、地球温暖化対策について先進的な取組を進めてきた。

環境負荷の低いコンビニエンスストアを市役所本庁舎内に社会実験のモデルとして開設した「エコ・コンビニ みやこスタイル」をはじめ、平成 21 年に実施した地球温暖化対策の主な事業の概要等について記載する。

2 京都市役所庁舎「エコ・コンビニ みやこスタイル」について

「エコ・コンビニ みやこスタイル」は、社会的インフラであるコンビニエンスストアと環境への取組を融合させた「環境にやさしいコンビニエンスストアモデル」であり、環境モデル都市である京都市から発信することで、社会全体への環境意識の啓発、循環型社会の実現に寄与することを目的としている。

平成21年に京都市庁舎において実施した社会実験では、環境への取組に加え、障害者就労支援の取組を行った。

(1) 社会実験の概要

ア 名称	「エコ・コンビニ みやこスタイル」
イ 所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地 京都市庁舎内
ウ 施設面積	38.0 m ² (販売スペース 35.0 m ² 商品保管庫 3.0 m ²)
エ 営業期間	平成21年6月23日(火)から平成21年11月30日(月)まで
オ 営業時間	午前8時15分～午後6時(平成21年6月23日～平成21年9月23日) 午前8時15分～午後1時15分(平成21年9月24日～平成21年11月30日) 営業は市役所開庁時のみ
カ 販売品目	約150～200品目(飲料, 弁当, パン, 菓子, 即席麺, 文房具など)
キ 運営主体	京都2R システムプロジェクト 代表 川名卓夫氏 〔 NPO法人プラスワンネットワーク 理事長 川名卓夫氏 NPO法人地域環境デザイン研究所ecotone 代表理事 太田航平氏 〕
ク 協力団体	株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 新浪剛史氏 (商品の仕入れ, 店舗しつらえ, 販売等) コカ・コーラウエスト株式会社 代表取締役社長兼CEO 末吉紀雄氏 (飲料供給, ディスペンサーの無償貸与)

(2) 社会実験における取組内容

ア マイボトル, マイカップへの飲料提供

缶, ビン, ペットボトル入りの商品の販売を行わず, マイボトル等にディスペンサ

一方式で飲料を提供する。

イ マイバッグの推進

レジ袋の配布を行わず、買い物の際には持参されたマイバッグ等を利用する。

ウ マイ箸の推進

弁当等の購入時に割り箸の配布を行わず、マイ箸の利用を促す。ただし、希望者には割り箸(間伐材を使用)を店舗において有料で販売する。

エ LED照明

店舗内の照明には、消費電力の少ないLEDを使用する。

オ 天然ガス車等による物流

店舗への物流は、天然ガス車等の低公害車を使用する。

カ 障害者就労支援の推進

障害のある方の職場実習を実施する。

(3) 社会実験の成果と課題

6月23日から11月30日までの社会実験には、延べ12,000人を超える利用者があった。マイボトル・マイバッグ・マイ箸の利用も広がり、ペットボトル、レジ袋、割り箸等の削減に一定の効果があつた。社会実験の後期には、営業時間の変更や、飲料の価格変更等の現実的なモデル展開を図り、客単価が増加するなどの成果も得ることができたが、一方で、一般のコンビニエンスストアに比べると客単価が半分以下であり採算性に問題があつた。今後、本格実施をするためには収益性の確保や立地条件の見直し等が課題である。

3 電気自動車及び充電設備の普及・促進について

京都市では、低炭素社会と公害のない社会の実現を目指し、環境性能の高い次世代自動車の普及を推進しており、電気自動車が市場投入される時期に合わせ、電気自動車やプラグインハイブリッド車といった次世代自動車の普及を推し進め、サポートする事業を展開する。その一環として、市民が気軽に安心して電気自動車を利用できる環境を整えるため、電気自動車用充電設備の整備や、購入補助制度、カーシェアリング等の事業も行っている。

(1) 政令指定都市で最多となる40基の充電設備の整備

ア 概要

- ・走行時だけでなく充電時もCO₂を排出しない「カーボンゼロ自動車」を目指した取組として、太陽光発電付きの充電設備を6基設置
- ・6基中2基は、太陽光発電と蓄電機能を兼ね備えた政令指定都市初の充電システム
- ・電気自動車「i-MiEV」に約30分でフル充電が可能な急速充電設備を3基設置。緊急時の充電にも対応

イ 設置場所

- ・市内各所の公共施設33箇所に設置

ウ 充電に伴う電気料金

- ・無料

(2) 市民・事業者への普及支援**ア タクシー・レンタカー事業者等への普及支援****(ア) 補助対象**

- ・タクシー・レンタカー事業者及び両事業者へ車両のリースを行う事業者

(イ) 補助額

- ・電気自動車 1台につき上限30万円(京都府との合計で上限60万円)
- ・プラグインハイブリッド車 1台につき上限15万円(京都府との合計で上限30万円)

(ウ) 補助台数

- ・電気自動車, プラグインハイブリッド車ともに, 先着10台

イ 中小企業の電気自動車導入と充電設備設置に対する融資

- ・電気自動車, プラグインハイブリッド車の新規購入(年利 2.0%, 限度額 2,000 万円)
- ・電気自動車充電設備の購入(年利 1.5%, 限度額 2,000 万円)

ウ 軽自動車税の免除**(ア) 対象**

新期購入だけでなく, 既存の電気自動車も対象とする。

(イ) 期間

平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間

(3) 公用車への電気自動車導入とカーシェアリング

電気自動車「i-MiEV」を三菱自動車から5台購入し, 市民・事業者・行政が共同利用する「カーシェアリング」を行い, 幅広く活用する。

ア 車種

- ・三菱「i-MiEV」(軽自動車)

イ 車両のラッピング

- ・「DO YOU KYOTO?」プロジェクトのデザインでラッピング。松永真氏制作

(4) カーシェアリング事業

- ・平日は公用車として利用し, 休日には市民に無料でレンタルするなど, 市民と行政が共同で利用する。
- ・複数の事業者間での共同利用などに活用する。

(5) 総事業費

1億900万円【うち, 国庫補助7,250万円】



4 太陽光発電システム設置助成制度について

(1) 経過

京都市では、温室効果ガスである二酸化炭素を発電時に排出しない再生可能エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システム設置助成制度を平成15年度に創設し、本市域内の住宅に設置した方を対象に、設置費用の一部を助成している。

(2) 平成 21 年度概要

ア 対象者

平成20年度又は平成21年度に京都市内で住宅用太陽光発電システムを設置した方で、次のいずれかに該当する方

- ・戸建住宅に太陽光発電システムを設置した個人
- ・分譲共同住宅に太陽光発電システムを設置した当該住宅の区分所有者（個人に限る。）又は管理組合
- ・賃貸共同住宅に太陽光発電システムを設置した個人

※本助成制度において「設置した」とは、電力会社との電力受給契約を締結した時点をいう。

イ 助成額

○景観規制区域（*1）において、所定の手続（*2）を行った場合、最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）1kW当たり 80,000円。（上限4kWまで。）

○景観規制区域外において、最大出力1kW当たり 50,000円。（上限4kWまで。）

*1「風致地区」、「美観地区」、「美観形成地区」、「建造物修景地区」、「眺望空間保全区域」、「近景デザイン保全区域」、「遠景デザイン保全区域」、「歴史的風土保存区域」のいずれかに該当する区域

*2上記「*1」の地区・区域における「許可」、「認定」、「届出」の手続を行い、設置したもの

※平成20年度に設置された方の助成額は、上記にかかわらず最大出力1kW当たり45,000円

5 市会の動き

○ 本会議

- | | | |
|-------------|------|------------------------|
| 平成20年11月20日 | 代表質問 | 地球温暖化対策の取組状況について |
| 平成21年2月25日 | 代表質疑 | 低炭素社会実現に向けての京都市の取組について |
| 平成21年5月20日 | 代表質問 | 環境モデル都市としての取組について |

第 7 京都市人材活性化プラン及び京都市職員 コンプライアンス推進指針の策定について

1 はじめに

市では、職員一人一人が、危機的な財政状況の中でこそ、市民感覚を大切にしながら前向きにチャレンジし、その力を結集して、市民との強い絆の下に生き生きと働く市役所を目指して、平成 18 年 2 月に策定した「京都市人材育成方針」を全面的に見直し、平成 21 年 3 月、人事管理や人材育成の新たな仕組みの導入も含めた「京都市人材活性化プラン」を策定した。また、職員が公のために働く誇りと使命感にあふれ、市民の目線に立って自律的かつ能動的に行動する組織文化の構築を目指し、その判断と行動の基底となるコンプライアンスについて、職員が共通の認識を持って実践していくために留意すべき事項などをまとめた「京都市職員コンプライアンス推進指針」を策定した。

ここでは、これらのプラン及び指針の概要について記載している。

2 京都市人材活性化プラン

(1) 計画期間

平成 20 年度から平成 24 年度まで

(2) 目指す職員像と求められる能力・姿勢

<目指す職員像>

「京都を愛し、公務に情熱と誇りを持ち、市民の信頼にこたえる職員」

【五つの職員像】	【求められる能力・姿勢】
1 公のために働くことを誇りとし、理想と遵法精神を持って責任ある行動をとる職員	① 「住民の福祉の増進」と「最小の経費で最大の効果」という公務の原点を意識した責任ある行動 ② 公務員倫理と遵法精神に則った行動 ③ 市政運営の主体である市民の負託を自覚した行動 ④ 人権尊重の思想を基底に置いた行動
2 地域主権の担い手としての自覚を持って改革を推進する職員	① 社会の変化に即応し、市民の暮らしの実情に向き合う市民本位の政策の立案と実行 ② 目標・期間を明確にしたスピード感のある行動とコスト意識 ③ 主体性を持った専門知識・技術の習得と多様な情報の収集 ④ 困難な状況にも失敗を恐れず立ち向かうチャレンジ精神
3 市民感覚を大切に、常に市民と協	① 丁寧で分かりやすい説明と親切で真心のこもった市民対応 ② 徹底した「現地・現場主義」

働する職員	③ 積極的な情報の提供と政策形成過程からの市民参画の実践
4 人間的な魅力にあふれ、チームワークを大切にする職員	① 職場の風通しをよくするハウレンソウ（報告・連絡・相談）・確認の徹底 ② 市政の状況に対する共通認識と、目標の共有・達成に向けた協働 ③ 組織の一員としての自覚と明るく働きがいのある職場づくりへの協働 ④ 「縦割り」を排し、市役所の総合力を発揮するための政策の融合と組織間協力
5 京都を熟知し、都市の魅力を継承・発展させる職員	① 京都の歴史や文化に関するより高いレベルの知識の習得 ② 京都の魅力・地域力を高め、広めるための主体的な行動 ③ 環境先進都市・京都を担う自覚と未来の環境に責任を持つ行動

上記に加えて、管理監督職員には、次に掲げる能力が求められる。

- ・ 市政全般に関する幅広い視野と将来に責任を持つ長期的な視点
- ・ 行政の目的を効率的・効果的に実現する経営感覚
- ・ 部下職員の能力・状況と事業の進捗よくを的確に把握して、施策を推進する業務管理能力
- ・ 職員力を結集する人望とリーダーシップ
- ・ 職場におけるコンプライアンスを徹底させるとともに、部下職員を公平・公正に評価して、意欲と能力を引き出す指導、育成力
- ・ 「現地・現場主義」に基づいた企画立案能力、調整能力
- ・ 不測の事態に迅速かつ的確に対応する危機管理能力

(3) 人材活性化のための取組項目

「目指す職員像」と職員に「求められる能力・姿勢」を、次の三つの視点に基づく取組によって具体化し、新しい組織文化を構築する。

【視点1】 「意欲・意識」を高める。

- ・ 職責（果たすべき役割）と目標の明確化
- ・ 意欲と主体性を高める人事評価制度の整備
→ 全職員への評価制度の導入、納得性を高める評価項目の設定 等
- ・ 意欲を高め、視野を広げる人事配置
→ 「FA制度」の導入等、部門や職種の枠にとられない人材の活用
- ・ 市民感覚の醸成のための取組の推進
→ 市民感覚の醸成と現地・現場主義の徹底を図る配置、全庁“きょうかん”実践

運動の推進

- ・ 職責に応じた処遇体系への見直し
 - 主任・統括主任の見直し，プロセスと実績の賞与（勤勉手当）等への反映 等
- ・ 表彰・顕彰制度の充実
 - 表彰制度の拡大，顕彰の実施
- ・ 公務員倫理と法令遵守の徹底

【視点 2】 「能力」を引き出す。

- ・ 意欲，能力を引き出す柔軟な人事配置
- ・ 人材育成の観点に立った人材登用の仕組みの整備
 - 係長能力認定試験制度の見直し，女性職員の登用拡大 等
- ・ 職員研修の充実・強化
 - 人事管理の一環としての研修の確立，市の方針や目指す職員像を徹底する視点の導入 等

【視点 3】 「組織力」を強める。

- ・ 人事評価における「チームワーク」と「リーダーシップ」の視点の導入
- ・ 加点主義の組織文化の醸成
- ・ すべての職員が意欲と能力を存分に発揮できる環境の整備
 - 時間外勤務の縮減，子育て中等の職員の仕事と家庭生活が両立できる職場環境と仕組みの整備 等
- ・ 多様な人材の採用
 - 採用試験における面接の重視と多様な視点による選考，「経験者」採用試験の年齢制限の撤廃， 等

3 京都市職員コンプライアンス推進指針

(1) コンプライアンスとは

ア 京都市職員にとってのコンプライアンスとは

法令に従い，これを確実に守るという基本を徹底するとともに，常に「法の一般原則」に立ち返り，創造的かつ主体的に職務を遂行すること。

※ 法の一般原則

従来の「信義誠実の原則」，「権限濫用の禁止原則」，「比例原則」及び「平等原則」に加え，現在では，「市民参加原則」，「説明責任原則」，「透明性原則」，「基準準拠原則」及び「効率性原則」を含意するものとしてとらえられている。

イ コンプライアンスを推進するために

コンプライアンスを推進するためには，平成 19 年 3 月に策定した「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」（京都市職員倫理憲章）を職員一人一人が再認識し，「現地・現場主義」に立って実践するとともに，管理監督職員や局区等が，同行動規範を実践しやすい職場環境づくりを進めることが必要である。

「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」（京都市職員倫理憲章）

- ・ 公私にわたり，高い倫理観を持って，行動します。
- ・ 市民の目線に立って，仕事に全力投球します。
- ・ 法令等を遵守し，不正を許さず，公正に仕事をします。
- ・ 情報を市民に分かりやすく伝え，説明は丁寧に行います。
- ・ 自己研鑽に励み，絶えず改革に取り組みます。

(2) コンプライアンスの推進を支える制度や仕組み

ア 公私にわたる高い倫理観の保持のための取組

(ア) 京都市職員の倫理の保持に関する条例

職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するとともに，職員の倫理観を高揚させることにより，公務に対する市民の信頼を確保する。

(イ) 公務員倫理研修

職員一人一人が公務員倫理に関する意識を高め，組織全体に浸透させる。

イ 市民の目線に立った仕事への専念のための取組

(ア) 全庁“きょうかん”実践運動

地域主権時代のモデルとなるという，より大きな目標を視野に入れて，職員一人一人が市民の目線で，自らの職場の改善に取り組むことにより，市民感覚を市政の隅々まで浸透させるとともに，自律的，主体的な「気風」を醸成する。

(イ) 信頼される市民対応

職員一人一人が，市民に信頼感を与える対応をする。

(ウ) 信頼される服装と身だしなみ

仕事のTPO（時間，場所，場合）に応じた服装や身だしなみを考え，実践する。

ウ 法令等を遵守した公正な職務執行のための取組

(ア) 適正な業務遂行

法令等をしゃく子定規に守るのではなく，その目的や趣旨を踏まえ，公平，公正，効果的かつ効率的で，スピード感のある業務遂行を実践する。

(イ) 適正なサービスの確保

職員に課された義務を遵守する。

(ウ) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

市民からの要望に誠実かつ公正に対応するとともに，不正な要望や不正な言動を伴う要望に対してき然と対応することにより，職員の公正な職務の執行を確保する。

(エ) 公益通報処理制度（内部通報）

本市の業務遂行に係る違法な取扱い又は職員個人の違法行為を早期に発見し，対処することにより，問題が拡大する前に是正する。

エ 市民への分かりやすい情報伝達と丁寧な説明のための取組

(7) 情報の積極的な開示と適切な管理

本市が保有する情報を適切に管理し、広く市民に公開することにより、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民参加、市民協働を促進し、開かれた市政を実現する。

(4) 誠実、丁寧で意を尽くした説明（説明責任）

職員一人一人が、市民の理解と協力を得るために、どのように説明責任を果たせばよいかを考え、実践する。

オ 自己研さんと絶え間ない改革の実践のための取組**(7) 自主的な業務改善（業務と組織の自己変革）**

市政に対する市民の信頼を確保するため、リスク（組織の目標達成を阻害したり、市民の信頼を損なったりする要因）や課題を発見し、自主的に業務を改善するための 4 ステップサイクル（※）を実践する。

※ 日ごろから、リスクや課題の早期発見に努め（ステップ 1）、リスクや課題の内容に応じて改善策を定め、これを周知し（ステップ 2）、その策を適切に実施し（ステップ 3）、改善策の効果を点検し、新たなリスクや課題の発見につなげる（ステップ 4）という四つのステップを繰り返し、自主的な業務改善を行う。

(4) 自己研さんによる能力向上と視野の拡大（職員の自己変革）

自己研さんにより、職務遂行能力の向上を図るとともに、視野を広げ、多角的に物事をとらえることができるようにする。

(3) コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの推進に当たっては、職員一人一人の意識の高揚と実践に加えて、組織を挙げての取組も重要である。本市では、市長を本部長とする全庁“きょうかん”推進本部の下、コンプライアンス所管部局、各局区等の“きょうかん”推進委員会や監察主任等の担当者、そしてそれぞれの業務所管部局が相互に連携することにより市民の信頼の確保に努めている。

4 市会での検討状況**(1) 本会議**

平成 20 年 3 月 7 日 代表質疑 新たな人材育成方針の策定について

平成 21 年 5 月 20 日 代表質問 人材活性化策と職員のモチベーション向上策について

(2) 経済総務委員会

平成 21 年 3 月 12 日 京都市人材活性化プラン(案)の作成についての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 4 月 13 日 京都市人材活性化プランの作成についての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 8 月 17 日 京都市職員コンプライアンス推進指針(案)のパブリックコメントについての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 9 月 18 日 京都市職員コンプライアンス推進指針の策定についての理事者
報告及び質疑応答

第 8 補助金等の適正化の取組について

1 はじめに

補助金等の執行については、これまでも不適正な事例が見られたことから、市会において、見直すべきところは見直すとともに、市民に対し説明責任を果たすことができる仕組みの構築や、条例化などについて提言・提案が行われてきた。

こうした中、社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）に対する補助金等の執行に関する問題が報道され、平成 21 年 2 月に、市長が地方自治法第 199 条第 6 項及び第 7 項に基づく特別監査を監査委員に要求する事態となった。

その監査結果において、補助金の予算の執行に関する基本的事項を市全体として制定することが事務の改善に有用であると指摘されたことを直接の契機とし、これまでの市会における提言・提案等も踏まえ、平成 21 年 11 月の第 5 回市会（定例会）において「京都市補助金等の交付等に関する条例」の制定に関する議案を市長が提出、市会は付帯決議を付し、賛成多数で可決した。

ここでは、主に連盟に対する補助金等の問題及び条例の概要について、記載する。

2 連盟に対する補助金等の監査等について

(1) 経過

大阪国税局の税務調査により、本市が連盟に対して支出した民間社会福祉施設援護費の余剰金について、使途不明金が存在することが明らかになり、平成 21 年 2 月 13 日、新聞報道されることとなった。これを受け、同年 2 月 25 日、市長から監査委員に対し、本市が連盟に支出する公費に係る事務の執行等について監査を要求した。（市長請求の特別監査の実施は 26 年ぶり）

市長による監査要求事項
監査事項 1：平成 10 年度から平成 20 年度までの間に京都市（以下「市」という。）が社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）に対して執行した民間社会福祉施設援護費のうち通勤手当助成費、嘱託医手当助成費、定員割れ対策費、定員弾力化対策費、定員削減対策費、夜間保育対策費及び障害児統合保育対策費（以下「プール制（※）支援分以外の援護費」という。）に係る事務の執行の適否について
監査事項 2：連盟に生じた通勤手当助成費等の余剰金についての平成 10 年度から平成 20 年度までの間の取扱いに対する市の関与に係る事実関係及び事務の執行の適否について
監査事項 3：市の連盟に対する京都市中央斎場待合室接遇業務委託に係る事実関係及び事務の執行（特に、契約の相手方の選定、委託料の算定及び当該委託業務の履行状況）の適否について
監査事項 4：平成 19 年度及び平成 20 年度に市が連盟に対して執行した民間社会福祉施設

<p>設援護費（通勤手当助成費等を除く。）及び保育所運営費に係る財務に関する事務の執行の適否について</p> <p>監査事項 5：平成 19 年度及び平成 20 年度における市の連盟に対する障害児統合保育に関する助言指導及び研修事業等委託及び給食業務相談等事業委託に係る財務に関する事務の執行の適否について</p> <p>監査事項 6：平成 19 年度及び平成 20 年度に市が連盟に対して執行した京都保育研究所事業補助金，看護学修得事業補助金及び八瀬野外保育センター運営補助金に係る財務に関する事務の執行の適否について</p> <p>監査事項 7：監査事項 6 の補助金に係る連盟の出納その他の事務の執行の適否について</p>
--

同年 6 月 17 日に監査事項 1，2 及び 4 について，7 月 31 日に監査事項 3，5，6 及び 7 について，監査結果が公表され，公費支出に係る事務の執行等に係る諸々の問題点が指摘されるとともに，市長に対し必要な措置を採るよう求められた。

※ 民間保育園の職員処遇の向上と運営の安定化を図るため，各園に対する国の補助金に市独自の補助金を加え，全市統一の給与基準と配置基準に基づき再配分する制度

(2) 監査において措置を求められた事項と本市が講じた措置

ア プール制支援分以外（※）の援護費に係る事務の執行について（監査事項 1）

※ 通勤手当助成費等 7 項目の援護費であり，人件費として全市統一基準で配分されるプール制とは異なり，各援護費ごとに，個別の保育園の状況に応じて各保育園に配分されるもの

(7) 監査委員から措置を求められた事項

- a プール制支援分以外の援護費は，連盟を経由せず，市が直接保育園に支出する方法に改めること。
- b プール制支援分以外の援護費の支出額の算定に使用する保育人員等の対象数を，予算積算上の数値から実績数値に改めること。
- c 要綱は，支出目的，支出対象，支出額等の支出根拠を明確に定めるなど，適切に整備すること。

(イ) 本市が講じた措置

「京都市民間保育園援護費支出要綱」及び「京都市民間保育園援護費支出要綱細則」を改正し，本市から直接保育園に支出することとし，支出目的，支出対象，支出額などの支出根拠について明記した。

また，精算が必要な項目については，事業の実施実績等に応じ精算処理することも明記し，保育園に要綱等の支出基準を上回る余剰金が発生しない仕組みを構築した。

イ プール制支援分以外の援護費について生じた余剰金について（監査事項 2）

(7) 事実関係の概要

a 余剰金の発生過程等

市から連盟への支出額と連盟から各保育園への支出額の両方を保育課が実質的に決定しており，両者の差額である余剰金の発生過程に保育課が深く関与していた。

また、余剰金を財源とした予算外経費の支出の多くにも保育課が関与していた。

b 余剰金の発生、累積及び残存の状況等

監査対象期間（平成 10 年度～平成 20 年度）中に発生した 2 億 6,296 万円と、平成 9 年度末時点での口座残高 6 億 2,805 万円の合計 8 億 9,101 万円の余剰金が発生していた。平成 20 年度に 1 億 9,000 万円が返還され、監査時点における累計剰余金は 7 億 101 万円である。

(イ) 監査委員から措置を求められた事項

- a 余剰金の累積額のうち、本市に返還されていない 4,000 万円（平成 19 年度に生じた余剰金の一部）について、連盟に対し返還を請求すること。
- b 余剰金の累積額 6 億 6,101 万円については、連盟に対する返還請求権が時効消滅しており、かつ、予算外経費への充当により連盟にも残存していない。

予算外経費への充当の経緯や用途を総合的かつ慎重に勘案し、実質的に本市の損失と認めるべきものを特定したうえで、その補てんのために必要な措置を講じること。

(ウ) 本市が講じた措置

- a 平成 21 年 7 月 15 日、平成 19 年度に支出した援護費の一部について連盟に生じている余剰金のうち、本市に返還されていない 40,008,120 円について連盟に返還を請求し、同日、連盟から上記金額の全額の返還を受けた。
- b 余剰金の累積額 661,010,510 円について費消されるに至った経緯、その用途等を調査した結果、68,225,817 円を実質的な本市の損失と認定した。よって、同金額について、連盟に対して自主的に納付するよう求め、連盟から全額の返還を受けた。

ウ プール制支援分の援護費（※）に係る事務の執行について（監査事項 4）

※ 全市統一の給与基準及び職員配置基準により、援護費等を財源として各保育園に人件費を再配分するシステムである連盟のプール制の財源となる援護費である。
プール制では、連盟で定めるプール制基準に基づき算定した人件費と市から直接受け取る国基準運営費人件費との差額を各保育園にプール制配分金として支出している。

(7) 監査委員から措置を求められた事項

- a プール制支援分の援護費の性格（連盟が運営するプール制への補助）に応じた適切な制度となるよう、関連規程の整備を含め、事務の執行を改善すること。
- b 連盟の会計に生じているプール制支援分の援護費の余剰金 7 億 5,564 万円を解消するよう措置すること。

(イ) 本市の対応

- a 平成 21 年 8 月 3 日に設置した「京都市プール制検討委員会」において、補助制度としてのプール制支援の在り方を含め時代の要請にこたえるものとするため、市民感覚も入れた、オープンな審議が行われ、平成 22 年 1 月 15 日に答申がされた。平成 22 年 2 月には、この答申に沿った具体的なプール制見直し案を連盟に提示し、

以降、連盟とともに協議を重ね、3月26日の連盟臨時総会において大卒について了承され、平成22年4月から実施している。

なお、平成22年2月市会において決議された「民間保育園プール制・新制度の円滑な施行を求める決議」も踏まえ、新制度の施行に当たっては、今後も連盟をはじめ保育関係者と十分に検討協議を行っていくものとされている。

- b 解消を求められていたプール制支援分の援護費の余剰金については、平成20年度末までの余剰金累積額（7億5564万円）を特定財源として、新たに本市において「京都市子育て支援事業基金」を設置することで解消を図ることとした。これについては、平成22年2月24日付けで同基金を設置するための京都市子育て支援事業基金条例が可決されており、連盟からも同余剰金累積額の納付を受けている。

エ 京都保育研究所事業補助金、看護学修得事業補助金及び八瀬野外保育センター補助金に係る事務の執行及び同補助金に係る連盟の事務の執行について（監査事項6及び7）

(7) 監査委員から求められた事項

a 京都保育研究所事業補助金について

- (a) 前金払又は概算払により補助金を支出するよう事務を改めること。
(b) 補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改めること。
(c) 補助の目的、対象範囲、事務手続等について明確にした要綱を整備すること。

b 看護学修得事業補助金について

- (a) 平成19年度及び平成20年度の補助金のうち、補助対象外の経費に充当されたと認められる合計1,401,801円について、連盟に対し返還請求を行うこと。
(b) 概算払により補助金を支出するよう事務を改めること。
(c) 補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改めること。
(d) 補助の目的、対象範囲、事務手続等について明確にした要綱を整備すること。
(e) 連盟に対し適切な補助申請及び実績報告を行うよう指導すること。

c 八瀬野外保育センター補助金について

- (a) 補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう改めること。
(b) 補助の目的、対象範囲、事務手続等について明確にした要綱を整備すること。
(c) 連盟に対し適切な補助申請及び実績報告を行うよう指導すること。

(イ) 本市が講じた措置

a 看護学修得事業補助金に係る余剰金の返還請求

イ（イ）aに掲げた金額のほか、監査対象期間外ではあるが、消滅時効に掛かっている平成16年度から平成18年度までの3箇年における看護学修得事業補助金の使途についても調査したところ、2,103,627円が、補助対象外の経費に充当されていることが確認された。

このため、平成21年8月28日、合計3,505,428円について連盟に対して返還を請求し、同年9月7日全額の返還を受けた。

b その他の措置

措置を求められた三つの補助金について、平成 21 年 9 月 1 日に助成要綱を策定し、補助の目的、対象範囲、事務手続等について明確に規定した。また、連盟に対し適切な補助申請及び実績報告を行うよう指導した。

引き続き、特別監査の指導事項に沿って迅速に事務手続の適正化を図るとともに、補助金については、各事業についての補助目的や対象を明確にした要綱を作成し、補助金額等も再度精査のうえ、予算執行を行うとともに、執行状況の具体的な把握に努めていく。

※ 措置の要求がなかった監査事項 3 及び監査事項 5 については、割愛する。

3 京都市補助金等の交付等に関する条例の制定**(1) 制定の目的**

補助金等（※）の交付に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行が適正に行われること、また、補助金等の交付の決定における公平性、公正性及び透明性を確保することを目的とする。

※ 特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のもので交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないもの

(2) 条例の概要**ア 総則的事項****(7) 市長等の責務（第 4 条及び第 5 条）**

a 市長等は、補助金等の交付の目的、趣旨及び効用、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況並びに本市の財政状況等の諸般の事情を総合的に考慮して、補助金等の交付の決定を行わなければならない。

b 補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者（以下「補助事業者等」という。）は、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(4) 補助金等の交付に当たって明確に定めるべき事項（第 6 条）

市長等は、補助金等の交付に当たっては、補助金等ごとに、支出の目的、支出先となる補助事業者等、補助限度額及び金額の算定根拠を明確に定める。

(7) 補助金等の見直し（第 7 条）

市長等は、補助金等の目的及び成果が、市民の福祉の向上及び利益の増進に資するものとなるよう、社会経済情勢等の変化に的確に対応して、補助金等の見直しを図るように努める。

(4) 補助金等の交付状況の公表（第 8 条）

市長等は、毎年 1 回、補助金等の交付の状況を取りまとめ、市民に公表する。

イ 補助金等の交付の申請及び決定に係る事項（第 9 条～第 14 条）

補助金等の交付の申請，申請に対する交付又は不交付の決定，交付決定をする場合に付される条件，申請者からの取下げ及び事情変更による交付決定の取消し等について規定する。

ウ 補助事業等の遂行に係る事項

(ア) 補助事業者等は，善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないこと，また，関係書類を整備して，一定期間保存しておかなければならないこととする。(第 15 条及び第 16 条)

(イ) 市長等は，補助事業者等に対し，補助事業等の遂行状況の報告を求めたり，交付の決定の内容に従った遂行を指示したりすることができることとする。(第 17 条)

(ウ) 補助金等の額の確定は，原則として，市長等が，補助事業者等から事業完了後の実績報告等の提出を受け，交付の決定の内容に合致していることを確認したうえで行うこととする。(第 18 条及び第 19 条)

エ 補助金等の返還等に係る事項（第 22 条及び第 23 条）

市長等は，補助事業者等が交付の決定の内容や条件に違反したときは，交付の決定を取り消し，既に支出した補助金等の返還を求めることができることとする。

また，返還を求める補助金等に対し，加算金や延滞金を課することができることとする。

オ その他の事項（第 26 条）

補助事業者等が補助事業等により取得した財産の処分の制限に関する規定等を定める。

(3) 条例の施行日

平成 22 年 4 月 1 日

(4) 議第 158 号 京都市補助金等の交付等に関する条例に対する付帯決議（平成 21 年 12 月 10 日議決）

今回の条例は，平成 22 年 4 月 1 日施行となっているため，この条例の施行の前日に市長等が補助金等を交付し，又は交付しない旨の決定をした事務又は事業については，適用しないと明記されているが，今日までの補助金等の対象となる事業についても公正性や透明性が確保されるように努めること。

また，平成 22 年度予算編成作業においては，この条例が施行される前ではあるが，この条例の趣旨を踏まえること。

4 市会の動き

(1) 本会議

平成 20 年 11 月 20 日 代表質問 補助金支出基準の明確化

平成 21 年 2 月 25 日 代表質疑 京都市保育園連盟の補助金の不正処理

平成 21 年 2 月 26 日 代表質疑 保育園連盟の補助金不正流用等

平成 21 年 10 月 1 日 代表質問 補助金等の交付に関する条例

平成 21 年 12 月 1 日 代表質問 保育園連盟の補助金の不正処理

(2) 教育福祉委員会

平成 21 年 8 月 5 日 京都市保育園連盟に対して執行された委託料等に係る市長要求による特別監査の結果及び今後の対応についての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 12 月 3 日 社団法人京都市保育園連盟に対する民間社会福祉施設援護費の支出等に関する調査結果報告書についての理事者報告及び質疑応答

第 9 京都未来まちづくりプランについて

1 はじめに

市では、危機的な財政状況にあっても、市民生活をしっかりと守り、未来の京都のまちづくりに向けた必要な施策・事業を推進するため、平成 20 年度から平成 23 年度までの市政運営の羅針盤として、市民との「共汗」、政策の「融合」を基本に、「政策推進」と「行財政改革・創造」の取組が一体となった「京都未来まちづくりプラン」を平成 21 年 1 月に策定し、取組を着実に推進している。

2 計画期間

平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間

3 計画策定の背景

- ・ 急激に深刻化する地球環境問題をはじめ、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、世界的な景気後退、食糧危機などが発生している。
- ・ 市では、財政基盤が脆弱な中にあっても、これまでから、福祉や教育の充実を図りつつ、絶え間なく行財政改革に取り組んできたが、国から配分される地方交付税などが大幅に削減されたことから、本市財政は、このままでは財政再生団体に転落しかねない危機的な状況にある。

4 財源不足の解消方策

- ・ 平成 23 年度までの 3 年間で見込まれる財源不足見込額は 964 億円（平成 20 年 7 月試算）にも達し、大胆な行財政改革の取組を行わなければ、3 年後には財政再生団体に転落しかねないほどの危機的な状況にある。
- ・ 市自らが率先して、人件費の削減などを行ったうえで、「子どもに笑顔、若者に夢、お年寄りに安心と生きがい」を第一として、徹底した事務事業の見直しを行い、財源不足の解消を図る。

<解消方策と削減額>

① 人件費の削減	170 億円
② 事務事業の見直し、投資的経費の抑制 及び公営企業に対する繰出金の縮減	200 億円
③ 政策経費の圧縮（「共汗」と「融合」 による新規・充実事業の精査）	20 億円
④ 市税徴収率等の向上、保有資産の売却	140 億円
⑤ 退職手当債の活用	204 億円

<特別の対策>

事務事業の見直しによる市民生活への影響を可能な限り抑制するため、

- ・ 緊急の人件費抑制策（全職員の給与減額措置，厚生会事業主負担の 3 年間凍結）
- ・ 行政改革推進債の活用

を実施し 230 億円削減する。

なお，京都未来まちづくりプランの改革・創造の取組を着実に推進することにより，財源不足を一定縮小させることができているが，平成 20 年度後半からの急激な景気悪化の影響などにより，市税収入が落ち込んでいることに加え，歳出面でも生活保護費などが急増していることから，財源不足は当初の見通しから拡大している。

平成 22 年度予算編成に当たっては 305 億円の財源不足が見込まれ，次のとおり解消を図ることとした。

<解消方策と削減額>

1 未来まちづくりプラン改革創造の取組の徹底 152 億円

① 人件費の削減 43 億円

行政運営の更なる効率化による職員数の削減など 27 億円

<特別の対策>緊急の人件費抑制策 16 億円

② 事務事業の見直し，投資的経費の抑制及び公営企業に対する繰出金の縮減 18 億円

③ 市税徴収率等の向上，保有資産の売却 23 億円

④ <特別の対策>行政改革推進債の活用 68 億円

2 未来まちづくりプラン後の急激かつ大幅な市税収入等の減に対応する新たな取組 153 億円

① 全庁挙げた徹底した事務事業の見直し 30 億円

② 政策経費の圧縮 6 億円

③ 下水道事業における雨水処理負担金平準化継続 32 億円

④ 地方交付税等の確保 12 億円

⑤ 国の 21 年度補正交付金の活用 11 億円

⑥ 減収補てん債の活用 12 億円

⑦ 基金の活用 9 億円

⑧ <特別の対策>公債償還基金の活用 41 億円

※ 特別の対策 計 125 億円

行財政改革推進債 68 億円，緊急の人件費抑制策 16 億円，公債償還基金の活用 41 億円

5 計画の特徴

- ・ 「政策推進」と「行財政改革・創造」の取組が一体となっている。
- ・ いのち，環境，知恵，ひと，刷新の五つの京都力向上策の下，未来のまちづくりを進める上で必要な 136 施策・384 事業を掲げる。

- ・ 原則、すべての事業に、市民と「未来の京都」の姿を共有してその実現を目指すために指標として現況値と目標値を定めた「共汗指標」を設定

6 計画の概要

(1) 政策推進プラン

ア 概要

- ・ 5つの京都力向上策（いのち、環境、知恵、ひと、刷新）を柱として、29の基本方向で構成
- ・ 「子どもに笑顔、若者に夢、お年寄りに安心と生きがい」を第一として、136施策、384事業、経費総額約3,100億円（※約6,200億円）を計上
※（ ）は中小企業金融支援事業、約3,100億円を含む。
- ・ 原則、すべての事業に、市民の皆様と未来の京都の姿を共有し、その実現を目指すための指標として現況値と目標値を定めた「共汗指標」を設定

イ 5つの京都力向上策と29の基本方向

○ いのちを大切にす

<基本方向>

- 1 人権尊重のまちづくり
- 2 誰もが安心して健やかに暮らす
- 3 子どものいのちを守り育む
- 4 笑顔・健康都市の実現
- 5 災害からいのちを守る
- 6 市民の暮らしを支える都市基盤の整備

○ 環境への高い志を共有する

<基本方向>

- 1 地球にやさしい環境共生のまちづくり
- 2 公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現
- 3 「世界で最も美しい都市・京都」の推進
- 4 京都創生を推進し、都市の魅力を更に向上
- 5 豊かな自然と緑を守り育てる

○ 知恵を活かし、活力を高める

<基本方向>

- 1 産学公の知恵で新産業を創出
- 2 京都ならではの産業の振興
- 3 21世紀の活力を担う南部地域の魅力あるまちづくり
- 4 お年寄りをはじめ市民の知恵と経験で京都づくり
- 5 「和の文化」を深め、世界に発信
- 6 「大学のまち・京都」の魅力を更に向上

○ **ひと**を育て、まちを元気にする

＜基本方向＞

- 1 次代を担う子どもたちをしっかりと育成
- 2 幅広い市民の英知の結集で未来の京都づくり
- 3 自治・自立・協働のまちづくり
- 4 若者が夢と希望を持って挑戦できるまちづくり
- 5 学生や留学生の活躍で京都がはつらつと
- 6 誰もが、いつでもどこでもスポーツに親しめるまちづくり

○ **刷新**し、市役所を変える

＜基本方向＞

- 1 不祥事を根絶し、市民に信頼される市役所づくり
- 2 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」設置
- 3 市民参加と現地・現場主義で市役所を抜本改革
- 4 「笑顔・親切・ていねい・テキパキ」な窓口サービスの推進
- 5 市民感覚を徹底し、活気あふれる市役所づくり
- 6 未来の京都をつくる徹底した行財政改革・創造

ウ **融合モデル(案)**

市民の目線で政策を融合させ、より効果的で無駄のないものとするため、プランに掲載した事業等を基に融合した 12 の「融合モデル(案)」を作成し、この案の具体化に向け積極的に取組を進めている。

<融合モデル（案）の例>

京都の強みを活かしたコンテンツ産業の育成

融合対象事業

- コンテンツ産業の振興（産業観光局）
- フィルムツーリズムの推進・ロケ支援の充実（産業観光局）
- 京都国際マンガミュージアムの新展開に向けた検討（教育委員会）

京都国際マンガミュージアムや映画ロケ地・撮影所など京都が強みを有する多様なコンテンツ資源の連携という視点で融合します！

概 要

マンガ・アニメ、映画、ゲームなどの個別分野の領域を超え、更には、文化・観光といった側面も加え新たな事業展開に向けたコンテンツ産業の振興を図る。そのためにも、京都市コンテンツビジネス研究会での議論や調査研究を踏まえ、産業面からのみでなく文化、観光面からの連携が図られた事業を検討・実施する。

期待される効果

- ◆ 新産業の創出により、マンガ・アニメ、映画、ゲームなどコンテンツ産業に加え、文化・観光の振興にもつながる幅広い効果
- ◆ 情報共有や合同事業の企画などによる、事業の効率的・効果的な実施

今後の進め方

- ◆ 京都市コンテンツビジネス研究会や京都国際マンガミュージアム新展開検討会での議論も踏まえつつ、以下のとおり実施
 - コンテンツ産業の発展可能性の研究、振興策の検討・実施
 - マングミュージアムの活性化策の検討、実施
 - ロケ地情報の発信、ロケ支援の充実の検討・実施

○その他の融合モデル

- 障害のある市民の就労支援
- 社会全体で取り組む「食」の環境づくり
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 人にやさしいまちづくり（サービス・建築物等）の促進及び情報提供
- 自主的なまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化
- 雨に強いまちづくり
- 商店街を拠点にした「環境にやさしいお買い物のまちづくり」モデル
- 資源の再利用化の促進
- 「歩いて楽しいまち」で京都力向上
- 放課後の子どもたちの居場所づくり
- 子ども・若者・家庭の総合支援

(2) 行財政改革・創造プラン

ア 改革・創造方針

- ・ 市民参加・共汗の推進と市役所の仕事の結果や効果を市民に「見える化」する。
- ・ 時代の変化等を常に捉えながら公民の役割分担を絶えず見直し、最適な市民サービスを提供する。
- ・ 将来にわたり必要な施策・事業を実施していくため、京都の未来に責任を持つ財政運営の確立を図る。

イ 目標

(7) 市民感覚・民間経営感覚による行政運営の確立

- ・ 市民起点の効率的・効果的な行政運営

(4) 京都の未来に責任を持つ財政運営の確立

- ・ 京都の未来を築く共汗・融合型の戦略的予算編成
- ・ 歳入に応じた予算編成
- ・ 公営企業や特別会計，外郭団体も含めた財政の健全化
- ・ 市債残高の減少を目指した市債の管理

ウ 七つの推進項目と 24 の改革の取組項目

(7) 行政運営手法の改革

- ・ 未来の京都づくりを進めるための都市経営
- ・ 市民との「共汗」による協働の推進
- ・ 民間の知恵・活力の積極的な導入
- ・ 縦割り行政の打破・二重行政の解消
- ・ I T 化の推進

(4) 歳出構造の見直し

- ・ 徹底した事務事業の見直し
- ・ 総人件費の削減
- ・ 公の施設等の見直し
- ・ 投資的経費の抑制
- ・ 繰出金の見直し

(7) 歳入の確保

- ・ 自主財源の拡充強化
- ・ 保有資産の有効活用
- ・ 受益者負担の適正化

(4) 市民サービスの改革

- ・ 社会経済状況の変化等に対応したサービス提供の見直し
- ・ 民間企業並みの窓口サービス提供の推進

(7) 庁内の改革

- ・ 市民から信頼される市役所づくり

- ・ 活気あふれる市役所づくり
- ・ 透明性と説明責任の徹底

(カ) 公営企業・特別会計の改革

- ・ 公営企業の経営健全化
- ・ 国民健康保険事業など特別会計の見直し

(キ) 外郭団体の改革

- ・ 外郭団体の在り方の見直し
- ・ 経営の抜本的な改善
- ・ 財政的関与及び人的関与の見直し
- ・ 組織の活性化

(3) 市民の皆様と「共汗」で推進

- ・ 多様で複雑になる市民ニーズにきめ細かく対応するためには、行政の組織だけではなく、長い歴史の中で培われた京都の「市民力」や「地域力」をしっかりと市政に生かすことが重要である。
- ・ これからは、職員がまず意識と行動を改革し、汗をかく中で、市民の皆様の魂を揺さぶり、市民の皆さまと行政がそれぞれ知恵と力を合わせ、共に汗をかく「共汗」の取組を市政のあらゆる分野で進め、政策推進プランに掲げた施策・事業を着実に推進している。

(4) 地域主権の時代にふさわしい地方自治の確立

- ・ 真の地域主権を確立し、京都の未来を切り拓くためには、より一層、市民の皆さまと「共汗」によるまちづくりを進めるとともに、国と地方の役割分担や税源配分を改め、国から地方へと大胆に権限及び財源を移譲し、地方の自由度を高めて、「国のかたち」を抜本的に変えていく必要がある
- ・ このため、国から地方への大幅な権限及び財源の移譲や、大都市税源の拡充強化等をこれまで以上に強く訴えていく。

(5) 次期基本計画の策定に向けて

- ・ 平成 22 年度までの京都市基本計画の計画期間終了後、時を移さずに、新たな政策を総合的かつ戦略的に展開するため、京都未来まちづくりプランの着実な推進と並行して、23 年度から 10 年間の市政運営の基本となる次期京都市基本計画の策定に取り組んでいる。

(6) プランの推進及び進ちよく管理の方法**ア 推進方法について**

- ・ 毎年度実施する政策評価や事務事業評価結果等を踏まえ、「政策推進プラン」と「行財政改革・創造プラン」の進ちよく状況を定期的に点検し、各年度の予算等に反映する。

イ 進ちよく管理の方法について**(7) 政策推進プラン**

毎月、進ちよく状況をホームページ等で公表する。

(イ) 行財政改革・創造プラン

毎年度、進ちよく状況をホームページ等で公表する

7 策定の経過

平成 20 年 7 月 23 日 京都未来まちづくりプラン（骨子）策定，市民意見募集（～9 月 12 日）

8 月中旬～下旬 夏の総点検「サマーレビュー」実施

12 月 8 日 京都未来まちづくりプラン（案）取りまとめ，パブリックコメント（～平成 21 年 1 月 13 日）

平成 21 年 1 月 27 日 京都未来まちづくりプラン策定

8 市会での検討状況

(1) 本会議

平成 20 年 9 月 9 日 代表質問 京都未来まちづくりプランについて

平成 20 年 11 月 20 日 代表質問 京都未来まちづくりプランについて

(2) 経済総務委員会

平成 20 年 8 月 4 日 京都未来まちづくりプラン骨子の作成についての理事者報告及び質疑応答

平成 20 年 12 月 9 日 京都未来まちづくりプラン案作成についての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 2 月 9 日 京都未来まちづくりプラン策定についての理事者報告及び質疑応答

第 10 同和行政終結後の行政の在り方について

1 はじめに

同和行政終結後の行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革・見直しを実行することにより、同和行政に対する市民の不信感を払しょくし、市民一人一人が個人として尊重される人権尊重のまちづくりを進めるため、平成 20 年 3 月に設置された「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下「総点検委員会」という。）は、市長から諮問のあった 6 の検討項目について、平成 20 年 4 月以降、15 回の委員会と 3 回の専門委員会を開催し、徹底的にオープンな場で集中的に審議を重ね、平成 21 年 3 月 6 日に市長に最終報告書を提出した。

最終報告書における各検討項目についての概要は、以下のとおりである。

なお、本稿では、平成 20 年中に一定の結論を得た自立促進援助金制度の見直しに関する部分を除いている（平成 20 年回顧に記載済み。）。

2 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書の概要について

(1) コミュニティセンターの在り方について

ア 概要及び経過

- ・ 京都市は、大正 8 年に、全国に先駆けて、三条地区に託児所を開設した。当時、旧同和地区では、不良住宅が密集し、衛生状態も悪く、住民が教育を受けることも十分ではない状況があり、そうした環境が幼児の育成に悪影響を及ぼすとの考えから、幼児の保育や幼児を通じた父母の教育を目的として開設したものであった。その後、家事見習所、公設浴場、トラホーム治療所等を設置し、昭和 11 年には、託児所と家事見習所を統合する形で隣保館を設置した。

以降、隣保館は、福祉センター、屋内体育施設、学習センター（現在の学習施設）等の機能を充実し、若年層の就労や読み書きのできない高齢者のための生活上の相談をはじめ、生活実態の把握や、各種施策の周知に努めるとともに、青少年対策事業や老人対策事業等の各種事業を実施してきた。

その後、平成 14 年 3 月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）の失効に伴い、平成 14 年 4 月、隣保館条例をコミュニティセンター条例として全面改正し、15 箇所コミュニティセンターを、「人権文化が息づくまちづくりを進めるための市民の交流と地域コミュニティ活動の拠点」と位置付け、その利用対象を、区・支所域、市全域へ拡大した。

また、従来の講座・教室、講演会等の地域交流促進事業を、「学びとふれあい」のための事業として再編し、現在は、参加対象範囲を市域へ拡大している。

更に、コミュニティセンターの運営について、地域に根ざした運営組織が事業運営を行うことが、住民の自立や地域コミュニティの振興につながるとの考えから、

「学びとふれあい」のための事業の委託を進め、現在、6 箇所コミュニティセンターにおいて業務をNPO法人等へ委託している。

こうした経過のもと、現在、15 箇所コミュニティセンターにおいて、相談事業、貸館事業、交流事業（啓発事業）が実施されている。

イ 現状と課題

- ・ しかしながら、これまでの長年にわたる生活支援を中心とした施策は、旧同和地区の環境改善が大きく進み、住民の生活実態やニーズも変化する中で、今日時点から振り返ってみれば過剰な面があったといわざるを得ず、また、そのことが住民の行政に対する過度の依存を生み出し、住民の自立の妨げとなっている側面があるといわざるを得ない。

また、住民の生活環境の変化にかかわらず、従来と同様の隣保事業を実施していること自体が、コミュニティセンターが「特別な施設」という印象を市民に与えている側面も否定できない。

- ・ 特に、生活相談は、住環境や住民の生活実態の改善を背景に、年間の相談件数が大幅に減少し、平成 19 年度には、コミュニティセンター1 箇所 1 日当たりの相談件数は約 1.8 件となっている。また、相談内容にも変化がみられ、かつては教育や就労に関する相談が最も多かったが、平成 19 年度では、住宅や駐車場に関する相談が最も多く、一般的な問い合わせや、要望、苦情が中心となっており、関係機関への取次ぎが多くを占めるなど、コミュニティセンターで実施する意義が薄れている。
- ・ 貸館事業における施設の利用については、広報の充実に努め、平成 19 年度の利用件数が、平成 14 年度と比べ、屋内体育施設で約 2.1 倍と倍増しているものの、本館では、約 1.2 倍にとどまり、平成 19 年度の 1 日当たりの利用件数は、貸出施設 1 箇所当たり、本館約 0.2 件、屋内体育施設約 1.5 件と、未だ低い状況にある。また、結果として、少数の団体、サークルだけの利用にとどまっているものもあり、特別扱いとの誤解を与えかねない実態もある。
- ・ 一部のコミュニティセンターにおいては、地域に根ざしたNPO法人等に一部業務を委託することにより、小学校区域全体でのコミュニティ形成の動きも芽生えつつあるが、事業運営への参画が各種団体のコアメンバーにとどまるなど、個々の住民の主体的な参加につながっているとまではいい難い。
- ・ コミュニティセンターの運営は、京都市職員による直営を基本としており、現在、職員 105 名を配置し、人件費約 9 億円、運営費約 3 億円という多大な経費を要している。
- ・ これらの状況は、市民的理解が得られる状態とはいえず、今日的視点から抜本的に見直す必要がある。

ウ 事業や施設等の在り方について

(7) ソフト（機能）について

① 相談事業

- ・ 生活相談については、現在、相談件数は大きく減少し、内容も切実なものから、区役所をはじめとする関係機関への一般的な問い合わせや取次ぎなどに变化しており、必ずしもコミュニティセンターで実施する必要性はなく、高齢者等に対して十分配慮のうえ、地域の行政機関である区役所や課題別の専門機関で対応する方がより効果的である。

また、日常の身近な相談については、「住民の自立」という視点に立ち、可能な限り地域住民の相互扶助、自主的な活動にゆだねていくべきである。

② 貸館事業、交流事業（啓発事業）

- ・ 施設の利用については、依然として低い状況にあり、結果として少数の団体、サークルだけの利用にとどまっている施設もあり、特別扱いとの誤解を与えかねない実態がある。このような中、多額の経費をかけて従来どおりの利用に供していくべきか、抜本的な検討が必要である。
- ・ 屋内体育施設については、5 年間で利用件数が倍増するなど、市民の利用ニーズが高いと考えられることから、受益者負担の観点から適正な料金を徴収したうえで、更なる利用促進のため、休日開所など、サービス拡充を図るべきである。
- ・ 交流事業・啓発事業については、これまでコミュニティセンターで実施してきた意義もあったと考えられるが、事業が固定化し拡がりが見受けられないものもあることから、今後は、従来の手法や施設にとらわれずに在り方を検討するべきである。

また、「住民の自立」という視点に立ち、地域コミュニティの形成につながる交流事業については、行政が実施するのではなく、可能な限り地域の自主的な活動としていくべきである。

(イ) ハード（施設・設備）について

- ・ 施設そのものについては、既成概念にとらわれることなく、市民共有の社会資源として、福祉、教育等、様々な課題や市民ニーズに応じ、全市民的な観点から活用方法を検討するべきである。
- ・ 「住民の自立」を促進する観点からは、地域の住民団体が有償で借り受け、地域の自治会館のような形で、自主的に運用することも検討するべきである。
- ・ 今後の施設の活用の検討に当たっては、必ずしも現行のすべてのコミュニティセンターを同じように活用していく必要はなく、地域のニーズや立地条件等を踏まえて個別に検討していくべきである。また、施設の活用を検討するに当たっては、市民参加による手法も検討するべきである。
- ・ 旧同和地区内にはコミュニティセンターだけでなく、浴場や保育所等の社会資源が集中的に存在しており、地区周辺を含めたまちづくりの観点も取り入れながら、これらを全市民的に活用していく視点も必要である。

(ウ) 運営体制について

- ・ 職員 105 名（人件費約 9 億円）、運営費約 3 億円を要している現状は、厳しい財政状況にあって、早急に見直さなければならない。
- ・ また、今後の施設運営に当たっては、従来の NPO 法人等への業務委託にとどまらず、今後の施設の活用方法に応じ、それにふさわしい様々な運営形態の導入を図っていくべきである。

エ コミュニティセンターの今後の在り方について

- ・ 既に述べたとおり、隣保館は、同和問題の解決に向けて、住民や関係者の熱意の下、全市を挙げて講じられた各種施策の実施拠点としての役割を担い、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きく貢献してきた。また、コミュニティセンターとして位置付けられて以降は、地域に根ざした NPO 法人等が一部業務を受託することなどを通じ、住民の自立へ向けた自主的な活動の芽生えといった成果も生み出してきた。

しかしながら、長年にわたる施策が一方で住民の行政依存や「特別な施設」との印象等の様々な課題を生み、そのことが市民の同和行政に対する不信感を招いていることも事実であり、今日時点における上記の検討を踏まえれば、現行のコミュニティセンターが従来の形態のままで存続する必要性はなくなっているといわざるを得ない。

したがって、同和行政に対する市民の不信感を払拭し、同和問題の真の解決を図るためには、これまでのコミュニティセンターの役割は一旦終結させ、今後の在り方については、市民の共感と理解が得られるよう、抜本的かつ速やかに見直すべきである。

もとより、この見直しは、住民の更なる自立の促進、地域コミュニティの振興を図るためのものであるとともに、市民共有の社会資源を、全市的な観点から、より有効に活用していくためのものであるべきである。

- ・ これまでの取組により生まれてきた、地域の自主的な活動の芽生えについては、その成果を住民の更なる自立へ向けた次のステップへ円滑につなげるため、地域コミュニティの振興につながる交流事業等を地域の自主的な取組へ移行できるような配慮が必要である。
- ・ 今後の施設の在り方については、一定の期間を設けて、市民参加により検討するなどし、福祉、教育等の様々な課題や市民ニーズに対応し、全市的な観点から市民生活、市民活動を支援する施設として活用するなど、より開かれた活用の在り方を具体的に定めていくべきである。

(2) 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について

ア 経過

- ・ 京都市は、旧同和地区のかつての劣悪な環境を改善するため、昭和 27 年から、不良住宅地区改良法に基づき、老朽住宅を買収・除却し、公営住宅法に基づく第 2 種公営住宅を建設してきた。

- ・ しかしながら、この手法では地区全体としての住環境整備を図るうえで不十分であったことから、京都市をはじめとした関係機関が国に働き掛けることなどにより、昭和 35 年住宅地区改良法が施行された。
- ・ 同法に基づく住宅地区改良事業は、不良住宅が密集する地区の環境改善を目的とし、指定された対象地区内の土地・建物を全面買収し、不良住宅を除却し、道路、公園等を整備するとともに、改良住宅を建設するもので、地区全体の住環境整備に有効な手法であったことから、以降、各地区において、同法に基づく事業が集中的に実施され、その結果、崇仁北部地区を除き、改良住宅の建設は完了している。
- ・ 改良住宅は、住宅に困窮する低所得者のために供給される公営住宅とは設置目的が異なり、住宅地区改良事業の実施に伴い、自ら居住する住宅を失うこととなった従前居住者のための代替住宅として建設されたものであり、その管理・運営においては、住民の生活実態等を踏まえ、家賃を低く設定するなど、一般の公営住宅とは異なる取扱いがなされていたが、生活実態の改善等を踏まえ、公営住宅の基準と同一とするなど、一般施策への移行の取組がなされてきた。

イ 現状と課題

(7) 改良住宅の管理・運営について

- ・ 住民の生活実態の改善等を踏まえ、公営住宅の基準と同一とするなど、一般施策への移行の取組がなされてきた。

しかしながら、公営住宅の入居要件との制度上の相違等により、地区外に家を持っているにもかかわらず、権利として改良住宅の名義が継承されている結果、入居実態が疑わしい住戸が存在するほか、空き家についても、新たな入居者の公募等の活用が十分にできていない。また、共益費の算定や徴収、家賃の減額、駐車場使用料の徴収について、なお公営住宅との取扱いに差異があること、店舗について使用料の設定に新旧格差があることや空き店舗が多いという課題がある。

(4) 改良住宅の建て替えについて

- ・ 長期にわたる住宅地区改良事業実施の中で、初期に建設した改良住宅は、老朽化とともに、住戸面積が狭小であることや浴室が整備されていないなどの課題があり、このため、建設年度の古い住棟から順次、建て替えが進められてきた。
- ・ これまでの建て替えでは、浴室設置を含めた住戸面積の拡充等が必要なこともあり、従前入居者分の戸数しか確保してこなかったことや、既存の空き家の公募が十分できていないことなどにより、地区内への新たな人口流入がなされてこなかったため、高齢化や人口減少に伴う地域コミュニティの弱体化等の問題が現れている。
- ・ 近年は、本市の財政状況が極めて深刻な事態であり、従来のような公費による建て替えそのものが困難となっているなど、新たな課題が生じている。
- ・ また、建て替えを契機として、地域住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりが進められ、住民意識の高揚など一定の効果を挙げてきたが、全市的な観点からみれば、まちづくりとしての広がりや取組経過の透明性の確保という点におい

て課題を残している。

ウ 今後の在り方について

(ア) 管理・運営に係る今後の在り方

- ・ 事業実施に伴い、居住する住宅を失うこととなった従前居住者のための代替住宅という改良住宅の趣旨を踏まえれば、地区外に家を持った人にとっては、改良住宅の役割はその時点で終了しており、半永久的に権利として承継されていくべきではない。したがって、入居実態について徹底的な調査を行うとともに、経常的に入居実態の把握を行う仕組みをつくり、真に住宅を必要とされる方に適切に提供されるようにすべきである。
- ・ 空き家について、事業実施に伴う代替住宅としての改良住宅の本来の役割を終了したものとして、例えば、若い世代が集い続けることとなる留学生の入居や、子育て期間に限定した公募など、コミュニティバランスに配慮した活用を進めるべきである。
- ・ 中堅所得者層も入居できる特定公共賃貸住宅等に用途変更することにより多様な所得階層の入居を進めるなど、ストックの有効活用を図るべきである。
- ・ 共益費の徴収など、公営住宅と異なる取扱いとなっている管理・運営に係る現行の制度等を、速やかに公営住宅と改良住宅と同一の制度運営とするべきである。

(イ) 建て替えに係る今後の在り方

- ・ 単にこれまで同様に改良住宅を建て替え、管理するのではなく、民間活力等の活用も検討し、多様な住宅の供給を促進することにより定住人口の増加と多様な階層が居住できるまちづくりを推進するべきである。
- ・ 今後の新しいまちづくりにあっては、多様な住宅の建設のみならず、耐震改修、バリアフリー化などにより既存住宅を長く活用することも併せて検討するとともに、空き家の活用においては、特定公共賃貸住宅への用途変更等により、多様な階層の入居を促し、コミュニティバランスに配慮した施策を進めるべきである。
- ・ これまで地域住民とのパートナーシップにより進めてきたまちづくりは、情報が公開され、透明性が確保された中で、より幅広い市民参加の中で進めるべきであり、併せて、多様な住宅供給等により新たに流入した住民と交流が進むような地域活動の在り方について検討するべきである。

(3) 崇仁地区における環境改善について

ア 概要

- ・ 崇仁地区は、かつての劣悪な住環境を改善するため、昭和 28 年から不良住宅地区改良法により、老朽住宅の買収・除却を始め、第 2 種公営住宅 84 戸を建設してきた。地区施設や公共施設を含めた面的整備の法的裏付けとなる住宅地区改良法が施行された昭和 35 年以降は、同法に基づく住宅地区改良事業を導入することとし、地区を 5 つに分け、段階的に事業を実施してきた。これまでに改良住宅 995 戸、公営住宅 148 戸の建設をはじめ、道路、公園、地区施設が整備され、南部、北部第一、北部第

二の 3 地区で事業が完了し、事業の実施により、住環境は大幅に改善された。

- ・ 事業中の北部第三、第四地区においては、地元まちづくり組織とのパートナーシップの下で事業が進められており、これまでに高瀬川の流路変更や北部第三地区の改良住宅建設が完了し、北部第四地区においても改良住宅の建設が進められている。

イ 現状と課題

- ・ 崇仁地区の住環境は大きく改善されたものの、現在もなお一部に不良住宅が密集している状況が残っており、引き続き、住環境の改善を行う必要があるが、以下のような課題があり、新たな事業手法の導入も含め、今後の在り方について、改めて検討する必要がある。
- ・ 河原町通より西側において、新たな改良住宅の建設計画が進んでいるが、北部第四地区全体としては、用地買収の難航等から改良住宅の建設ができない状況にあり、事業が長期化している。
- ・ 改良住宅の建設を通じて人が住まうまちを目指してきたが、改良住宅だけのまちでは、人口減少、高齢化に歯止めがかけられず、地区活力が著しく低下している。
- ・ 住宅地区改良事業により供給できる住宅は改良住宅のみであるため、住民の多様な住宅ニーズに対応することができない。また、人口減少に伴う建設予定戸数等の見直しにより生じる余剰地を、住宅地区改良事業以外の用途に利活用する場合には、用地取得の際に交付された国庫補助金の返還が必要である。

ウ 今後の在り方について

(7) 住宅地区改良事業の早期完了

- ・ 北部第三、第四地区においては、引き続き、住宅地区改良事業によって不良住宅の除却、道路等公共施設の整備、改良住宅の建設を行い、住環境の改善を早期に完了すべきである。
- ・ しかしながら、住宅地区改良事業では、分散・点在する事業用地を集約化することが困難なため、事業の早期完了のためには、土地区画整理事業の換地手法の活用など、集約化を実現できる有効な手法を導入するべきである。

(イ) 今後の崇仁地区のまちづくりについて

- ・ 事業の見直しにより生じる余剰地は、崇仁地区の活性化に資する活用を図ることはもちろんのこと、京都駅に近接した立地を生かし、未来の京都を見据えたまちとなるような活用を検討すべきであり、これらを含め、京都らしさや風格を備え合わせた、誰もが訪れてみたい、誰もが住みたい、夢のあるまちづくりの視点で、北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンを検討するべきである。
- ・ 地区の活力を取り戻す多様な住宅供給においては、定期借地制度や民間活力の導入を検討するべきである。
- ・ 建設予定戸数の見直しにより生じる新たな余剰地の利活用に当たっては、国庫補助金返還の課題等はあるが、中長期的にみて京都のまち全体に大きな効果をもたらす事業などを積極的に検討し、その際は、事業の採算性を十分に検証して財政負担

の軽減を図るとともに、国に対しても新たな事業展開が可能となるような仕組みづくりについて、積極的な制度要望を行うべきである。

- ・ これらの将来ビジョンや新たな土地の利活用の検討は、市民や地元まちづくり組織、学識経験者、行政が参加する検討委員会を設け、それぞれが協力して行うことが望ましい。その検討においては、事業計画の設定等、一定期間における事業成果も明確にし、早急かつ着実なまちづくりを目指すべきである。

(4) 市立浴場等の地区施設の在り方について

ア 市立浴場の在り方について

(7) 概要

- ・ 大正 12 年以降、旧同和地区における住民の保健衛生の向上等を図るため、市立浴場を順次設置し、現在、13 の市立浴場がある。
- ・ 近年、改良住宅の建設をはじめ地区の環境改善が進み、住民の生活実態も改善している状況にはあるが、いまだに大部分（87 パーセント）の改良住宅には浴室が設置されていない。
- ・ 市立浴場の利用者の半数近くが高齢者や障害のある方であり、旧同和地区周辺住民の利用も多い。

(イ) 現状と課題

- ・ 旧同和地区においては、現在も大部分の改良住宅に浴室が設置されていないことから、市立浴場は住民の生活に必要な施設となっている。運営については、指定管理者制度を導入し、平成 18 年 4 月から平成 22 年度末までの 5 年間、財団法人京都市立浴場運営財団を指定管理者として指定している。
- ・ 市立浴場の入浴料金については、生活実態を踏まえ、市立浴場条例等により民間の公衆浴場入浴料金の 7 割以内とすることを定め、低額な料金としていたが、平成 17 年 2 月、市会決議において、優遇措置・特別措置が継続しているとして入浴料金の見直しを求められたことも踏まえ、指定管理者制度の導入に合わせ、平成 18 年度から市立浴場条例等に定められた 7 割上限を撤廃し、民間浴場との料金格差解消に向けて取り組んでいる。
- ・ 旧同和地区人口の減少等により入浴者数の減少が続いている中、浴場財団における職員の嘱託化や光熱水費の削減など運営経費の削減に努めている。
- ・ 今後も地区人口の減少等により入浴者数の減少が見込まれることから、民間浴場との料金格差の計画的解消、施設の老朽化対策等の課題もある中、利用状況に見合った経済的かつ合理的な運営方策と更なるサービスの向上について検討するとともに、将来的な市立浴場の在り方について検討することが必要である。

(ウ) 今後の在り方について

a 将来的な市立浴場の在り方について

- ・ 現在でも大部分の改良住宅に浴室が設置されていないこと、また、高齢者や障害のある方の利用が多いことを踏まえ、当面、存続が必要。

- ・ 将来的には、浴室設置率の向上等のまちづくりの進ちょくに応じてその在り方を見直すべきであり、また、運営における市の関与の必要性についても検証していくべき。ただし、浴場は住民の日常生活にとりわけ深くかかわるものであることから、見直しに当たっては、住民生活に支障を来たさないよう十分配慮すべきである。

b 当面の運営等について

- ・ 運営経費の大部分を占める人件費、光熱水費については、これまでからも職員の嘱託化、営業時間の短縮等の節減努力を行っているが、更に節減できるよう常に工夫、見直しを図るべきである。
- ・ 施設・設備については計画的に改修し、できる限り既存の施設・設備を使用し続けるべきである。
- ・ 指定管理者の公募に当たっては、更に競争性を高めるよう工夫すべきである。
- ・ 改良住宅の浴室設置状況や周辺の民間浴場の状況等、地域の実情に応じて、施設の統廃合等も含めて運営体制等を見直すべきである。
- ・ 入浴料金については、民間浴場との格差を設ける合理的理由は見当たらないことから、激変緩和も考慮しつつ、できる限り早急に民間浴場と同一料金とすべきである。

c 地域福祉の向上等を目指したサービスの充実について

- ・ 高齢者や障害のある方の利用実態を踏まえ、福祉風呂等の利用促進や拡充など、地域福祉の向上に向けたサービスの提供に努めるべきである。

イ 学習施設の在り方について

(7) 経過

- ・ 学習センター（現在の学習施設）は、旧同和地区児童生徒の学力向上を図る目的で、昭和 46 年以降、順次開設した。

平成 9 年度から、旧同和地区の子どもたちとともに周辺地域の子供も利用する共同利用を開始し、平成 11 年度には、全学習センターでの共同利用化を完了した。

学習センターでは、家庭での学習条件が不十分な子どもへの補習学習や、中学校 3 年生を対象とした進学促進ホール、高校生を対象とした学習相談事業を展開してきた。

その後、地対財特法の失効に伴い、平成 14 年 4 月、「学習センター」を「学習施設」へと名称変更し、利用対象を旧同和地区児童生徒に限定しない教育センターとして活動を行ってきた。

(イ) 現状と課題

- ・ 京都市は、平成 19 年度から、学力の定着・向上は学校でやり切るという本来の在り方を構築することを方針として、学習相談事業を廃止するなどの一般施策化を更に進めてきた。

学習相談事業の廃止に伴い、その他の事業についても、自学自習の場の提供や図書室の運営、体験交流や高校生学習相談等の講座・教室に限定して実施するとともに

に、開館時間の短縮、清掃等の施設管理を民間委託することにより、平成 20 年度には、全職員の嘱託化を完了した。嘱託化は完了したが、運営は直営方式であり、人件費約 1 億 3 千万円、運営費約 6 千 2 百万円を要するなど、更なる見直しが必要な状況にある。

- ・ 一方で、学習施設の新たな活用として、不登校児童生徒の活動の場の開設など、多目的で広域的な活用を図り、地域開放も進めてきている。

しかしながら、学習相談事業を廃止した平成 19 年度以降は、全体的に施設利用が低調な実態にある。

(ウ) 今後の在り方について

a ソフト（機能）について

- ・ 学力の定着・向上は学校でやり切るという本来の在り方を構築することを方針としている状況から、従来の学習施設における事業は廃止するべきである。

b ハード（施設・設備）について

- ・ 施設そのものについては、図書室等の規模、内容の相違等の施設の特性や、コミュニティセンターと合築されているか単独施設かなどの立地条件に留意し、不登校児童生徒の活動の場など、既に取り組んでいる事業を踏まえつつ、全市的な観点から市民ニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきである。

ウ 保健所分室の在り方について

(ア) 概要及び経過

- ・ トラホーム多発地域が旧同和地区に多かったことから、トラホーム予防法に基づき、大正 9 年に崇仁地区に第一トラホーム治療所を設置し、眼疾患の多い地区から順次拡大するという計画のもと 8 箇所の治療所を設置し、その後、各保健所長の管轄下に置いて、保健所分室と改称した。

その後、昭和 45 年の「京都市同和地区実態調査」により、旧同和地区住民に消化器疾患、循環器疾患、神経痛及び神経炎等が多いことが把握されたことから、保健所分室に順次、分室担当保健師を配置して、旧同和地区住民への全戸訪問、健康相談等を実施してきた。

平成 14 年度からは、分室担当保健師の常駐体制を見直し、原則として週 2 回午前中に保健所保健師が保健所分室に出向き、小学校区域の住民を対象とした健康相談事業を実施する形態に改めた。

保健所分室では、年間延べ約 2,000 件の健康相談を受けている。相談者の大部分は 65 歳以上の方で、相談内容は生活習慣病に関するものが大半を占めている。

(イ) 現状と課題

- ・ 近年の相談実績では、1 箇所 1 回当たりの平均延べ相談件数は 2 件未満、実相談人員は大幅に減少し、平成 19 年度においては 115 人とどまっており、相談者が固定化している傾向である。一方で、従来から保健所本体においても健康相談を実施しているほか、平成 18 年度からは、地域包括支援センターが設置（市内に 61 箇

所（平成 20 年 12 月現在））されており、高齢者の身近な相談窓口として定着してきている。

- ・ 平成 20 年度からは、国民健康保険等の医療保険者に対して、生活習慣病予防・改善を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、相談内容の大部分を占める生活習慣病に係る保健指導が充実してきている。
- ・ 保健・医療・福祉のサービスが更に充実している状況にあって、保健所分室における相談実績等を考慮すると、1 箇所 1 回につき保健師 1 人の派遣ではあるものの、社会資源の活用及び市民の共感と理解という観点からは課題がある。

(ウ) 今後の在り方について

- ・ 近年の相談実績等を考慮すると、保健所分室で健康相談事業を実施する必要性は薄れており、保健所本体における健康相談や地域包括支援センターにおける総合相談等において対応していくべきである。
- ・ 施設については、コミュニティセンターと合築されているものや単独で整備されているものなど、整備形態が一律ではないため、それぞれの立地条件に留意する中で、市民のニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきである。

(5) 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

ア 経過

- ・ 京都市では、同和問題の解決を市政の最重要課題の一つに位置付け、旧同和地区の住環境や住民の生活実態の改善に取り組むとともに、全庁が一体となった推進体制を構築し、市民意識の向上に向けた啓発に積極的に取り組んできた。
- ・ コミュニティセンターにおいては、住民相互の交流を促進する交流事業（啓発事業）やツラッティ千本、柳原銀行記念資料館の 2 つの資料展示施設における啓発事業が積極的に展開され、同和問題をはじめとした人権問題の啓発の一翼を担ってきた。
- ・ 平成 17 年度には、これらの取組の成果や人権を巡る社会状況を踏まえ、同和問題に限らず、広く人権問題について、認識と理解が市民の間に一層深まるよう「京都市人権文化推進計画」が策定され、現在はこの計画に基づき、人権教育・啓発の取組が積極的に推進されている。

イ 現状と課題

- ・ 「京都市人権文化推進計画」に基づき全庁が一体となり、総合的な人権施策の推進に努めるとともに、多様な市民啓発を事業を実施するなど、市民との協働による取組を進めているが、それらが市民の間に浸透し、十分な効果があると言える状況にまでは至っていない。
- ・ 市民の間で人権尊重の意識は着実に定着しつつあるものの、差別意識は今なお厳然として存在し、同和問題に関しても、戸籍等の不正取得やインターネット上の掲示板への悪質な書込みなど、人権侵害につながるおそれがある行為が見受けられることや、近年の社会情勢の大きな変化に伴い、ホームレスや非正規雇用労働者等の

人権に関する新たな課題も明らかになってきており、人権を取り巻く状況はむしろ厳しさが増している側面もある。

ウ 今後の在り方について

(ア) 市民との協働による推進

- ・ 市民一人一人が個々の人権問題について、気付き、考え、自主的な行動につながるよう、市民との協働による取組を進めることが重要である。
- ・ これまでのように主として行政が市民に働き掛け、実施する人権教育・啓発から、今後は、市民的感覚の新しい発想を取り入れて事業を展開し、市民の自主的な行動を促し支援する方向へよりシフトすべきである。
- ・ コミュニティセンターにおいて実施してきた交流事業（啓発事業）については、より広い範囲で市民への啓発効果があるものは、市民に身近な行政機関であり地域の様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所・支所での取組に継承・再編していくべきである。

(イ) 行政の役割

- ・ 行政は自らの施策のみで真の解決が図れるものではないことを十分に認識しつつ、市民との協働のもと、粘り強く人権教育・啓発の取組を推進していかなければならない。
- ・ とりわけ、将来の人権文化の担い手となる子どもたちに対する人権教育・啓発が重要であり、家庭における教育への支援や学校における取組を積極的に推進するべきである。
- ・ 人権意識の高揚を図るための交流において、子どもたちを含めたすべての市民が、日常の中で楽しみや感動が共有できるような仕組みづくりが必要
- ・ 資料展示施設については、人権問題に関する啓発施設として、市民と連携した事業の実施や市民の自主的な啓発活動に供するなど、積極的に活用していくべきである。
- ・ 京都ならではの取組として、例えば、今後の崇仁地区のまちづくりにおいて、多くの市民が訪れたいまちを実現し、その成果を広く発信するとともに、訪れた市民が人権問題を学ぶ契機を得る仕組みを設けるなどの積極的な取組も必要
- ・ 市民に身近な行政機関である区役所・支所の果たすべき役割と、企業啓発など全市的に取り組むべき事項に対する行政内部における役割分担を、整理・検証することにより、これらが相まって効果を生むよう、全庁的な人権教育・啓発の推進体制を改めて確立するべきである。
- ・ 人権の息づくまちづくりを進めていくためには、職員の資質向上が必要不可欠であり、行政窓口での個々の市民への丁寧な対応から社会問題に応じた適切な施策の企画・立案に至るまで、一人一人の職員が常に高い人権意識を持ち、行動することが求められる。
- ・ これまでの同和問題に対する集中的な取組によって培われた蓄積を生かし、行

政内部や関係機関の連携をより密にし、社会的支援を要する市民の声や時代とともに変化する様々な人権問題を把握し、的確に対応していくことが求められる。

(ウ) 人権侵害に対する相談と救済の推進

- ・ 当事者の視点に立って対応することは当然のこと、人権を侵害されている人が法制度等を円滑に利用し、適切な相談・救済が受けられるよう、今後とも組織を越えた各関係機関との有機的な連携が必要である。
- ・ 人権問題が多様化している現在、複数の窓口での対応が必要な場合もあり、市内部の連携は当然のこと、国、京都府等の他の行政機関や弁護士会、NPO法人等との広範な連携を強化するなど、常に効果的・効率的な対応ができるよう工夫が必要である。

(6) 今後の行政の在り方について

ア 同和行政の成果と課題と法期限後の現状認識

- ・ 半世紀以上にわたる同和問題の解決に向けた取組は、旧同和地区の環境改善等、大きな成果を挙げてきた。しかし、長年にわたる同和行政が、成果とともに負の側面を生み出してきたことも事実であり、このことが市民の間に行政に対する不信感を生み出している側面も否定できない。
- ・ 自立促進援助金制度の問題にみられたように、特別施策による成果や社会情勢の変化に応じ、適切な時期に適切な見直しを行うことができていなかったものや、長年にわたる行政の画一的な漫然とした施策の継続が、住民の行政に対する過度の依存傾向を生み出してきた側面があるというべきである。
- ・ 行政自身も、自立促進援助金制度の問題にみられたように、財政状況等から国庫補助制度を活用したいとの趣旨は理解できるものの、今日的視点からみれば無理、矛盾をはらむ制度を構築するなど、既存の国の制度に縛られ、国の制度等への依存という、行政の行政依存という面があった。
- ・ これまで同和对策事業に係るニーズの把握や実施方法等の必要な協議、対応が、運動団体や特定の住民等に偏りがちであり、市民に閉ざされた場で行われてきた感が強い。
- ・ これらが相まって、今日、市民の行政に対する不信感を生み出した要因となっているものと考えられる。また、地对財特法の法期限後の今日においても、なお旧同和地区に対する特別な取扱いであると受け取られても仕方のない状況が一部において残存していたといわざるを得ない。これを放置することは、これまでの成果も損ないかねず、京都市は、この点を謙虚に受け止め、必要な改革、見直しを速やかに実施するとともに、今後の行政の在り方について、以下の点を踏まえ、市民の不信感の払しょくを図られたい。

イ 今後の行政の在り方

(7) 行政の刷新

a オープンな（開かれた）行政

- ・ 透明性、公平性を基本に、市民に分かりやすい行政を進めることはもとより、施策や施設が広く市民に開かれたものであるかといった観点から常に検証するとともに、市民に開かれたものであることをより担保するためにも、市民によるチェックが可能となるよう、企画段階から実施状況、その評価に至るあらゆる段階において、市民参加や情報開示が行われるよう留意すべきである。
- b オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない、普通の）行政**
- ・ 施策や施設が市民の共感と理解を得られるものであるためには、市民の目線からみて、あらゆる意味において特別でない、普通のものであることが必要である。
 - ・ したがって、今後の行政の在り方においては、公平性、公正性を基本に行政を進めることはもとより、市民の立場に立って、常に施策や施設がオーディナリーなものであるかといった観点から検証するとともに、オーディナリーであることをより担保するためにも、市民によるチェックが可能となるよう実施状況や運営状況の公開等に十分に留意すべきである。
- c 行政の行政依存からの脱却**
- ・ 行政の在り方が市民の共感と理解の得られるものであるためには、行政施策等が、社会経済情勢等の変化に応じ、その時々々の市民のニーズに応じたものである必要がある。
 - ・ 行政施策や施設の運営は、常にその時々々の状況に即して見直されるべきものであり、かつて必要であり、かつ有効であった施策や施設も、状況の変化に即したものでなければ、市民生活に弊害をももたらすものであることを改めて認識すべきである。
 - ・ 行政の行政依存は、施策の社会経済情勢の変化等に応じた見直し等の時宜を失うこととなるばかりか、行政の画一的な、漫然とした施策の継続につながり、とりわけ同和施策においては、そのことが住民の行政に対する過度の依存傾向をも生み出したことについて、十分な反省が必要である。
 - ・ したがって、今後の行政の在り方においては、施策等が前例や慣例、既存の制度等にとらわれ、市民のニーズに即さない画一的施策を漫然と継続していないかといった観点から常に検証する必要がある。また、施策等が市民のニーズに即したものであることを担保するためにも、施策の企画から検証に至るあらゆる段階において、市民の意見が反映できる仕組みを設けることに留意すべきである。
- (イ) 市民との協働**
- ・ 行政がオープンな、オーディナリーな、行政依存から脱却したものであるためには、市民によるチェックが不可欠である。
 - ・ したがって、今後の行政の在り方においては、行政のあらゆる分野、行政執行のあらゆる段階での市民参加を更に進めるとともに、市民の自主的な活動を支援することに重点を置き、市民との協働による行政の推進に留意すべきである。
- (ウ) 同和行政の成果の継承**

- ・ 同和対策事業の実施により、旧同和地区の状況は大幅に改善され、特別な対策を必要とする状況ではなくなった。このこと自体は、同和行政の大きな成果であるが、それ以外にも、行政内部における、「縦割り」を超えた部局横断的な連携体制の構築や、市民の共有財産としての社会資源の蓄積、更には、これまでの様々な取組を通じて生まれてきた地域の自主的な活動の芽生えも大きな成果である。
- ・ したがって、同和問題解決のための市民や行政の取組を、歴史都市・京都のアイデンティティーの一つとして積極的に受容し、その成果を今後のまちづくり等に生かしていくべきであり、今後の行政においてもこれらの成果を継承していくべきである。
- ・ また、地区施設等の社会資源については、今後、市民参加等による検討を踏まえ、全市的観点からの活用を図っていくことにより、旧同和地区のための施設から、市民全体に開かれた様々な社会資源としての継承が可能であり、これらのまちづくり資源が集中して存在していることを貴重な財産として、より広域的なまちづくりに生かしていくべきである。

3 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」を踏まえ、平成 21 年の取組状況

平成 21 年 3 月に総点検委員会から報告書の提出を受け、4 月以降、スピード感を持って、抜本的な改革、見直しを図るため、取組を進めてきた。

また、報告書の中で示された、今後の行政の在り方として、「オープン」、「オーディナリー」、「行政依存からの脱却」という三つの視点から、行政の刷新を市民協働により進めるとともに、長年にわたる同和対策事業の成果を今後のまちづくりに生かしていくことを意識し、取組を進めてきた。

各検討項目に係る平成 21 年の取組状況は、次のとおりである。

(1) 自立促進援助金制度の見直しについて

- ・ 平成 20 年 8 月に出された中間報告を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」の制定及び自立促進援助金制度の廃止（支給要綱の廃止）を行った。
- ・ 平成 21 年 4 月から、体制を集約し、奨学金の借受者の自宅に伺い、制度見直しに係るお詫びと説明及び返還免除に係る手続を順次行ってきた。平成 22 年 12 月末現在、借受者 1,404 人のうち、99%となる 1,382 人と訪問面談を行った。
- ・ 返還免除基準に該当しなかった借受者に対し、順次納付書を発行し奨学金の返還を請求し、平成 21 年 12 月中におおむね完了した。
- ・ 自立促進援助金制度を廃止し、借受者に奨学金等の返還を求めるに当たり、債権管理（督促、猶予等）における透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の立場で審査等を行う「京都市奨学金等返還事務監理委員会」を平成 21 年 7 月に開催した。
- ・ 今後とも、制度の見直しについて、丁寧にかつねばり強く理解を求めていく。

(2) コミュニティセンターの在り方について

- ・ コミュニティセンターについては、総点検委員会からの報告を踏まえ、歴史的な使命、役割を終えたとの認識のもと、平成 21 年 2 月市会で「京都市コミュニティセンター条例」の改正について議決をいただき、平成 22 年度末をもって廃止することとした。
- ・ 平成 21 年 3 月末で全職員を引き上げ、相談事業を廃止した。また、貸館事業については、市民サービスの急激な低下を防ぐため、平成 21 年 4 月からは民間委託により暫定的に実施している。旧屋内体育施設については、平成 21 年 5 月から、地域体育館に転用し、休日、夜間開所の実施とともに、有料化を実施している。いずれの施設においても、利用件数は前年度から増加し、混乱もなく円滑に運営されている。
- ・ 廃止後の施設については、様々な行政課題や市民ニーズに応える施設に転用できるよう、平成 21 年 6 月から設置した全庁的なプロジェクトチームで検討を進め、同年 11 月には、「京都市コミュニティセンターの転用に関する基本的な考え方」を公表し、この考え方や施設の活用に関する市民意見の募集を行ったところ、417 通の意見をいただいた。
- ・ 今後、基本的な考え方に対する市民意見を踏まえ、コミュニティセンターごとの転用計画素案を策定するとともに、更に幅広くいねいに市民意見を聴取した上で、転用計画を進めていく。

(3) 改良住宅の管理・運営及び建替えの在り方について

- ・ 改良住宅の入居実態について、平成 21 年 5 月から緊急雇用対策も活用し、調査を実施している。さらに適正な管理、運営に向けた取組を進めるとともに、空き家の活用などストックの有効活用についても検討を進めている。
- ・ 公営住宅と差異のあった取扱い（共益費、駐車場、家賃減免）については、平成 21 年 4 月 1 日から同一制度に移行した。
- ・ 改良住宅の建替えの在り方については、現在、「市営住宅ストック総合活用計画」を見直し中であり、既存住宅の長期活用を図ることを検討している。

(4) 崇仁地区における環境改善について

- ・ 現在実施している北部第三、第四地区の住宅地区改良事業の早期完了に向け、土地区画整理事業の手法による合併施行の実施について、課題の整理などの調整を進め、事業の進ちよくを図っている。
- ・ 北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンの検討を行うため、平成 21 年 9 月に市民、地元まちづくり組織の代表、有識者で構成する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」を設置し、これまで 4 回の委員会を開催している。（平成 21 年 12 月末日現在）

(5) 市立浴場等の地区施設について**ア 市立浴場について**

- ・ 市立浴場は住民生活に必要な不可欠な施設であるとの認識の下、市民生活に支障を来たさないよう十分配慮しつつ、運営経費の節減など更なる効率化に取り組んでいる。

- ・ 民間浴場の入浴料金との格差の是正に向けて、平成 21 年 5 月に 40 円の料金改定を実施した。民間浴場との料金差は、改定前の 120 円から改定後は 80 円に縮減した。

イ 学習施設、保健所分室について

- ・ 学習施設については、平成 21 年 3 月末で学習施設での事業を廃止した。また、図書館も養正、崇仁、改進を除き、平成 21 年 5 月末をもって廃止した。
- ・ 保健所分室については、平成 21 年 4 月末で事業を廃止し、施設を閉鎖した。
- ・ 今後の施設の活用については、コミュニティセンターの転用と合わせて、全市民的な観点から、検討を進めている。

(6) 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

- ・ 平成 21 年 4 月から、それまで産業観光局で所管してきた企業に対する人権啓発を、人権文化の構築に係る総合的な企画、調整及び推進を行う文化市民局に移管し、市民への啓発と合わせ、より効果的かつ効率的な人権啓発を実施できる体制とした。
- ・ これまで人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を年 4 回、企業向け人権情報誌「ベシック」を年 3 回発行していたが、12 月に両者の合併号を発行した。
- ・ 人権啓発活動を効果的に実施するため、市民に身近な行政機関であり、様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所、支所の取組と全市的な取組が相まって効果を生むよう、取組を進めてきた。
- ・ 市民的感覚の新しい発想を取り入れ、市民の自主的な行動を一層支援するための人権啓発活動補助制度の充実などにより、粘り強く人権教育、啓発の取組を推進している。
- ・ 人権問題の解決を図ることを目的として啓発活動を行う団体が実施する講演会等の事業に対する人権啓発活動補助金の予算を充実させ、市民しんぶんや人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」による周知や、人権問題に取り組む N P O への広報を行うなど、支援の拡大に取り組み、交付件数も増加している。

4 市会の動きについて

○ 本会議

- 平成 20 年 11 月 20 日 代表質問 総点検委員会でのコミュニティセンターの在り方の検討状況（平成 22 年度末をもってコミュニティセンターを廃止する旨、市長が答弁）
- 平成 21 年 2 月 25 日 代表質疑 同和行政の完全終結等
- 平成 21 年 5 月 20 日 代表質疑 4 月以降のコミュニティセンターの運営状況等

第11 定額給付金及び子育て応援特別手当の給付 について

1 はじめに

平成 20 年 10 月に、財政支出 5 兆円、総事業規模 27 兆円に及ぶ新経済政策が麻生太郎首相（当時）から発表された。その中で、生活者の暮らしの安心を守るための施策として、住宅ローンの減税の拡充・延長や高速道路料金の引下げとともに、定額給付金と子育て応援特別手当の給付が盛り込まれた。

平成 21 年 1 月に、これらの給付金の給付について必要な経費を盛り込んだ平成 20 年度補正予算が国会で成立した。事業の実施主体は市町村（特別区を含む。）とされ、実施に要する経費（給付費及び事務費）については、国が 100 パーセント補助を行うものとされた。

国の動きを受け京都市においては、平成 21 年 3 月に、定額給付金の給付に係る 225 億円規模の平成 20 年度京都市定額給付金給付事業特別会計予算と子育て応援特別手当の給付に係る 8 億円規模の平成 20 年度一般会計補正予算が、市会で可決された。

また、京都市独自の取組として、DV 被害により居所を隠して生活している者に対して、京都市における住民登録の有無にかかわらず、定額給付金及び子育て応援特別手当相当額を給付する DV 被害者支援給付金給付事業が実施された。

2 定額給付金

(1) 目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

(2) 給付対象者

定額給付金の給付対象者となるのは、平成 21 年 2 月 1 日（基準日）において、以下の要件のいずれかに該当する者である。

ア 京都市の住民基本台帳に記録されている者

イ 京都市の外国人登録原票に登録されている者のうち、次に掲げる者

(ア) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

(イ) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

(3) 申請・受給者

住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主である。

外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者である。

(4) 給付額

給付対象者 1 人につき 12,000 円である。ただし、基準日において 65 歳以上の者及び 18 歳以下の者については 20,000 円である。

なお、定額給付金の給付において、「基準日において 65 歳以上の者」とは昭和 19 年 2 月 2 日以前に出生した者を、「基準日において 18 歳以下の者」とは、平成 2 年 2 月 2 日以降に出生した者をいう。

(5) 申請・給付方法

ア 口座振込

原則としてこの方法によるものとされ、次の流れで申請・給付が行われた。

- (ア) 平成 21 年 2 月 1 日時点の住所及び世帯主あてに申請書が郵送される。
- (イ) 給付対象者は、郵送された申請書に必要事項を記入し、本人確認書類及び振込口座確認書類の写しを貼付のうえ、返信用封筒にて返送する。
- (ウ) 指定の口座に定額給付金が振り込まれる。

イ 現金給付

口座振込による給付が困難な者については、現金による給付が行われた。給付は、文化市民局の定額給付金担当窓口において行われたが、心身の状況等により来庁が困難な者については申出を受け、区役所・支所・出張所又は自宅において給付が行われた。

(6) 給付開始日及び申請期限

平成 21 年 4 月 8 日から申請書を発送、4 月 23 日から口座振込を開始、7 月 13 日から現金給付を開始、10 月 15 日が申請期限である。

(7) 申請・給付状況

申請書送付数	683,831 件
申請数（申請率）	660,535 件（96.6%）
総給付額	21,191,656 千円
未申請数	23,296 件

3 子育て応援特別手当

(1) 目的

多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮するとともに、子育てを行う家庭における生活の安心を確保するため

(2) 給付対象世帯

平成 21 年 2 月 1 日（基準日）時点の京都市の住民基本台帳又は外国人登録原票において、3 歳以上 18 歳以下（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまで）の児童が 2 人以上おり、かつ第 2 子以降に小学校就学前 3 学年（平成 14 年 4 月 2 日から平成

17 年 4 月 1 日生まれまで) の児童がいる世帯

(3) 申請者

支給対象となる児童と同一世帯の世帯主

(4) 支給額

支給対象となる児童 1 人につき 3 万 6 千円

(5) 申請・支給方法

ア 平成 21 年 2 月 1 日 (基準日) 時点の住所及び世帯主あてに申請書が郵送される。

イ 必要事項を記入した申請書, 本人確認書類の写し, 本人確認書類及び振込口座確認書類の写しを同封し, 返送する。

ウ 金融機関の口座への振込により支給 (申請書が返送された翌月末日までに振込)

(6) 支給開始日及び申請期限

平成 21 年 3 月 23 日から申請書を発送, 4 月以降口座振込を開始, 9 月 30 日が申請期限である。

(7) 申請・支給状況

申請書送付数	16,297 件
申請数 (申請率)	16,259 件 (99.8%)
総給付額	611,640 千円
未申請数	38 件

(8) 子育て応援特別手当 (平成 21 年度版) について

平成 20 年度限りの緊急措置として位置付けられていた子育て応援特別手当であるが, 平成 21 年 4 月 27 日に国会に提出された平成 21 年度補正予算案において, 平成 20 年度補正予算では第 2 子以降の児童に対して支給するものとされていた子育て応援特別手当を, 第 1 子の児童にも拡大して支給することが盛り込まれた。平成 21 年度補正予算は, 5 月 29 日に国会で成立した。

これを受けて京都市においては, 6 月に臨時会を開き, 子育て応援特別手当の支給を含めた国の緊急経済対策を受けて編成された平成 21 年度一般会計補正予算案が審議され, 全会一致で可決された。

しかしながら, 8 月 30 日に行われた第 45 回衆議院選挙の結果, 9 月 16 日に民主党の鳩山由紀夫内閣が組閣され, 10 月 14 日に政府は, 中学 3 年生までの子どもに恒久的に支給するとする「子ども手当」創設のための財源確保策として, 子育て応援特別手当を執行停止することを決定した。これにより平成 21 年度補正予算による子育て応援特別手当の支給は行われないこととなった。

4 京都市 DV 被害者支援給付金給付事業

(1) 概要

DV 被害により, 定額給付金・子育て応援特別手当を受け取ることができない市民を対象に, 生活・子育て支援を目的として, 京都市が相当額を独自に支給する事業である。

(2) 対象者

ア 平成 21 年 2 月 1 日時点で京都市内に住民票があるが、DV 被害により配偶者から逃れ、現在も居所（京都市内・市外は問わない）を隠して生活しているため、定額給付金・子育て応援特別手当の給付が受けられなかった者

イ 京都市外に住民票があるが、平成 21 年 2 月 1 日時点で、DV 被害により配偶者から逃れ、京都市内に居所を隠して生活し、現在も同様の状況にあるため、定額給付金・子育て応援特別手当の給付が受けられなかった者

上記ア、イのいずれかに該当し、かつ、平成 21 年 2 月 1 日時点で下記 a～c のいずれかの条件を満たしている者

- a 地方裁判所に対して、保護命令の申請がされている者
- b 婦人相談所に一時保護されていた者又は母子生活支援施設に入居していた者
- c 住民基本台帳等記載地以外で児童手当を受給されていた者

(3) 給付額

ア 定額給付金相当額：12,000 円／人

（ただし、平成 21 年 2 月 1 日時点で、65 歳以上・18 歳以下は 20,000 円／人）

イ 子育て応援特別手当相当額：36,000 円／人

（世帯の第 2 子以降の幼児教育期の児童）

(4) 申請期間

平成 21 年 5 月 18 日～10 月 15 日

(5) 申請・給付状況

問い合わせ件数	96 件
申請書送付数	36 件
申請受付数	28 件
申請取り下げ数	2 件
申請却下数	3 件
未申請数	3 件
総給付額	1,452 千円

5 市会の動き

- ・ 平成 20 年 12 月 16 日（平成 20 年第 4 回京都市会定例会）

国の平成 20 年度第二次補正予算から定額給付金を外し、与野党合意の中で、緊急雇用対策等について、あらゆる予算の中で取り組むことを要望することを求める「定額給付金の見直しに関する意見書」が日本共産党市会議員団及び民主・都みらいにより共同提出され、同 2 会派の賛成により可決された。

- ・ 平成 21 年 3 月 19 日（平成 21 年第 1 回京都市会定例会）

子育て応援特別手当の支給事業に係る、議案第 142 号「平成 20 年度京都市一般会計補正予算」が全会一致で可決された。

- 平成 21 年 3 月 19 日（平成 21 年第 1 回京都市会定例会）
定額給付金の給付事業に係る，議案第 177 号「京都市定額給付金給付事業特別会計予算」及び議案第 179 号「京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」が全会一致で可決された。
- 平成 21 年 6 月 30 日（平成 21 年第 3 回京都市会臨時会）
子育て応援特別手当（平成 21 年度版）の支給事業に係る，議案第 107 号「平成 21 年度京都市一般会計補正予算」が全会一致で可決された。
- 平成 21 年 10 月 28 日（平成 21 年第 4 回京都市会定例会）
政府が子育て応援特別手当の執行停止を決定したことを受け，国に対して地方の実情を十分考慮して取り組むよう強く要請する，「子育て応援特別手当」の執行停止に対する意見書」が自民党市議団，民主・都みらい及び公明党市議団により共同提出され，同 3 会派の賛成により可決された。

第 12 伏見区総合庁舎の完成について

1 はじめに

旧伏見区役所は、福祉部、保健部が別庁舎に分散していること、庁舎が狭あいでの老朽化が著しいことが課題となっていた。そこで、区民サービスをより一層充実させ、地域活動の活性化に結びつく機能も持った 21 世紀の伏見区のシンボルとなる先進的な総合庁舎の建設を進め、平成 21 年末に完成した。

なお、整備手法には民間の資金とノウハウを活用する P F I 手法が導入されており、平成 19 年 10 月 5 日に、伏見区総合庁舎整備等事業に係る事業契約が、市会の議決を経て締結されている。

新庁舎での業務は平成 21 年 12 月 28 日から段階的に行われ^{*}、平成 22 年 1 月 9 日には伏見区総合庁舎開所式が行われた。

※ 新庁舎での業務開始日

伏見区役所、伏見福祉事務所	：平成 21 年 12 月 28 日
伏見青少年活動センター	：平成 22 年 1 月 4 日
伏見保健所	：平成 22 年 1 月 12 日

2 概要

(1) 施設の概要

ア 所在地	京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2
イ 敷地面積	7,580.29 m ²
ウ 建築面積	4,391.50 m ²
エ 延床面積	14,772.60 m ²
オ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階

(2) 各階の構成

ア 1 階	まちづくり推進課、福祉介護課、支援課、保護課、ホール、ロビー、食堂、喫茶
イ 2 階	健康づくり推進課、衛生課
ウ 3 階	総務課・選挙管理委員会事務局、市民窓口課、市民税課、固定資産税課、納税課、保険年金課
エ 4 階	第 1 会議室～第 5 会議室、オープン会議スペース、青少年活動センター

(3) 施設の特徴

ア	総合庁舎の在り方と設計について、ワークショップをそれぞれ 4 回実施するなど、区民の皆様の意見や要望を反映した庁舎
イ	「酒蔵」をイメージしたデザイン、「伏見の水」を表現した水路など、「伏見らしさ」を表現した外観・外構

- ウ 太陽光発電パネルの設置，地下水の空調への利用など「環境先進区 伏見」にふさわしい環境共生型の庁舎
- エ 総合案内表示やエレベーターの音声案内装置，オストメイト対応設備を装備した多目的トイレなど，ユニバーサルデザインの導入
- オ 1階のホールやロビー，4階の第1～第5会議室やオープン会議スペースなど，区民の皆様の多様な活動や交流の拠点となる交流スペースを設置
- カ 障害のある方が働くベーカリーカフェ「こぱん」の開設（京都市いたはし学園が運営）

3 ワークショップ

(1) 総合庁舎の在り方についてのワークショップ

回数	年月日	参加人数	テ ー マ
			概 要
1	平成 16 年 11 月 27 日	45 名	「伏見らしさってなんだろう？」
			伏見区のいいところ，悪いところ，好きなどころ，嫌いなどころなど「伏見」への思いを共有
2	平成 16 年 12 月 12 日	31 名	「今の区役所ここがよい・ここが気になる」
			区役所，福祉事務所，保健所及び青少年活動センターを視察，「よいところ」や「気になるところ」を見つけ，共有
3	平成 17 年 1 月 15 日	49 名	「私たちが考える望ましい伏見区総合庁舎」
			これまで実施してきたワークショップの成果を踏まえ，「望ましい伏見区総合庁舎」の在り方について検討
4	平成 17 年 2 月 6 日	57 名	「提案書を作ろう！」
			「提案書（案）」についての確認・議論等

(2) 総合庁舎の設計についてのワークショップ

回数	年月日	参加人数	テ ー マ
			概 要
1	平成 19 年 11 月 11 日	70 名	「新総合庁舎案をのぞいてみよう」
			新総合庁舎整備案の「いいところ」や「気になるところ」について議論
2	平成 19 年 11 月 25 日	50 名	「新総合庁舎を語ろう」
			「ユニバーサルデザイン」，「市民交流スペース」をテーマに，使い方や在り方を議論
3	平成 19 年 12 月 15 日	50 名	「新総合庁舎を楽しもう」
			市民交流スペースの具体案と評価・議論
4	平成 20 年 3 月 23 日	65 名	「設計図面で確認しよう」
			設計図面による確認等

4 市会の動き

○ 本会議

平成 19 年 9 月 10 日 代表質問 伏見区総合庁舎の整備について

平成 21 年 10 月 2 日 代表質問 伏見区総合庁舎建設用地の埋設物（石炭殻）の処分
について



第 13 新型インフルエンザ対策について

1 はじめに

京都市では、かねてから強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を想定した新型インフルエンザの発生に備えており、平成 21 年 4 月 24 日には政令指定都市で初めてとなる新型インフルエンザ対策のマニュアルが策定された。

しかし、時を同じくして、メキシコなどで、豚由来とされるインフルエンザの人への感染が多数発生し、4 月 24 日に WHO により豚由来の新型インフルエンザが認定された。これを受けて、京都市においても各種対策が取られた。

4 月 25 日に相談窓口が保健福祉局保健医療課及び各保健所に開設された。4 月 27 日には、門川大作市長をトップとする豚由来インフルエンザ対策会議が開催され、その後も新型インフルエンザ対策本部会議、新型インフルエンザ対策危機管理本部と本部体制を臨機応変に変更しつつ、医療体制、広報体制の充実を図った。

5 月 16 日には神戸市で、新型インフルエンザに感染した患者が国内で初めて確認され、市立病院を含む府内の医療機関に新型インフルエンザ感染の疑いがある患者を診察するために「発熱外来」が設置された。その後 5 月 21 日には、京都市内において初めて新型インフルエンザに感染した患者が確認された。これらを受け、京都市内への修学旅行のキャンセルが相次いだことから、国に対して観光関連業界等への財政支援等の要望を行った。

6 月には、府市協調で新型インフルエンザ発生により影響を受けた中小企業への緊急融資制度が創設された。8 月には、発熱外来が廃止され、原則としてすべての医療機関で発熱患者の外来診療を行うこととなった。9 月には、弱毒性の新型インフルエンザにも対応した、新たな「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」が示された。

10 月には、市内の定点医療機関からのインフルエンザ報告数が基準値を超え、インフルエンザ流行発生注意報が、11 月にはインフルエンザ流行発生警報が発令された。

10 月 19 日からは、京都市内においても新型インフルエンザワクチンの接種が順次開始されることとなり、京都市としても市民への情報提供、低所得者の接種料の負担軽減措置を講じるなど対応を行った。

年末年始には、診療を行う医療機関のリストを市民に公表するとともに、相談窓口についても特別に開設し、きめ細やかな情報発信に努めた。

2 京都市新型インフルエンザ対策本部

- 4 月 27 日 門川大作市長をトップとする「第 1 回豚由来インフルエンザ対策会議」が開催され、①保健衛生推進室内に「豚由来インフルエンザ対策情報室」の設置、②監視の強化、③情報の分析、④庁内の情報共有及び市民等への情報提供を行うことが決定された。

- 4月28日 WHOによる「フェーズ4」(地域単位で人から人への感染がみられる状態)の宣言, 厚生労働省による新型インフルエンザ発生の宣言を受け, 「豚由来インフルエンザ対策会議」が「京都市新型インフルエンザ対策本部」に格上げされ, 同日に第1回本部会議が開催された。
また, 「豚由来インフルエンザ対策情報室」は「京都市新型インフルエンザ対策室」に格上げされた。
- 5月16日 水際の検疫以外では国内初となる新型インフルエンザの感染が神戸市で確認されたことを受け, 門川大作市長をトップとする「京都市新型インフルエンザ対策危機管理本部」が設置され, 第1回会議が開かれた。
- 5月21日 市内初となる新型インフルエンザの感染が確認されたことを受け, 京都市新型インフルエンザ対策危機管理本部会議が開催され, 市民・観光客等の安全確保に万全を期すこと, また, 市立学校・幼稚園の休校措置を取るなどが確認され, 市長メッセージが発表された。
- 6月2日 市内発生患者が5月中に退院したこと等を受け, 本部体制が「危機管理本部」から「対策本部」へ移行された。
- 9月11日 4月以降の対応の検証を踏まえて, 弱毒性の新型インフルエンザにも対応した, 新たな「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」が示された。ウイルスが強毒性で感染者が少ないほど感染拡大防止を徹底し, 弱毒性で感染者が多いほど重症患者の救命や市民生活を重視するなど, 対応策を柔軟に変換させるものとされた。
- 10月21日 市内の定点医療機関からのインフルエンザ報告数が注意報の基準値を超えたとして, 「インフルエンザ流行発生注意報」を発令した。
- 11月4日 市内の定点医療機関からのインフルエンザ報告数が警報の基準値を超えたとして, 「インフルエンザ流行発生警報」を発令した。

3 新型インフルエンザに関する国等への要望

- 5月25日 門川大作市長が, 厚生労働省, 国土交通省, 中小企業庁等を訪問し, ①国として京都市に安全宣言を出すこと, ②観光関連業者への支援, ③発熱外来開設への財政支援等を行うことの要望を行った。
- 5月27日 新型インフルエンザの感染者が確認された京都市, 神戸市, 大阪市及び堺市の4政令市が共同で観光庁などに対し, ①風評被害防止に向けた積極的なPR, ②観光関連産業や小売業への支援, ③発熱外来や一般医療機関の態勢確保に対する支援等を求めた。
- 6月1日 門川大作市長が, 東京都を訪問し, 京都は安全であることをPRし, 新型インフルエンザによりキャンセルが相次いだ京都への修学旅行の再計画を学校側に要請するよう要望を行った。
- 10月19日 新型インフルエンザワクチン接種に係る低所得者の負担軽減措置が地方

との事前協議なく示されたこと、また、地方に財政面及び事務手続において新たな負担を生じさせるものであることから、経費の全額国庫負担等について、門川大作市長の主導の下、指定都市市長会として緊急要請を行った。

4 医療体制

(1) 発熱外来

5月16日に京都府のインフルエンザ対策会議が、空港における検疫以外での新型インフルエンザの国内での初感染例を確認したことを受け、府内の各医療機関に発熱外来の設置を呼び掛け、同日中に府内で10箇所が設置された。京都市内の病院では、京都市立病院と京都府立医科大学病院に設置され、その後最大6医療機関、延べ1,770名への診察が行われた。京都市立病院の発熱外来は、24時間体制が取られた。

その後、京都府内では、国の運用指針の改定も受け、8月1日から新型インフルエンザの診察は原則としてすべての医療機関で行うこととなり、発熱外来は廃止されることとなった。

(2) 新型インフルエンザワクチン

政府は、10月1日に新型インフルエンザ対策本部を開き、新型インフルエンザワクチンの接種を10月後半から順次、開始する方針を決定した。

費用は、自己負担で、1人2回接種6,150円とされ、①医療従事者、②妊婦及び基礎疾患を有する者、③1歳から小学校3年生までの小児、④1歳未満の乳児の保護者等、小学校4年生～高校生相当及び65歳以上の高齢者の順で優先接種を行うものとされた。ただし、優先接種対象者で低所得の者については、助成措置が取られるものとされた。

ア 10月19日 国の発表を受け、京都府内の病院で、10月19日から医療従事者へのワクチン接種が開始された。

イ 11月2日 京都府と京都市は、妊婦、基礎疾患を有する者へのワクチン接種を11月9日から開始することを発表した。

ウ 11月6日 京都市は、優先接種対象者のうち、低所得者（①市・府民税非課税世帯の者、②生活保護受給世帯の者、③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給者、とした。対象は約20万人）の2回のワクチン接種を無料とすることを発表した。無料接種に係る費用は、国、京都府及び京都市が負担するものとされた。

エ 11月9日 妊婦・基礎疾患を有する者への新型インフルエンザワクチンの接種が開始された。

オ 11月13日 京都府と京都市は、1歳から小学校3年生までを対象としたワクチンの接種開始時期を12月後半の予定から11月30日に繰り上げることを

発表した。これは、府内の新型インフルエンザによる入院患者の約 7 割が 10 歳未満の小児に集中していることを受けての措置である。

カ 11 月 15 日 市民しんぶん（各区版）に「新型インフルエンザワクチン接種についてのお知らせ」のチラシが折り込まれ、全戸配布が行われた。

キ 12 月 18 日 京都府と京都市は、小学校 4 年生から高校生相当の者及び 1 歳未満の乳児を持つ保護者への優先接種を平成 22 年 1 月 4 日から開始することを発表した。

5 新型インフルエンザ相談窓口（発熱相談センター）

- 4 月 25 日 電話相談窓口が保健福祉局保健医療課（午前 9 時～午後 9 時受付）及び各保健所（午前 8 時 30 分～午後 5 時受付）に開設された。
- 4 月 28 日 「発熱相談センター」が保健医療課（毎日午前 9 時～午後 10 時受付）及び各保健所（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時受付）に開設された。
- 5 月 2 日 保健医療課の発熱相談センターの受付時間が 24 時間体制となった。また、京都市国際交流会館において、休館日を除く日の午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで受け付ける、英語、韓国語、中国語、ドイツ語、スペイン語及びフランス語の 6 箇国語に対応する相談電話窓口が開設された。
- 6 月 27 日 相談件数の減少を受け、保健医療課の発熱相談センターの受付時間が午前 9 時～午後 9 時（毎日）に縮小された。
- 7 月 23 日 保健医療課の発熱相談センターの受付時間が午前 9 時～午後 5 時 30 分（毎日）となった。
- 8 月 1 日 「発熱外来」が廃止され、原則としてすべての医療機関で発熱患者の外来診療を行うことになった。このことを受け、発熱相談センターの相談内容についても、新型インフルエンザに係る受診医療機関等の案内、自宅療養等に係る相談等に変更され、名称も「新型インフルエンザ相談窓口」に変更された。また、保健医療課の窓口も平日のみの受付となった。
- 10 月 1 日 新型インフルエンザの流行拡大や、ワクチン接種に対する問い合わせの増加に備え、保健医療課の新型インフルエンザ相談窓口の受付時間が午前 8 時 30 分～午後 8 時に拡大された。
- 12 月 29 日
～1 月 3 日 年末年始期間にも午前 8 時 30 分から午後 8 時まで保健医療課の新型インフルエンザ相談窓口において受付を行った。

6 学校での体制

5 月 21 日に中京区の 10 歳の男児が、京都市で初めて新型インフルエンザに感染していることが確認された。これを受け京都市新型インフルエンザ危機管理対策本部会議が開催され、5 月 22 日から 27 日まで中京区及び下京区の市立幼稚園 3 校、小学校 21 校、中学校 11

校及び全市立高等学校 9 校並びに総合支援学校 7 校を休校とする措置が決定された（うち 40 校は 25 日までに短縮された。）。

その後、学校等における感染拡大の防止と社会生活に与える影響を最小限に抑えるため、京都市学校医会の専門的な見地等を踏まえ、学級閉鎖等の基準（目安）を次のとおり定め、8 月 28 日付けで学校・園に通知した。

内 容	学級閉鎖等の基準（目安）												
学級閉鎖 （授業カットを含む）	<p>基準①：同一学級で、インフルエンザ感染と診断された欠席者がおおむね 15%を超え、更に感染拡大が予想される場合に学級閉鎖を検討する。</p> <p>基準②：上記①による欠席者を含め、インフルエンザ様疾患（38 度以上の発熱かつ急性呼吸器症状[鼻汁・鼻閉・咽頭痛・咳のうち、少なくとも一つ以上の症状を呈した場合。]）の欠席者や有症者（熱や咳）の合計が、学級のおおむね 1/4（25%）を超えて、更に感染拡大が予想される場合に学級閉鎖を検討する。</p> <p>基準③：上記①②のほか、特に総合支援学校、育成学級、幼稚園等においては、患者の発生状況に応じて学級閉鎖等を個別に検討する。</p> <p>[目安]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級人数</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 人</td> <td>3 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>30 人</td> <td>5 人</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>40 人</td> <td>6 人</td> <td>10 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 機械的な適用ではなく、関係機関との調整を行う。</p> <p>* 日々の健康観察等により、インフルエンザの感染拡大が懸念される場合、授業カットを含め早めに対策を検討する。</p>	学級人数	①	②	20 人	3 人	5 人	30 人	5 人	8 人	40 人	6 人	10 人
学級人数	①	②											
20 人	3 人	5 人											
30 人	5 人	8 人											
40 人	6 人	10 人											
学年閉鎖	学級閉鎖が、当該学年で複数にまたがり、更に感染拡大等が予想される場合に学年閉鎖を検討する。												
学校閉鎖	学年閉鎖が、当該校において複数にまたがり、更に感染拡大等が予想される場合学校閉鎖を検討する。												
閉鎖期間	原則：当日を含み、暦日 4 日程度 閉鎖期間中及び閉鎖解除日の健康観察等を実施する。												

7 経済対策

(1) 新型インフルエンザ関連特別経営相談窓口

新型インフルエンザの影響を受ける観光関連事業者等の相談にきめ細かく対応するため、「新型インフルエンザ関連特別経営相談窓口」が、5 月 22 日に財団法人京都市中小企業支援センター（現財団法人京都高度技術研究所）や府産業支援センター等に開設され

た。

(2) 新型インフルエンザ緊急融資

京都府と京都市が共同で、新型インフルエンザ発生による風評被害を受け、売上が減少している観光関連をはじめとする中小企業者を支援するため、新規融資制度を創設し、6月5日から実施した。

ア 融資の対象

新型インフルエンザの発生により影響を受け売上げが減少している市内中小企業者・組合

イ 融資の概要

(7) 新型インフルエンザ緊急融資（短期資金） 府市協調

修学旅行の延期などの影響を受け、売上げが減少している観光関連等中小企業者の一時的、緊急的な資金需要に対応する短期資金を創設（融資期間：1年以内）

- a 融資限度額：無担保 3,000 万円
- b 融資利率：年 1.7%（経済変動・雇用対策融資より 0.2%引下げ）
- c 融資期間：1年以内（一括返済可）
- d 実施期間：平成 21 年 12 月末まで

(イ) 新型インフルエンザ緊急融資（長期資金） 府市協調

昨年からの経済危機に加え、新型インフルエンザ発生による風評被害を受け、売上げが減少している観光関連等中小企業者を支援するため、長期資金を創設（融資期間：7年～10年以内）

- 緊急資金
 - a 融資限度額：無担保 8,000 万円 有担保 2 億円
 - b 融資利率：年 1.8%
 - c 融資期間：10 年以内（据置 2 年以内）
 - d 実施期間：平成 22 年 3 月末まで（予定）
- 一般資金
 - a 融資限度額：無担保 8,000 万円 有担保 2 億円
 - b 融資利率：年 2.2%
 - c 融資期間：7 年以内（据置 1 年以内）
 - d 実施期間：平成 22 年 3 月末まで（予定）

8 市会の動き

- ・ 平成 21 年 5 月 29 日（平成 21 年第 2 回京都市会定例会）

新型インフルエンザの感染の拡大や、新型インフルエンザによる観光関連産業への影響が出ている状況を踏まえ、正しい知識及び情報の伝達に努めること、社会経済活動の制約等に伴い生じる損失への適切な支援として、財政支援や損失補償制度の創設を図ること、医療体制の確保のための財政支援を図ること、ワクチンの迅速な開発・製造を行

うこと等を国に対して強く要請する「新型インフルエンザ対策に関する意見書」が全議員により共同提出され、全会一致で可決された。

- 平成 21 年 6 月 30 日（平成 21 年第 3 回京都市会臨時会）

「新型インフルエンザ緊急融資」をはじめとする中小企業への金融対策の充実施策、新型インフルエンザの影響により急減した観光客や修学旅行を呼び戻すために京都観光の PR を行う事業である「元気です京都！」キャンペーンの展開、新型インフルエンザ患者発生に即応できる医療体制整備等を盛り込んだ、議案第 107 号「平成 21 年度京都市一般会計補正予算」が全会一致で可決された。

- 平成 21 年 10 月 28 日（平成 21 年第 4 回京都市会定例会）

秋から冬に向けて新型インフルエンザの大流行が懸念される状況や、ウイルスの性状変化による毒性の増大等に備える必要がある状況を踏まえ、感染防止対策の強化、感染拡大及びウイルス性状変化を探知するためのサーベイランス（調査・監視）の実施、ワクチンの製造体制強化及び接種体制の整備等を国に対して強く要請する「新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書」が全議員により共同提出され、全会一致で可決された。

第 14 放置自転車対策について

1 はじめに

本市では、「京都市自転車放置防止条例」（昭和 60 年制定）及び「京都市自転車総合計画」（平成 12 年策定）に基づき、自転車等駐車場整備などの自転車等利用環境の整備に努めるとともに、放置防止の啓発や撤去の強化などによる利用マナー・ルールの向上に積極的に取り組んできた。

また、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成 18 年 10 月に「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」を策定し、平成 18 年度から平成 22 年度まで集中的に五つのメニューに取り組むこととしている。

ここでは、平成 21 年に実施した放置自転車対策の主な取組について記載する。

2 自転車等駐車場の整備

(1) 御池通まちかど駐輪場

都心部における放置自転車対策の一環として、民間事業者との共汗により、御池通の広い歩道空間を活用した路上駐輪場を設置した。

- ・ 設置箇所 京都市役所前広場，河原町御池，烏丸御池周辺
- ・ 駐輪台数 自転車のみ 376 台
- ・ 開設時期 平成 21 年 11 月 24 日～ 順次開設
- ・ 利用料金 3 時間まで 100 円，以降 2 時間毎に 50 円加算
(ただし，最初の 30 分間は無料)
- ・ 利用時間 24 時間

(2) 西賀茂自転車駐車場

既存の無料駐輪場での乱雑な駐輪や長期に滞留した自転車により、駐輪できない自転車が周辺の路上へ放置され、歩行者や車両の通行に支障が生じていたことから、近隣に別途有料駐輪場を整備した。また、無料駐輪場は歩道空間として再整備した。

- ・ 設置箇所 交通局西賀茂車庫前
- ・ 駐輪台数 自転車のみ 250 台
- ・ 開設時期 平成 21 年 11 月 1 日
- ・ 利用料金 150 円／24 時間
- ・ 利用時間 24 時間

3 民間自転車等駐車場整備助成金事業

市内では、駅や繁華街の周辺に依然として多くの放置自転車が見受けられ、通行の支障となるとともに良好な景観維持の観点からも大きな問題となっている。

そこで、これらの地域に駐輪場を確保するため、一定の要件を備えた自転車等駐車場の設置者又は管理者に、その建設費の一部を助成する事業を平成 21 年 3 月に創設した。

(1) 助成要件

- ア 自転車等駐車場の設置の目的が不特定多数の者の利用に供するものであること。また、自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこと。
- イ 自転車等駐車場の位置は、鉄道駅からおおむね 250 メートル以内、又は立地等について市長が適当と認めるものであること。
- ウ 自転車等駐車場における自転車等の収容台数が 25 台以上であること。ただし、収容台数の計算に当たり、原動機付自転車及び自動二輪車については、1 台につき自転車 1.5 台分として換算するものとする。
- エ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 5 条第 2 項（鉄道事業者の協力義務）に基づき整備するものでないこと。
- オ 京都市が出資金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人により整備するものでないこと。
- カ 自転車等駐車場を、開設の日から継続して 5 年以上運営すること。
- キ 自転車等駐車場の位置、構造及び設備について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものであること。
- ク 自転車等駐車場整備の工事着手は、交付対象事業への指定決定以後に行うこと。
- ケ 自転車等駐車場の運営及び構造等に関し、市長が適当と認めるものであること。

(2) 助成内容

次のア、イのいずれか低い方の額に 3 分の 2 を乗じた額（1,000 円未満は切捨て）とし、上限額は 400 万円とする。

ア 駐輪場設置のための土地取得費を除く建設費及び駐車器具整備費の合計額

イ 標準整備費

形式	1 台当たりの設備費	標準整備費
平面式	60,000 円	1 台当たりの設備費に収容台数を乗じた額（原動機付自転車及び自動二輪車については、1 台につき自転車 1.5 台分として計算する。）
立体式 （機械式を含む。）	100,000 円	

※ 立体式とは 2 階建て以上の建築物、機械式とは機械収納型をいう。

(3) 募集期間

第 1 回目：平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

第 2 回目：平成 21 年 10 月 21 日から平成 21 年 11 月 20 日まで

4 駐輪場設置義務の強化

繁華街や商業施設などの周辺で大きな課題となっている放置自転車対策の一環として、商業施設などに駐輪場の設置を義務付ける付置義務について規定した「京都市自転車等放置防止条例」の改正を平成 21 年 3 月に行い、同年 10 月 1 日から施行した。

なお、コンビニエンスストアなど従来からの対象施設については、より小規模な施設も対象となるように基準を強化した。

(1) 条例改正の概要

- ・付置義務の対象となる施設の種類を、従来の 3 施設から 14 施設に拡大
- ・従来からの対象施設について、より小規模な施設から対象となるよう面積基準を強化
- ・新たな基準では、付置義務対象となる既設施設に、駐輪場設置の努力義務を明記
- ・付置義務の強化に伴い、緩和措置（距離、業種）を拡大

(2) 付置義務強化の内容

対象施設	改正前		改正後	
	施設面積 (㎡)	設置基準 (㎡/台)	施設面積 (㎡)	設置基準 (㎡/台)
小売店舗	400 ㎡以上	20	300 ㎡以上	20
コンビニエンスストア	400 ㎡以上	20	150 ㎡以上	20
遊技場	300 ㎡以上	15	250 ㎡以上	15
銀行	500 ㎡以上	25	400 ㎡以上	25
飲食店、学習施設	—	—	300 ㎡以上	20
官公署、病院など	—	—	400 ㎡以上	25
博物館など	—	—	1,050 ㎡以上	70
スポーツ施設、 レンタルビデオ店	—	—	250 ㎡以上	15
郵便局	—	—	150 ㎡以上	10
映画館、 カラオケボックス	—	—	450 ㎡以上	30

※ 施設面積：用途の区分に応じ、当該基準を満たす施設に対して義務が課される。

設置基準：施設面積に応じ設置すべき駐輪場の台数の基準を表す。

5 「京（みやこ）・駐輪マップ」の発行

放置防止啓発や自転車撤去の強化など、利用マナー・ルールの向上を図る取組の一環として、駐輪場の場所・料金等の利用情報を掲載した「京（みやこ）・駐輪マップ」を本市で初めて制作、平成 21 年 12 月 1 日に発行した。

発行に当たっては、京都ゆかりの企業・団体から賛同をいただき、その広告収入を発行（20 万部）の経費に充て、市内各所で無料配布した。

(1) 掲載内容

- ・ 公共駐輪場及び民間駐輪場等の箇所図、営業時間、料金、連絡先等
- ・ 撤去自転車保管所

(2) 形状

B2 版（折り畳みで 10.5cm×14.5cm のポケットサイズ）

(3) 主な配付場所

市役所、区役所・支所、観光案内所、市内主要鉄道駅など

6 市会の動き

(1) 本会議

平成 21 年 2 月 25 日 代表質疑 自転車駐車場の付置義務の強化について

平成 21 年 2 月 26 日 代表質疑 自転車走行環境の整備について

平成 21 年 3 月 19 日 「京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について」を全会一致で可決

平成 21 年 5 月 20 日 代表質問 駅周辺の駐輪場の確保について

平成 21 年 12 月 1 日 代表質問 ターミナル周辺の路上駐輪場の設置について

(2) まちづくり消防委員会

平成 21 年 1 月 22 日 「自転車駐車場付置義務の見直し（強化）及び民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設に係る答申」についての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 4 月 23 日 京都市民間自転車等駐車場整備助成金事業等についての理事者報告及び質疑応答

平成 21 年 6 月 25 日 京都市自転車総合計画の改訂についての理事者報告及び質疑応答

第 15 京都市消防活動総合センターの全面運用開始について

1 はじめに

京都市消防活動総合センターは、「消防学校」、「訓練施設」、「活動支援施設」など消防活動に必要な諸機能を統合・合理化し、平常時及び大規模災害時の双方に対応した消防活動拠点として平成 21 年 4 月に全面運用を開始した。

同センターは、京都市南区に位置し、名神高速道路京都南 IC に近く、国道 1 号線及び 171 号線の幹線道路に近接するなど交通アクセスに恵まれており、大規模災害発生時には、緊急消防援助隊の集結場所として、本市に派遣される最大 471 隊 2136 人を収容することが可能である。また、緊急消防援助隊の活動に必要な活動器材や燃料の補給などの後方支援機能を保有し、長期にわたる災害活動に対応することができるものである。

2 建設経過

平成 13 年度に基本計画を策定し、第 1 次整備工事として着手した「活動支援施設」が、平成 16 年度に竣工した。

第 2 次整備工事として「消防学校」及び「訓練施設」の整備を進め、平成 17・18 年度に基本設計及び実施設計を行い、平成 18 年度末から工事に着手。22 箇月の工事期間を経て、平成 21 年 1 月 26 日に完成した。

なお、本施設の整備に当たり議決を経た契約は、以下の表のとおりである（変更契約を除く。）。

契 約 名	議 決 日
京都市消防活動総合センター（仮称）新築工事請負契約	平成 15 年 10 月 3 日
京都市消防活動総合センター（京都市消防学校等）新築工事請負契約	平成 19 年 3 月 13 日
京都市消防活動総合センター（京都市消防学校等）新築工事（電気設備工事）請負契約	
京都市消防活動総合センター（京都市消防学校等）新築工事（情報通信システム工事）請負契約	平成 19 年 12 月 14 日

3 施設の概要



(1) 所在地

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 94-4 (京都市消防活動総合センター (管理棟))

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21-3 (京都市消防学校)

(2) 敷地面積

約 34,000 m²

(3) 総事業費

約 111 億円

(4) 施設と機能

ア 活動支援施設 (管理棟・整備棟) <階数/地上 3 階 延床面積/3,911.24 m²>

- ・ 平常時には本部救助隊と特別装備隊の活動拠点となり、また消防車両の点検整備等を行う。
- ・ 緊急消防援助隊受入時には、車両や活動資器材のメンテナンス、燃料の補給等を行う後方支援拠点となる。

【主な設備】

○ 管理棟

車両庫, 備蓄倉庫, 事務室, 会議室, 訓練指導室, 作戦室

○ 整備棟

車両点検整備室, 塗装室, 部品整備庫, 危険物倉庫, 空気・酸素充てん室, 自家用給油取扱所, ホース修理室

イ 京都市消防学校 (本館・宿泊棟) <階数/地上 4 階 延床面積/6,925.12 m²>

- ・ 主に教育, 研修施設として利用する。
- ・ 緊急消防援助隊受入時は, 作戦情報室, 作戦支援室等を活用して緊急消防援助隊の指揮統制を行う。

【主要室】

普通教室, 大教室, 分析実験室, 作戦情報室, 作戦支援室, 救急実習室, 訓練準

備室，寮室

ウ 救助訓練棟 <階数/地上 2 階 延床面積/342.00 m²>

- ・ ロープ渡過，はしご登はんなどの救助訓練を行う。

エ 屋内・水上訓練棟 <階数/地上 3 階 延床面積/1,884.76 m²>

- ・ 水難救助訓練，ロープ渡過などの救助訓練のほか，操法訓練や訓練礼式などを行う。
- ・ 緊急消防援助隊受入時には，バックスペースや物資荷さばき場として使用する。

【主な設備】

室内訓練場，救助技術訓練設備，トレーニングルーム，屋外プール（25m），潜水プール（水深 10m）

オ 総合訓練棟 <階数/地上 5 階・地下 1 階 延床面積/3,644.10 m²>

- ・ 各種消火・救助訓練など高度な消防訓練を行う訓練施設
- ・ 高層ビル火災訓練に対応した訓練デッキや，地下火災を想定した地下訓練室など様々な災害状況に対応した各種訓練設備を設置

【主な設備】

地下訓練室，実火災訓練室，査察訓練室，低所救出訓練場，燃焼実験室，訓練検討室，模擬防災センター，訓練用非常用エレベーター，洞道訓練場，山岳訓練場，震災訓練場

カ 屋外訓練場

- ・ 消防職員及び消防団員の操法訓練や訓練礼式のほか，事業所の自衛消防隊の放水訓練などを行う。

【主な設備】

雨水を循環利用する消火栓・訓練用貯水槽，放水壁，泡放射訓練場，水防訓練場

キ 街区訓練場

- ・ 京町家や共同住宅の構造を模した訓練用建物を組み合わせて京都の町並みを再現し，より実践的な訓練を行う。
- ・ 訓練用建物はすべて可動式となっており，街区のレイアウトを自由に変更することや，緊急消防援助隊受入時には集結スペースを確保することが可能となる。

平 常 時		大 規 模 災 害 時	
活動支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ●本部救助隊（スーパーレスキュー※1）、特別装備隊（※2）の配置、運用 ●消防車両の点検整備 ●活動器材の備蓄、燃料補給 	後方支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急消防援助隊への活動資器材、燃料の補給 ●緊急消防援助隊の車両、活動資器材のメンテナンス ●本部救助隊、特別装備隊の運用
消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ●新規採用職員の研修（全寮制） ●消防職員の教育研修 ●消防団員の教育研修 ●火災に関する鑑識 等 	作戦情報室	<ul style="list-style-type: none"> ●「消防指令センター」と直結した緊急消防援助隊の指揮統制 ●消防機関、関係機関との情報連絡 ●緊急消防援助隊の受付、登録 ●緊急消防援助隊の待機、宿泊施設
訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> ●消防職員訓練 京町家や中高層建築物における火災や救助事故を想定した訓練 ●共同住宅や飲食店を模した訓練室での予防査察研修 ●消防団員訓練 操法訓練、訓練礼式等 ●自衛消防隊、自主防災会等の訓練 	緊急消防援助隊集結場所	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急消防援助隊の車両集結場所（消防車両最大 471 台収容可能） ●ヘリコプター緊急離着陸場 ●緊急消防援助隊の待機・宿泊施設 ●援助物資の集積

※1 本部救助隊（スーパーレスキュー）

平成 17 年 4 月 1 日、震災、水災等の大規模自然災害やNBC災害(施設の事故やテロ等による、核物質(Nuclear)・生物剤(Biological)・化学剤(Chemical)に関連する災害の総称)等の特殊災害をはじめ、あらゆる災害に迅速・的確に対応するための高度な救助能力・器材を持つ消防局直轄の特別高度救助隊

※2 特別装備隊

平成 11 年 4 月 1 日、災害現場活動の支援体制の充実を図るため、消防局装備課に配置した京都市の部隊 24 時間体制で電源照明車、空気充填車（消防隊員が現場活動で使用する空気呼吸器用のボンベに空気を充てんする装置を積載した車両）、クレーン車、多目的物資搬送車等を運用し、災害現場で活動する部隊の支援活動を行う。

4 環境保全への取組

＜本施設における積極的な環境保全対策＞

- (1) 太陽光発電設備（10kw）、太陽光・風力発電照明器具、太陽熱利用温水器（2800 リットル）を設置し、自然エネルギーを積極活用
- (2) 高効率型照明器具及び人感センサーの採用により照明電力を縮減
- (3) 雨水及び井水利用により水資源を保全
- (4) 放水訓練用水を循環再利用
- (5) 地域的な浸水被害防止のため、約 400t の雨水調整槽を設置
- (6) 訓練で発生する排煙及び排水の処理設備（排煙処理設備・排水処理装置）を設置
- (7) 居室が多い本館・宿泊棟を東西軸に配置するとともに、大型の開口部に熱線吸収ガラス・ルーバーを設置して夏季の熱負荷を低減
- (8) 居室開口部に網戸を設置し、中間期の自然換気を促進、冷房期間の縮小
- (9) 家具に京都市地域産木材「みやこ柚(そま)木(ぎ)」を使用
- (10) 実火災訓練室の燃焼物に杉の枝打ち作業で出た枯れ枝を使用

5 市会の動き

○ まちづくり消防委員会

平成 21 年 4 月 23 日 一般質問（消防活動総合センターについて（施設見学，アクセス，同施設の消防学校の屋外訓練場への人工芝の設置等））

平成 21 年 5 月 7 日 実地視察

第 16 交通事業経営健全化について

1 はじめに

市バス・地下鉄は、市民の暮らしを支える足・市内の大動脈として、それぞれ毎日 30 万人を超える方々が利用する本市の主要交通機関であり、そのネットワークにより、多様な都市活動を支えている。

しかしながら、本市交通事業を取り巻く経営環境は、巨額の地下鉄建設費の償還など、非常に厳しい状況にある。本市では、数次にわたる経営健全化計画を推進してきたが、平成 20 年度決算において、自動車運送事業と高速鉄道事業のいずれも、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に基づく資金不足比率が経営健全化基準を上回ったため、同法に定める経営健全化団体となった。平成 21 年は、これに伴い、学識経験者や経営の専門家等で構成する有識者会議から経営健全化策についての提言をいただくとともに、市民意見の募集や国との協議、個別外部監査を行うなど、財政健全化法に基づく新たな経営健全化計画の策定に向け、取組を進めた。

ここでは、平成 21 年に実施した経営健全化に向けた主な取組について記載する。

2 「乗っておくれやす！」市バス・地下鉄増客計画

平成 20 年 12 月に策定した市バス・地下鉄両事業の経営健全化計画案（骨子）に掲げた目標と健全化策を基本に、京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議や「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会及び各検討部会における審議内容、「歩くまち・京都地下鉄増収・増客対策チーム」の活動内容、また、職員提案や市民意見を踏まえ、平成 21 年 3 月に取りまとめた。本計画には、平成 21 年度以降に交通局が取り組む増客策を記載している。

(1) 計画の目標

市バス事業：平成 25 年度までに一日当たりのお客様数 32 万人を目指す。

地下鉄事業：平成 30 年度までに一日当たりのお客様数 5 万人の増客を目指す。

(2) 増客策

ア 市バス事業の増客策

- ・ 市バスの戦略的なダイヤ編成と増便
- ・ 増客に向けたバス待ち環境の向上

イ 地下鉄事業の増客策

- ・ 地下鉄の旅客動向調査と分析

ウ 両事業に係る増客策

(ア) 乗車券の販売促進

- a 京都観光一日乗車券【山科・醍醐拡大版】の新設
- b 旅行代理店等と連携した乗車券販売促進

- c 乗車券カードの販売促進
- (イ) IC カードの利用促進
 - a 市バスへの IC カードの導入
 - b 商業施設等との連携強化
- (ウ) 民間交通事業者との連携強化
- (エ) 未来のお客様獲得に向けた取組
- (オ) 市バス・地下鉄の愛好会の設立
- (カ) 職員提案募集の活性化
- (キ) 利用促進活動の強化

エ 関係局区等との連携による増客策

- (ア) 地下鉄沿線でのイベント実施
- (イ) 駅を中心とした案内表示の強化
- (ウ) モビリティ・マネジメント活動の促進
- (エ) オール京都市で取り組む利用促進との連携
 - a 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会との連携
 - b 「環境モデル都市・京都」の取組との連携
 - c 「歩くまち・京都 地下鉄増収・増客対策チーム」との連携

3 「歩くまち・京都 地下鉄増収・増客対策チーム」

歩いて楽しいまち・京都を実現し、市民の大切な財産である市営地下鉄のより一層の有効活用と増収・増客を図るため、様々な職種・職歴を持つ公募職員 37 名による「歩くまち・京都 地下鉄増収・増客対策」チームを平成 20 年 9 月に設置した。

その後、四つのグループに分かれて、地下鉄の増収・増客に向けた様々な検討や実践を行い、その成果をまとめた活動報告書を平成 21 年 4 月に取りまとめた。

また、平成 21 年度についても、引き続き、地下鉄の利用増進を図るため、新たに公募職員 13 名による「東西線「乗っておくれやす！」プロジェクト」チームを平成 21 年 8 月に設置し、活動を展開している。

(1) 21 年中に実施した取組

名称	内容
地下鉄 PR チラシの制作・配布	潜在的利用が見込める松ヶ崎駅と西大路御池駅周辺へ地下鉄の利便性を広報するため、時刻表付きのチラシ各 2 万部を配布した。
キャンパスライフに地下鉄を	大谷大学学生と共同で新入生に配布する冊子に地下鉄を PR する記事を掲載した。
地下鉄キャラクターの作成及び活用策	「DO YOU KYOTO？」ロゴマークとコラボした地下鉄キャラクターグッズを作成し、地下鉄のイメージアップと環境にやさしい地下鉄をアピールすることを提案した。また、地下鉄ペーパークラフトを堀川・通水桜まつりで配布した。
イベント情報発信	各局区が実施するイベント情報に地下鉄等の最寄り駅や洛

時における最寄り公共交通機関の情報の掲載	ナビの QR コードを記載することで地下鉄利用を促す提案をした。これを受け、全庁的に取り組むことを周知した。
地下鉄川柳	より利用しやすく、親しみのある地下鉄を目指し、市民から川柳を募集。優秀作等を表彰するとともに車内ポスターの掲示、作品集やトラフィカ京カード作成により紹介した。
駅ナカ物販計画	地産地消にこだわった京都産の物品販売を行うため、駅ナカへの出店を複数店舗に打診し、酒粕入りパンの試験販売までのコーディネートを行った。

4 京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議

本市の地下鉄事業及び市バス事業の新たな経営健全化計画の策定に当たり、有識者からの意見を反映するため、平成 21 年 1 月に設置した。

平成 20 年 12 月に作成した両事業の経営健全化計画案（骨子）や経営指標等を基に、経営分析、増収増客、コスト削減、市や国の支援、民間委託、運賃などについて 4 回にわたり議論し、7 月 23 日に市長に提言が提出された。提言の概要は以下のとおりである。

○ 総論

- ・ 伝統的な町並みや美しい都市景観を有する京都市にとって、それらの保全や景観を活かしたまちの創造が使命であることから、京都市では、都市中心部に高速道路を整備するという方策を選択せず、巨額の経費を投入して地下鉄を整備し、市バスとのネットワークの形成によって、将来の都市像を描くこととした。
- ・ しかしながら、地下鉄の経営状況は、現金収支が赤字となるなど、全国一厳しく、事業の存続が危ぶまれる深刻な状況にあることから、その克服が最大の課題となっている。
- ・ 一方、市バスは、これまでの取組により一定限の経営改善効果が認められているが、120 億円に上る不良債務の解消を図るため、引き続き経営健全化に取り組む必要がある。
- ・ 公共交通優先の都市づくりにおいて、市バス・地下鉄は、市内交通ネットワークのリーダーとして重要な役割を果たすべきであり、そのためにも、「経営健全化計画」の着実な推進を行い、持続可能な公共交通とすることが至上命題である。
- ・ 交通局が事業者として更に徹底した健全化努力を行うことが重要であることに加えて、公共交通優先のまちづくりや地下鉄沿線への集客施設の積極的な誘致などを、全市的に実施していく必要がある。
- ・ こうした取組により、市民の貴重な財産である地下鉄を未来に活かしていくために、市民とともに京都市を挙げて、何としてもこの難局を乗り越えなければならない。
- ・ 一方で、地下鉄事業の経営が厳しい大きな要因は、建設企業債の元金を 30 年程度の限られた期間で償還しなければならないことにあり、大胆な発想で国に対して制度の見直しを求めていく必要がある。
- ・ 「経営健全化計画」の策定、実現は、並大抵のことではなく、地下鉄事業の見通しは厳しいため、経営健全化に危機感を持って強い決意で取り組んでいかなければならない。

○ 具体的提言

(1) 交通局が取り組むべきもの**ア 地下鉄事業の経営健全化について****(ア) 収入増対策**

直ちに取り組むべき旅客増対策として、他の鉄道事業者と積極的に連携し、地下鉄の利用促進に全力を挙げるべきであり、利便性の向上に加えて、市民や観光客への情報発信を更に強化することにより、事業の PR や潜在需要の発掘を行うべきである。

また、巨額の経費を投入した都市装置である地下鉄の駅空間を最大限有効活用するため、駅構内施設の配置を見直すことによって、公共空間として活用できるスペースを創出し、駅ナカビジネスや広告などの付帯事業を更に拡大することにより、収入増を図るべきである。

(イ) コスト削減策

全国一厳しい経営状況にある京都市の地下鉄においては、民間委託化の拡大、設備の更新期間延長などのコスト削減策について、効果額と安全面の影響を詳しく分析し、効率性と安全性を十分に見極めたうえで、最大限コストを削減する方策を選択すべきである。

イ 市バス事業の経営健全化について**(ア) 収入増対策**

市バスの利用者増には、接客サービスやバス待ち環境向上のための不断の取組が不可欠である。さらに、限られた輸送力を最大限に生かし、市バスの増客を図るためには、乗継抵抗を改善し、更なる効率的かつ効果的な路線・ダイヤへの抜本的な再編の検討が必要である。

(イ) コスト削減策

市バス事業については、これまでの取組で経営体質は大きく改善されているが、引き続き安全性の確保に十分留意しつつ、バス車両の更新年数を可能な限り延伸するなど、更なる効率化を図り、コスト削減に全力を尽くすべきである。

ウ 両事業で取り組むべき事項**(ア) 利用促進を目指したネットワーク機能の強化**

市営交通としての重要な役割は、まちづくりと一体となった公共サービスの提供などであり、そのためにも、市バス・地下鉄及び他の公共交通とのネットワーク機能を強化すべきである。

また、増収増客のためには、市内すべての公共交通のネットワークを最大限に活用するとともに、旅客動向を調査・分析したうえで、きめ細かな増収増客の取組を行うべきである。

(イ) 健全化策の推進方策

利便性の向上など増収増客の取組や人員削減などのコスト削減努力と、金利負担の軽減は次元の異なる課題であり、切り分けて検討する必要がある。また、健全化策のそれぞれの目標を明確にし、効果を検証することも必要である。

(2) 市民とともに市を挙げて取り組むもの

ア 都市構造や交通施策の在り方

京都市は、元来、景観や町並みを第一とし、狭あいな道路も多い中、交通混雑を克服する唯一の手段として、地下鉄建設に巨費を投じた。その地下鉄事業の安定的な運営や有効な活用のためには、まちづくりの理念を含めた都市経営の視点から、地下鉄の沿線に施設を整備するなど、全市的に積極的政策を打ち出し、取り組んでいくことが不可欠である。

また、「歩くまち・京都」総合交通戦略と連携して、都心部においては、マイカーから公共交通機関へ転換するようマイカー抑制策を明確にし、他の交通事業者とも連携した全市的な施策を積極的に推進することにより、公共交通機関の利便性を向上させ、増客を図ることが必要である。

イ 市民への意識付け、市民に求めること

京都に不可欠な都市装置である地下鉄は、環境に優しい、市民の貴重な財産であり、また市内バス輸送の 85%を担う市バスは、日常の足として市民生活に欠かせないものとなっている。全市民がこうした公共交通の重要性を認識したうえで、これを将来にわたって守っていくために自ら果たすべき役割を主体的に考え、市バス・地下鉄を積極的に利用する機運を醸成していく必要がある。

ウ 府警や関係機関に求めること

市バスの増客を図るためには、定時性の確保が最重要課題の一つであり、バス専用レーンの徹底や公共交通優先システム（PTPS）の設置路線拡大など、走行環境の改善に向けて警察等との更なる連携が必要である。

エ 一般会計の支援

地下鉄事業においては、今後、一般会計からの更なる支援が不可欠であるが、支援に当たっては、地下鉄の必要性や効果、経営が厳しい要因を市民に説明すべきである。また、一般会計の財政状況が厳しい中、市バス事業の健全化を推進し、少なくともそれによって削減した補助金は、地下鉄事業への支援に活用すべきである。

オ 地下鉄の運賃制度

収支上 5 年ごと 5%の運賃改定は、将来の資金不足抑制のために不可欠な条件となっていることは理解するが、将来にわたって毎回実施し続けることができるかどうか、改定が旅客減につながる可能性がないか、検討が必要である。

(3) 国への要望

ア 要望に際しての基本姿勢

地下鉄事業の長期収支において、資金不足が大幅に拡大する大きな要因の一つに、建設企業債の元金を限られた期間で償還しなければならないことがある。現金収支が黒字（運賃収入で運営費と建設費返済金のうち利子をまかなえる状態）の場合、民間事業者であれば元金償還を長期にわたって繰り延べることによって事業は十分継続し得るものであり、地下鉄においても大胆な発想で国に対して積極的に制度の見直しを

求めていく必要がある。

そして、国への要望、市民への説明に当たっては、景観に配慮して都市中心部で高速道路による渋滞緩和を選択しなかった京都市の特性を説明し、京都を支える都市装置としての地下鉄の必要性等について理解を求めていくことが必要である。

イ 長期的に要望していくもの

地下鉄事業の資金不足の拡大を防ぐため、元金償還の借換えや繰延べのための新たな制度の創設等を求めていくことが必要である。また、道路特定財源が一般財源化されたことを踏まえ、公共交通優先のまちづくりの柱となる地下鉄事業の経営安定のための活用を検討することも必要である。

ウ 当面重点的に要望するもの

経営健全化計画案（骨子）に掲げた経営健全化出資の継続と高金利建設企業債の借換制度の拡充に加えて、建設企業債の元金償還の期間延長を実質的に実現するため、他の地下鉄事業者とも連携して、施設の法定耐用年数の延長（トンネル 60 年→75 年）を重点的に要望すべきである。

5 駅ナカビジネスの拡大

(1) 地下鉄四条駅のリニューアル

日々 8 万 8 千人に利用されている四条駅について、より利便性を高め、にぎわいのある駅とするとともに、駅ナカビジネスに活用できる空間を創出するため、リニューアルする。

ア 改修計画

(ア) 概要

- ・ 予算規模 5 億円
- ・ 商業スペース創出面積 約 600 m²

(イ) スケジュール

平成 21 年 9 月 事業者の決定
平成 22 年夏 オープン予定

(2) 「駅ナカ」オリジナルスイーツの販売

地下鉄の収益強化と地場産業の活性化を目的に、京都産業会館や京都府中小企業団体中央会、京都府菓子工業組合などの協力を得て、地下鉄駅でのみ購入できる「駅ナカ」オリジナルスイーツを平成 21 年 11 月から販売している。

商品については、産学公の共同によるコンペを開催し選考した結果、京絵巻総本舗が製造する「水尾の柚子ちーず 磨のお気に入り」が選ばれた。

また、パッケージデザインは、市内の芸術系大学の学生から募集した。

(3) 駅ナカビジネスの主な取組

- ・ 平成 16 年 4 月～ ジューススタンド（京都駅、平成 21 年 5 月～四条駅）
- ・ 平成 19 年 10 月～ 雑貨店（京都駅）

- ・ 平成 20 年 5 月～ 駅ナカスイーツ（京都駅，平成 21 年 6 月～山科駅及び三条京阪駅）
- ・ 平成 21 年 2 月～ ベーカーリー（四条駅，烏丸御池駅）

6 民間活力を導入した広告付きバス停留所の整備

市バスの利用環境の向上と更なる増客を図るための新たな取組として，民間活力を導入した広告付きバス停留所を整備していく。

(1) 事業の概要

民間事業者が広告パネル付きのバス停留所を設置し，事業者自らがその広告料収入をもって，設置した停留所の維持管理を行う。

※ 本市の費用負担が発生せずに，停留所の整備促進を図ることができる。

(2) 整備するバス停留所の特徴

ア 利用環境の向上

- ・ 屋根とベンチの設置を一体で行う。

イ まちの景観との調和

- ・ 京町家の千本格子等をイメージしたデザイン
- ・ 歴史的建造物周辺では広告を設置しない。

ウ 周辺の安全・安心への配慮

- ・ 照明設備を設置する。



(3) 予定

バスの乗り継ぎ拠点や利用客数，発着回数の多い主要停留所から整備を開始し，市内一円に展開していく。

平成 21 年度は，10 箇所（※）の整備を行う予定であり，当面約 400 箇所での整備を目標としていく。

※ 西大路四条 3 箇所，四条烏丸 3 箇所，金閣寺道 1 箇所，堀川蛸薬師 2 箇所，烏丸松原 1 箇所の 10 箇所

7 個別外部監査の実施

(1) 監査の種類

財政健全化法第 26 条第 1 項の規定に基づく地方自治法第 199 条第 6 項の要求に係る個別外部監査

(2) 監査対象

自動車運送事業及び高速鉄道事業における財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る監査（監査テーマ：京都市自動車運送事業経営健全化計画案（骨子）及び京都市高

速鉄道事業経営健全化計画案（骨子）における増収策及びコスト削減策の検証）

(3) 監査報告書の公表

平成 21 年 12 月 28 日

(4) 監査報告書における主な指摘

- ア 事業体制や組織に関すること。
- イ ガバナンス・モニタリングに関すること。
- ウ 事業運営・事業体制（主として収益面）に関すること。
- エ 事業運営・事業体制（主としてコスト面）に関すること。

(5) 今後の予定

本監査結果を参考に、市会の議決を経て経営健全化計画を策定し（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 23 条，第 24 条において準用する第 5 条第 1 項），21 年度内に取りまとめて公表する。

8 市会の動き

○ 本会議

平成 21 年 2 月 25 日	代表質疑	地下鉄の増収・増客対策
〃	代表質疑	地下鉄事業の経営健全化
平成 21 年 2 月 26 日	代表質疑	地下鉄を活用したまちづくり
平成 21 年 10 月 1 日	代表質問	地下鉄事業の財政健全化に向けた取組等
〃	代表質問	バス事業の充実
平成 21 年 10 月 2 日	代表質問	市バスの定時性確保
〃	代表質問	市バス，地下鉄の経営健全化計画の策定と本市財政の運営
〃	代表質問	地下鉄周辺の観光案内板等の改善
〃	代表質問	地下鉄の増収増客に向けた市民を挙げての取組

資 料

第1 平成21年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

本 会 議, 市 会 運 営 委 員 会 等														
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)
本会議		3	1		5	2			2	4	2	2	21	
市会運営委員会		4	5	2	10	4			6	5	4	3	43	理事会 19 回 合同委員会 1 回
常 任 委 員 会														
経済総務委員会	1	1	3	2	3	2	1	2	2	1	3	3	24	実地視察 0 回
くらし環境委員会	1	1	3	2	2	2	2	1	2	1		2	19	実地視察 0 回
教育福祉委員会	2		3	2	2	3	2	1	2	1	2	3	23	実地視察 1 回
まちづくり消防 委員会	1		3	2	3	2	2	1	2	1	1	2	20	実地視察 2 回
交通水道委員会	2	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	2	18	実地視察 1 回
計	7	3	14	10	11	11	9	6	9	5	7	12	104	
予 算 ・ 決 算 特 別 委 員 会														
普通予算 特別委員会		9	12		6	6			6		3	3	45	第1分科会 16 回 第2分科会 16 回
公営企業等予算 特別委員会		5	7			3			3				18	
普通決算 特別委員会									3	15			18	第1分科会 7 回 第2分科会 7 回
公営企業等決算 特別委員会									1	8			9	
計		14	19		6	9			13	23	3	3	90	

第2 平成21年 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願								陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数						継 続
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 s 3/18 (前任期)	経済総務	1	68	69	0	0	0	0	0	69	1
	くらし環境	1	2	3	0	0	1	1	2	1	5
	教育福祉	5	111	116	0	0	8	2	10	106	3
	まちづくり 消防	10	1	11	0	1	6	3	10	1	0
	交通水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	17	182	199	0	1	15	6	22	177	9
3/19 s 12/31 (今任期)	経済総務	69	1	70	0	0	68	1	69	1	1
	くらし環境	1	1	2	0	0	1	0	1	1	1
	教育福祉	106	9	115	1	2	100	3	106	9	7
	まちづくり 消防	1	8	9	3	0	0	1	4	5	1
	交通水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	177	19	196	4	2	169	5	180	16	10
通年合計		17	201	218	4	3	184	11	202	16	19

第3 平成21年 市会本会議における議案審議件数一覧

会 期	区 分	議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書	決 議 議 案 そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
第 1 回市会 (定例会)	2/19 ~3/19	2	8		10	54	38		29	121	131
第 2 回市会 (定例会)	5/15 ~5/29	1	6	1	8	11	4		14	29	37
第 3 回市会 (臨時会)	6/22 ~6/30						7			7	7
第 4 回市会 (定例会)	9/15 ~10/28		5	1	6	11	6	25	28	70	76
第 5 回市会 (定例会)	11/25 ~12/10		14		14	12	2		44	58	72
合 計		3	33	2	38	88	57	25	115	285	323
審議結果	可決※1	3	31	2	36	87	57		114	258	294
	認定※2					1		25	1	27	27
	修 正										
	継 続										
	否 決		2		2						2
	撤回										

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成21年 議案審議結果一覧

1 議員提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	提 出 会派等
第 1 回 市 会 (定例会)	3. 19	3. 19	市会 1	京都市会委員会条例の一部 を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○	市会運 営委員 会
	3. 19	3. 19	市会 2	京都市会議員の議員報酬の 額の特例に関する条例の制 定について	可決	○	○	○	○	市会運 営委員 会
	3. 19	3. 19	市会 3	肝炎対策のための基本法の 制定を求める意見書の提出 について	可決	○	○	○	○	全会派
	3. 19	3. 19	市会 4	細菌性髄膜炎等の重症感染 症を予防するワクチンの早 期定期接種化を求める意見 書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	3. 19	3. 19	市会 5	地上デジタル放送の更なる 対策を求める意見書の提出 について	可決	○	○	○	○	自民, 民主, 公明
	3. 19	3. 19	市会 6	「緑の社会」への構造改革 を求める意見書の提出につ いて	可決	○	○	○	○	自民, 民主, 公明
	3. 19	3. 19	市会 7	経済情勢悪化に対する更なる 経済対策の拡充を求める 意見書の提出について	可決	○	×	○	○	自民, 民主, 公明
	3. 19	3. 19	市会 8	日本経済の再生を図るため に経済政策の抜本的転換を 求める意見書の提出につ いて	否決	×	○	×	×	共産
	3. 19	3. 19	市会 9	後期高齢者医療制度におけ る資格証明書運用に関する 意見書の提出について	否決	×	○	×	×	共産
	3. 19	3. 19	市会 10	地下鉄事業（公営企業）に 対する国の支援を求める決 議について	可決	○	○	○	○	自民, 民主, 公明

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 29	5. 29	市会 11	京都市農業委員会委員の推薦について	可決	○	○	○	○	市会運営委員会
	5. 29	5. 29	市会 12	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	○	○	○	共産、民主、公明
	5. 29	5. 29	市会 13	医師臨床研修制度の見直し（案）に対する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	5. 29	5. 29	市会 14	北朝鮮によるミサイル発射及び核実験の強行に対し断固たる措置を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	5. 29	5. 29	市会 15	国直轄事業負担金に係る意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	5. 29	5. 29	市会 16	ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	5. 29	5. 29	市会 17	新型インフルエンザ対策に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	5. 29	5. 29	市会 18	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民、公明

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (定例会)	9. 30	9. 30	市会 19	京都市農業委員会委員の推薦について	可決	○	○	○	○	市会運営委員会
	9. 30	9. 30	市会 20	地方公共団体に関連する緊急経済対策予算の円滑な執行を求める意見書の提出について	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	10. 28	10. 28	市会 21	新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	10. 28	10. 28	市会 22	核兵器廃絶に向けた取組強化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	10. 28	10. 28	市会 23	安心して教育が受けられる社会の実現を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	10. 28	10. 28	市会 24	「子育て応援特別手当」の執行停止に対する意見書の提出について	可決	○	×	○	○	自民, 民主, 公明

※ 可否同数であったため、議長裁決

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 5 回 市 会 (定例会)	12. 10	12. 10	市会 25	改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	12. 10	12. 10	市会 26	地方交付税等の総額の大幅な増額を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	12. 10	12. 10	市会 27	食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	12. 10	12. 10	市会 28	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期接種化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	全会派
	12. 10	12. 10	市会 29	緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 30	保育制度に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 31	「子ども手当」創設に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 32	国として直接地方の声を聴く仕組みを保障することを求める意見書の提出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 33	高速道路原則無料化の撤回を求める意見書の提出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 34	鳩山総理の政治資金偽装献金疑惑の徹底解明を求める意見書の提出について	可決	○	○	×	○	自民, 共産, 公明
	12. 10	12. 10	市会 35	地方議会議員年金制度に関する意見書の提出について	可決	○	×	○	○	自民, 民主, 公明
	12. 10	12. 10	市会 36	失業給付の全国延長給付の発動を求める意見書の提出について	可決	○	○	×	×	自民, 共産

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 5 回 市 会 (定例会)	12. 10	12. 10	市会 37	平成 22 年度予算の年内編成 を求める意見書の提出につ いて	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明
	12. 10	12. 10	市会 38	第 1 次補正予算の凍結解除 を求める意見書の提出につ いて	可決 (※)	○	×	×	○	自民, 公明

※ 可否同数であったため、議長裁決

2 市長提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 20 年度分								
	2. 19	2. 26	議 141	平成 20 年度京都市雇用対策事業 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 142	平成 20 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 143	平成 20 年度京都市介護保険事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 144	平成 20 年度京都市後期高齢者医 療特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 145	平成 20 年度京都市地域水道特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 146	平成 20 年度京都市京北地域水道 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 147	平成 20 年度京都市土地区画整理 事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 148	平成 20 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 149	平成 20 年度京都市市公債特別会 計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 150	平成 20 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 151	平成 20 年度京都市水道事業特別 会計補正予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	2. 26	議 152	平成 20 年度京都市公共下水道事 業特別会計補正予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	2. 26	議 153	平成 20 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 154	京都市長等の給与の額の特例に 関する条例の全部を改正する条 例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	2. 26	議 155	京都市立大学奨学基金条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
2. 19	3. 19	議 156	京都市国際親善交流基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 19	2. 26	議 157	京都市ふるさと納税基金条例の 制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 158	京都市介護保険料安定化特例措 置基金条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 159	京都市社会福祉奨学基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 160	京都市保育所条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 161	京都市心身障害児福祉社会館条例 を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 162	京都市知的障害者通勤寮条例を 廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 163	京都市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 164	京都市教職員の給与の額の特例 に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 165	納所排水機場(仮称)新設工事(排 水機械設備工事)請負契約の変更 について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 166	納所排水樋 門(仮称)新設及び 洛南排水樋 門撤去工事委託契約 の変更について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 167	京都市左京区総合庁舎整備等事 業実施契約の締結について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 168	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 169	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 170	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 171	不動産の取得について	可決	○	×	○	○
2. 19	3. 19	議 172	辺地に係る総合整備計画(左京区 大原百井地域)の策定について	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 19	3. 19	議 173	京都市過疎地域自立促進計画の 変更について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 174	京都市土地開発公社定款の変更 について	可決	○	○	○	○
	2. 19	2. 26	議 175	京都市特別会計条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 176	阪神高速道路株式会社による京 都市道高速道路 1 号線等の料金 の額の変更に係る同意について	可決	○	○	○	○
	2. 20	3. 19	議 177	平成 20 年度京都市定額給付金給 付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 20	2. 26	議 178	平成 20 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○
	2. 20	3. 19	議 179	京都市特別会計条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 21 年度分								
	2. 19	3. 19	議 1	平成 21 年度京都市一般会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 2	平成 21 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 3	平成 21 年度京都市国民健康保険 事業特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 4	平成 21 年度京都市介護保険事業 特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 5	平成 21 年度京都市老人保健特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 6	平成 21 年度京都市後期高齢者医 療特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 7	平成 21 年度京都市地域水道特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 8	平成 21 年度京都市京北地域水道 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 9	平成 21 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 10	平成 21 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 11	平成 21 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 12	平成 21 年度京都市農業集落排水 事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 13	平成 21 年度京都市雇用対策事業 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 14	平成 21 年度京都市土地区画整理 事業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 15	平成 21 年度京都市駐車場事業特 別会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 16	平成 21 年度京都市土地取得特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 17	平成 21 年度京都市基金特別会計 予算	可決	○	○	○	○
2. 19	3. 19	議 18	平成 21 年度京都市市公債特別会 計予算	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 19	3. 19	議 19	平成 21 年度京都市病院事業特別 会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 20	平成 21 年度京都市水道事業特別 会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 21	平成 21 年度京都市公共下水道事 業特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 22	平成 21 年度京都市自動車運送事 業特別会計予算	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 23	平成 21 年度京都市高速鉄道事業 特別会計予算	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 24	京都市環境保全事業振興基金条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 25	京都市大学のまち交流センター 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 26	京都市事務分掌条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 27	京都市職員定数条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 28	京都市職員給与条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 29	京都市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 30	無鄰菴条例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 31	京都市美術館条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 32	京都市西京極総合運動公園条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 33	京都市横大路運動公園条例の一 部を改正する条例の制定につい て	可決	○	○	○	○
2. 19	3. 19	議 34	京都市宝が池公園運動施設条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	×	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 19	3. 19	議 35	京都市地域体育館条例の一部を 改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 36	京都市市民スポーツ会館条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 37	京都市男女共同参画センター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 38	京都市青少年活動センター条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 39	京都市コミュニティセンター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 40	京都市都市公園条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 41	京都市社会福祉事業基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 42	京都市介護給付費準備基金条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 43	京都市衛生関係手数料条例の一 部を改正する条例の制定につい て	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 44	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 45	京都市障害者自立支援法の施行 に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 46	京都市心身障害者扶養共済事業 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 47	京都市生活館条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 48	京都市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 19	3. 19	議 49	京都市斎場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 50	京都市深草墓園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 51	京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 52	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 53	京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 54	京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 55	京都市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 56	京都市大原簡易水道整備基金条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 57	京都市地域水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 58	京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 59	京都市京北特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 60	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 61	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 62	指定管理者の指定について(保健福祉局関係)	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 63	指定管理者の指定について(保健福祉局関係)	可決	○	○	○	○
2. 19	3. 19	議 64	指定管理者の指定について(保健福祉局関係)	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2. 19	3. 19	議 65	全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 66	町の区域の変更について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 67	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	2. 19	3. 19	議 68	京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	2. 19	3. 19	議 69	京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	3. 19	3. 19	議 70	副市長の選任について (星川茂一)	同意	○	×	○	○
	3. 19	3. 19	議 71	副市長の選任について (由木文彦)	同意	○	×	○	○
	3. 19	3. 19	議 72	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (前田八一)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 73	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (松浦正弘)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 74	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (岩本一)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 75	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (百合口賢次)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 76	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (内藤郁子)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 77	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (高山宏之)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 78	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について (山下宜子)	同意	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	3. 19	3. 19	議 79	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (清水義子)	同意	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	議 80	京都市教育委員会委員の任命に ついて (高桑三男)	同意	○	×	○	○
	3. 19	3. 19	議 81	包括外部監査契約の締結につい て	可決	○	○	○	○
	3. 19	3. 19	諮 1	人権擁護委員の推薦について (高橋直樹)	可と 認める	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 15	5. 29	議 82	平成 21 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 83	平成 21 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 84	平成 21 年度京都市雇用対策事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 85	平成 21 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 86	京都市任期付職員の採用に關す る条例の制定について	可決	○	×	○	○
	5. 15	5. 29	議 87	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 88	京都市基本計画審議会条例の制 定について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 89	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 90	京都市老人いこいの家条例の一 部を改正する条例の制定につい て	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 91	京都市病院事業条例の一部を改 正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	5. 15	5. 29	議 92	京都市都市計画関係手数料条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 93	京都市自転車等駐車場条例の一 部を改正する条例の制定につい て	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 94	京都市焼却灰溶融施設（仮称）新 設工事（焼却残さ溶融施設工事） 請負契約の変更について	可決	○	×	○	○
	5. 15	5. 29	議 95	京都市焼却灰溶融施設（仮称）新 設工事（工場棟新築工事等）請負 契約の変更について	可決	○	×	○	○
5. 15	5. 29	議 96	京都市焼却灰溶融施設（仮称）新 設工事（電気設備工事）請負契約 の変更について	可決	○	×	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	5. 15	5. 29	議 97	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 98	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 99	澱川右岸水防事務組合理約の変更に関する協議について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 100	淀川・木津川水防事務組合理約の変更に関する協議について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 101	訴訟上の和解について	可決	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	議 102	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	5. 19	5. 19	議 103	京都市監査委員の選任について (内海貴夫)	同意	○	×	○	○
	5. 19	5. 19	議 104	京都市監査委員の選任について (日置文章)	同意	○	×	○	○
	5. 22	5. 29	議 105	京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	5. 29	5. 29	議 106	京都市教育委員会委員の任命について (梶村健二)	同意	○	×	○	○
	5. 29	5. 29	諮 2	人権擁護委員の推薦について (水内直)	可と 認める	○	○	○	○
	5. 29	5. 29	諮 3	人権擁護委員の推薦について (坂根悦子)	可と 認める	○	○	○	○
	5. 15	5. 29	報 1	京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承認	○	×	○	○
5. 15	5. 29	報 2	上告受理の申立てについて	承認	○	×	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (臨時会)	6. 22	6. 30	議 107	平成 21 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○
	6. 22	6. 30	議 108	平成 21 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	6. 22	6. 30	議 109	平成 21 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計補正予 算	可決	○	○	○	○
	6. 22	6. 30	議 110	平成 21 年度京都市雇用対策事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	6. 22	6. 30	議 111	平成 21 年度京都市水道事業特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	6. 22	6. 30	議 112	平成 21 年度京都市公共下水道事 業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	6. 22	6. 30	議 113	平成 21 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 30	議 114	平成 21 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 115	平成 21 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 116	平成 21 年度京都市老人保健特別 会計補正予算	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 117	平成 21 年度京都市雇用対策事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 118	平成 21 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 119	平成 21 年京都市病院事業特別会 計補正予算	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 120	京都市証明等手数料条例の一部 を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 121	京都市移動通信用鉄塔施設整備 事業に係る分担金に関する条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 122	京都市区役所の名称及び位置に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 123	京都市青少年活動センター条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 124	京都市福祉事務所設置条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 125	京都市保健所条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 126	京都市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 127	京都市緑化・公園管理基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○
9. 15	9. 30	議 128	京都市消防団員等公務災害等補 償条例の一部を改正する条例の 制定について	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 30	議 129	京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 30	議 130	京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	9. 15	9. 30	議 131	三条市営住宅増築工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 132	一級河川旧安祥寺川改修工事委託契約の締結について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 133	京都市伏見区総合庁舎整備等事業実施契約の変更について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 134	京都市立花背小学校及び京都市立花背中学校増築工事請負契約の変更について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 135	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 136	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 137	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 138	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 139	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 140	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 141	指定管理者の指定について（保健福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 142	指定管理者の指定について（建設局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 143	指定管理者の指定について（建設局関係）	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 144	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 145	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
9. 15	9. 30	議 146	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	
9. 15	9. 30	議 147	辺地に係る総合整備計画（右京区嵯峨水尾地域）の策定について	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	9. 15	9. 30	議 148	辺地に係る総合整備計画（北区杉 阪地域）の策定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 149	辺地に係る総合整備計画（左京区 広河原地域）の策定について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 150	辺地に係る総合整備計画（左京区 久多地域）の変更について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 151	町の区域の変更について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 152	訴えの提起（裁判上の和解を含 む。）について	可決	○	○	○	○
	9. 15	9. 30	議 153	訴えの提起について	可決	○	○	○	○
	9. 18	9. 30	議 154	個別外部監査契約に基づく監査 の実施について	可決	○	×	○	○
	9. 18	9. 30	議 155	個別外部監査契約の締結につい て	可決	○	×	○	○
	10. 7	10. 13	議 156	上告受理の申立てについて	可決	○	×	○	○
	10. 28	10. 28	諮 4	人権擁護委員の推薦について （大湾 みどり）	可 と 認 め る	○	○	○	○
	10. 28	10. 28	諮 5	人権擁護委員の推薦について （柏井 真理子）	可 と 認 め る	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 3	平成 20 年度京都市一般会計歳入 歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 18	10. 28	報 4	平成 20 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 5	平成 20 年度京都市国民健康保険 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 18	10. 28	報 6	平成 20 年度京都市介護保険事業 特別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 18	10. 28	報 7	平成 20 年度京都市老人保健特別 会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 8	平成 20 年度京都市後期高齢者医 療特別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 18	10. 28	報 9	平成 20 年度京都市地域水道特別 会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 10	平成 20 年度京都市京北地域水道 特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	9. 18	10. 28	報 11	平成 20 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 12	平成 20 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 13	平成 20 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計歳入歳 出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 14	平成 20 年度京都市農業集落排水 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 15	平成 20 年度京都市土地区画整理 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 16	平成 20 年度京都市駐車場事業特 別会計歳入歳出決算	認定	○	×	○	○
	9. 18	10. 28	報 17	平成 20 年度京都市市街地再開発 事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 18	平成 20 年度京都市土地取得特別 会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 19	平成 20 年度京都市基金特別会計 歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 20	平成 20 年度京都市市公債特別会 計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 21	平成 20 年度京都市定額給付金給 付事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 22	平成 20 年度京都市雇用対策事業 特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 23	平成 20 年度京都市病院事業特別 会計決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 24	平成 20 年度京都市水道事業特別 会計決算	認定	○	○	○	○
	9. 18	10. 28	報 25	平成 20 年度京都市公共下水道事 業特別会計決算	認定	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	9. 18	10. 28	報 26	平成 20 年度京都市自動車運送事業特別会計決算	認定	○	×	○	○
	9. 18	10. 28	報 27	平成 20 年度京都市高速鉄道事業特別会計決算	認定	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	
第 5 回 市 会 (定例会)	11. 25	12. 10	議 157	平成 21 年度京都市一般会計補正 予算	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 158	京都市補助金等の交 付等に関する条例の 制定について	修正案	否決	×	○	×	×
				原案	可決	○	×	○	○	
	11. 25	12. 10	議 159	京都市情報公開・個人情報保護審 議会条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 160	京都市情報公開・個人情報保護審 査会条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 161	京都市情報公開条例及び京都市 個人情報保護条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 162	京都市自転車等駐車場条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 163	京都市立高等学校条例の一部を 改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 164	京都市立小中学校耐震化事業実 施契約の締結について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 165	山科市営住宅改修工事請負契約 の締結について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 166	北河原市営住宅増築工事請負契 約の締結について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 167	一般国道 162 号道路改良（トン ネル新設）工事請負契約の締結につ いて	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 168	京都市立南区東九条地域小学校 （仮称）及び京都市立南区東九条 地域中学校（仮称）新築工事請負 契約の締結について	可決	○	○	○	○	
	11. 25	12. 10	議 169	京都市御射山公園自転車等駐車 場（仮称）新設工事（ ^く 軀 体工事 等）請負契約の変更について	可決	○	○	○	○	
11. 25	12. 10	議 170	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○		

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 5 回 市 会 (定例会)	11 月 25 日	12 月 10 日	議 171	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 172	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 173	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 174	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 175	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 176	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 177	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 178	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 179	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 180	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 181	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 182	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 183	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 184	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 185	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 186	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 187	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 188	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 189	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 5 回 市 会 (定例会)	11. 25	12. 10	議 190	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 191	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 192	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 193	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 194	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 195	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 196	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 197	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 198	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 199	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 200	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 201	指定管理者の指定について（保健 福祉局関係）	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 202	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 203	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 204	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 205	当せん金付証券の発売金額につ いて	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 206	訴えの提起について	可決	○	○	○	○
	11. 25	12. 10	議 207	平成 21 年度京都市雇用対策事業 特別会計補正予算	可決	○	○	○	○
11. 25	11. 30	議 208	京都市会議員の議員報酬、費用弁 償及び期末手当の支給に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決	○	○	○	○	

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 5 回 市 会 (定例会)	11. 25	11. 30	議 209	京都市職員給与条例等の一部を 改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	11. 25	11. 30	議 210	京都市職員の給与の額の特例に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決	○	×	○	○
	11. 25	11. 30	議 211	京都市教職員の給与等に関する 条例等の一部を改正する条例の 制定について	可決	○	×	○	○
	11. 25	11. 30	議 212	京都市教職員の給与の額の特例 に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	×	○	○
	11. 25	11. 30	議 213	京都市立学校管理用務員の給与 の特例に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○
	12. 10	12. 10	諮 6	人権擁護委員の推薦について (長谷川 彰)	可 と 認 め る	○	○	○	○

- (注 1) 自民＝自由民主党京都市会議員団
 共産＝日本共産党京都市会議員団
 民主＝民主・都みらい京都市会議員団
 公明＝公明党京都市会議員団

- (注 2) ○×は議案に対する各会派の態度 ○＝賛成, ×＝反対

第5 平成21年 月別・

分類		1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
00 総 記			4	1	1	1			
10 哲 学						1			
20 歴史・地理		2	2	1	2	1	1	1	
3 社 会 科 学	0 総 記	1		4					
	1 政 治		3	4	3	3	6	3	2
	(18)地方自治	3	5	16	8	4	4	6	5
	2 法 律	2	4	2	3	2	3	2	1
	3 経 済		2	2	1	2	7	1	1
	4 財 政	1	1	1	1	2	2	3	2
	5 統 計			1	1				1
	6 社 会	10	1	19	4	4	2	6	4
	7 教 育	1	3	6	2	5	2	1	2
	8 風俗・習慣	1		3		2			
9 国防・軍事				1			1	1	
小 計		19	19	58	24	24	26	23	19
40 自然科学			4	3		1		3	3
50 工 学			4	9	1	4		5	1
60 産 業			6	3	3			2	1
70 芸 術						3			
80 語 学		2	3			1		1	
90 文 学		1	1	1		1			
*別置図書		10	9	8	6	4		9	12
合 計		34	52	84	37	41	27	44	36
除 籍 冊 数		4							

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位：冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合計	除 籍 合計	差 引 増加数	20年末 蔵書数	21年末 蔵書数
		1		8		8	873	881
				1		1	731	732
1				11		11	2,294	2,305
				5	0	5	463	468
2	2	4		32	0	32	1,801	1,833
9	2	3	5	70	0	70	2,765	2,835
	1	6	1	27	0	27	3,105	3,132
1	1	1	4	23	0	23	1,582	1,605
1	1	3	1	19	0	19	1,589	1,608
1			1	5	0	5	213	218
4	5	4	1	64	2	62	2,247	2,309
2		2		26	0	26	692	718
1				7	0	7	227	234
1				4	0	4	69	73
22	12	23	13	282	2	280	14,753	15,033
1	3			18	0	18	403	421
4	3	1	5	37	0	37	953	990
3	4	1	3	26	0	26	770	796
1	1			5	0	5	440	445
1		1		9	0	9	229	238
			1	5	0	5	443	448
9	10	6	7	90	2	88	2,195	2,283
42	33	33	29	492				
					4	488	24,084	24,572

第6 平成21年 月別・分類別

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	
00 総 記				1				
10 哲 学								
20 歴史・地理	11	4	16	9	7	26	9	
3 社 会 科 学	0 総 記		1	1				
	1 政 治	1		2	5	4	1	1
	(18)地方自治	2	9	2	18	14	12	3
	2 法 律	8	5			8	7	2
	3 経 済	2			1	1	6	
	4 財 政		2	3	2	1	3	4
	5 統 計	1						
	6 社 会	1	2		3	4	6	1
	7 教 育			1				2
	8 風俗・習慣			3	1	3	3	2
9 国防・軍事								
小 計	15	19	12	30	35	38	15	
40 自然科学								
50 工 学	7	12	2	5	2	5	7	
60 産 業		1	2	5	1	1	1	
70 芸 術						1		
80 語 学		1	2			1		
90 文 学					2	2		
* そ の 他	9	7	21	11	18	16	11	
合 計	42	44	55	61	65	90	43	

(*その他：雑誌, 白書, その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

8月	9月	10月	11月	12月	21 合 年 計	20 合 年 計	増△減
					1	0	1
					0	0	0
7	14	9	2	2	116	49	67
1			1	2	6	1	5
	3	1	3		21	13	8
7	6	15	7	15	110	65	45
6	7	4	9	4	60	41	19
1		1	1	1	14	20	▲ 6
8		3	1	1	28	28	0
			1		2	1	1
1					18	20	▲ 2
	1				4	0	4
1	4				17	0	17
					0	0	0
25	21	24	23	23	280	189	91
		1			1	3	▲ 2
5	5	9	1		60	37	23
	8	5		2	26	10	16
1	1		1		4	1	3
	1	4	6		15	13	2
		1			5	0	5
4	11	11	3	9	131	130	1
42	61	64	36	36	639	432	207

第 7 平 成 2 1 年

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
1	7	教育福祉委員会
1	9	交通水道委員会
1	19	経済総務委員会
1	20	くらし環境委員会
1	21	教育福祉委員会
1	22	まちづくり消防委員会
1	23	交通水道委員会
1	26	交通水道委員会他都市調査(～28日)

年 表

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			1	5	株券の電子化が実施される
			1	20	バラク・オバマ上院議員(民主党)が第44代アメリカ合衆国大統領に就任
1	23	本市が環境モデル都市に選定される			
1	27	京都未来まちづくりプランの策定を発表			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
2	6	交通水道委員会
2	9	経済総務委員会
2	10	くらし環境委員会
2	12	市会運営委員会
2	18	市会運営委員会
2	19	第1回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	20	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
2	24	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
2	25	第1回市会(定例会)続会
2	26	第1回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
2	27	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
2	15	門川市長が「環境モデル都市・京都宣言」を発表			
			2	17	中川昭一財務・金融担当相がG7後の会見での問題の責任を取り辞任
2	19	ミュリエル・バルベリ氏(作家), ステファン・バルベリ氏(作家・写真家), クレモンティーヌ氏(歌手)が名誉親善大使に就任			
2	23	西日本旅客鉄道株式会社から(仮称)京都鉄道博物館整備構想の提案を受理	2	22	第81回アカデミー賞の外国語映画部門で滝田洋二郎監督の「おくりびと」、短編アニメーション部門で加藤久仁生監督の「つみきのいえ」が受賞

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
3	2	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	3	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	4	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	5	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	6	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	9	公営企業等予算特別委員会
3	11	普通予算特別委員会
3	12	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
3	13	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	18	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
3	19	第1回市会(定例会)閉会
"	"	常任委員会・市会運営委員会合同委員会
"	"	市会運営委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
3	6	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」の新川達郎委員長が門川市長に報告書を提出(最終報告)	3	4	財源特例法が成立し、定額給付金の支給が可能になる
3	24	「第4期京都市民長寿すこやかプラン」(京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画)の策定を発表	3	23	アメリカロサンゼルスで第2回ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)の決勝戦が行われ、日本が韓国との延長戦を制し、大会連覇を達成
3	25	佛教大学との協力による京都市立看護短期大学の四年制化の取組等について発表			
3	29	堀川のせせらぎが復活	3	28	大都市圏を除く高速道路料金を土日祝日に「終日5割引・上限1000円」とする値下げが開始(ETC搭載の普通車が対象)
3	31	山崎一樹副市長が退任			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
4	3	市会運営委員会理事会
4	8	教育福祉委員会
4	9	まちづくり消防委員会
4	10	交通水道委員会
4	13	経済総務委員会
4	14	くらし環境委員会
//	//	市会運営委員会理事会
4	15	教育福祉委員会
4	20	経済総務委員会
4	21	くらし環境委員会
4	23	まちづくり消防委員会
4	24	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
4	1	由木文彦副市長が就任	4	1	岡山市が全国18番目の政令指定都市に移行
"	"	市消防活動総合センター全面運用開始			
"	"	京都市広河原・花背簡易水道供用開始			
			4	5	北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射
4	22	「世界遺産・二条城ウェディング」の開催を発表	4	22	改正道路整備事業財政特別措置法が成立し、一般財源化による道路特定財源制度の廃止が決定
4	27	「第1回豚由来インフルエンザ対策会議」が開催される	4	24	世界保健機関(WHO)が豚インフルエンザでメキシコ国内で60人が死亡した可能性があると発表
4	28	「豚由来インフルエンザ対策会議」が「京都市新型インフルエンザ対策本部」に格上げされ、同日に第1回本部会議が開催	"	"	米疾病対策センター(CDC)が、3月以降国内で確認された豚インフルエンザウイルスについて、人から人に感染するウイルスであると断定
"	"	「京(みやこ)・地域福祉推進指針」の策定を発表	4	30	米自動車大手のクライスラーが、米連邦破産法11条の適用を申請

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
5	7	まちづくり消防委員会実地視察
5	8	市会運営委員会
5	13	市会改革推進委員会
5	14	市会運営委員会
5	15	第2回市会(定例会)開会
5	18	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
5	19	第2回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	市会運営委員会
5	20	第2回市会(定例会)続会
5	21	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
5	22	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	25	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会
5	26	第2回市会(定例会)続会
"	"	経済総務委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	28	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
5	29	第2回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
5	11	市・府・商工会議所・大学コンソーシアム 京都・京都大学が共同で「京都未来を担う 人づくり推進事業」の実施を発表	5	9	国内初の新型インフルエンザ感染者が見つかる
5	12	入洛観光客数5000万人を、「5000万人 観光都市」目標年次の平成22年より2年 早く実現したことを発表	5	11	民主党の小沢一郎代表が辞任を表明
			5	15	「家電エコポイント制度」の対象期間が開始
			5	16	民主党の鳩山由紀夫幹事長が新代表に選出 される
			5	21	裁判員制度が始まる
5	26	「京都市立芸術大学のあり方懇談会」か ら提言が提出される			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
6	3	教育福祉委員会
6	8	経済総務委員会
6	9	くらし環境委員会
6	10	教育福祉委員会
6	11	まちづくり消防委員会
6	12	交通水道委員会
6	15	市会運営委員会
6	19	市会運営委員会
6	22	第3回市会(臨時会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
6	23	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
6	24	経済総務委員会, くらし環境委員会, 教育福祉委員会
6	25	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
6	26	市会改革推進委員会
6	29	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
6	30	第3回市会(臨時会)閉会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			6	1	米自動車最大手のゼネラル・モーターズ(GM)が、米連邦破産法11条の適用を申請
			6	6	サッカー日本代表が世界最速で4大会連続4回目となる南アフリカW杯出場を決める
			6	11	世界保健機関(WHO)が新型インフルエンザの警戒レベルを世界的大流行(パンデミック)を意味するフェーズ6に上げることを宣言
6	15	水災情報システムの運用を開始			
"	"	「中小企業パワーアッププロジェクト」を開始			
6	23	市役所に「エコ・コンビニ みやこスタイル」を開設			
			6	25	マイケル・ジャクソン氏急死

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
7	6	経済総務委員会
7	7	くらし環境委員会
7	8	教育福祉委員会実地視察
7	9	まちづくり消防委員会
7	10	交通水道委員会
7	13	経済総務委員会他都市調査(～15日)
7	21	くらし環境委員会
7	22	教育福祉委員会
7	23	まちづくり消防委員会
7	24	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			7	5	中国新疆ウイグル自治区のウルムチで少数民族ウイグル族の大規模暴動が発生し、武力鎮圧された。
7	9	「京都未来まちづくりプラン」の「行財政改革・創造プラン」に基づく取組の進捗状況を発表	7	8	水俣病の救済対象者の範囲を広げる被害者救済法が成立
7	15	京都市保育連盟を巡る補助金不正流用問題で、京都市が4000万円の返還請求を行い、同日、連盟から全額の返還を受け	7	13	改正臓器移植法が成立、臓器提供の年齢制限が撤廃される
〃	〃	京都仏教会の有馬頼底理事長と市長が共同で新たな夏の風物詩「京の七夕事業(仮称)」立ち上げとお寺がテーマの「トラフィカ京カード」作成を発表	7	16	北海道のトムラウシ山・美瑛岳で中高年の遭難事故が相次ぎ、10人が亡くなる
			7	21	衆議院が解散
7	22	京都市に消防庁が整備するヘリコプターの配備が決定されたことを発表	7	22	日本の陸地では46年ぶりの皆既日食が鹿児島県の島などで観測される
7	23	京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議から提言が提出される			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
8	3	経済総務委員会
8	4	くらし環境委員会
8	5	教育福祉委員会
8	6	まちづくり消防委員会
8	7	交通水道委員会実地視察
8	17	経済総務委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
8	5	市役所本庁舎東側で「ミスト(霧)装置」の設置実験実施(～31日)			
"	"	京都・ポストン姉妹都市提携50周年を記念し「日米青少年野球交流プログラム」を実施(～11日)			
			8	8	酒井法子容疑者が覚せい剤所持で逮捕
8	14	「動物園大好き市民会議」が、新「市動物園構想」(案)を門川市長に提出			
			8	15	新型インフルエンザによる死者が国内で初めて確認される
8	17	「未来の京都創造研究会」から最終報告が提出される			
			8	22	ベルリンで行われた陸上競技の世界選手権でウサイン・ボルト選手が男子100メートルと200メートルを世界記録で制し、男子400メートルリレーと合わせ3冠を達成
			8	30	第45回衆議院議員総選挙が投開票され、民主党が308議席を獲得して第1党になる

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
9	3	市会運営委員会理事会
9	7	経済総務委員会
9	8	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
9	14	市会運営委員会
"	"	市会改革推進委員会
9	15	第4回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
9	16	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
9	17	くらし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
9	18	経済総務委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
9	29	くらし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
9	30	第4回市会(定例会)続会
"	"	普通決算特別委員会, 普通決算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会改革推進委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			9	1	消費者庁が設置される
			9	16	鳩山由紀夫民主党代表が第93代内閣総理大臣に指名される。民主党, 社民党, 国民新党の連立内閣が成立
			9	19	祝日法の改正で初めて実現した秋の5連休(シルバーウィーク)が始まる(～23日)
9	26	「KYOTO Cross Media Experience 2009」(KYOTO CMEX 2009)開催(～10月4日)	9	28	谷垣禎一氏が自民党の第24代総裁に決定
			9	29	南太平洋のサモア諸島沖でマグニチュード8.0の地震が発生, サモアだけで1津波による死者・不明者が43人に上る
9	30	「京都祇園祭の山鉾行事」がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)無形文化遺産に登録される	9	30	インドネシア西部スマトラ島沖を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生, 1,195人が死亡

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
10	1	第4回市会(定例会)続会
10	2	第4回市会(定例会)続会
10	5	普通決算特別委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	6	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	7	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
10	9	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会
10	13	第4回市会(定例会)続会
"	"	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	14	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	16	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等決算特別委員会
10	20	普通決算特別委員会
10	21	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会理事会
10	22	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
10	27	普通決算特別委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会
10	28	第4回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
10	30	市会改革推進委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
10	1	京都市国民健康保険の出産支援制度を拡充			
			10	2	2016年夏季五輪開催都市にリオデジャネイロが選出される。1964年以来2度目の開催を目指した東京は落選
10	3	ボストン市との姉妹都市提携50周年を記念し「ボストンの夕べ」を開催			
10	5	「次期市基本計画」の計画内容を検討する審議会を設置			
			10	9	ノーベル平和賞に米国のバラク・オバマ大統領が選ばれる
10	10	「京都 知恵と力の博覧会」開催(～12月20日)			
			10	19	医療従事者等に対する新型インフルエンザの予防接種が開始される
			10	26	第173回臨時国会で鳩山由紀夫内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説
			10	29	経営難の日本航空が企業再生支援機構への再生依頼を表明

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
11	2	経済総務委員会
11	4	交通水道委員会他都市調査(～6日)
11	9	くらし環境委員会他都市調査(～11日), 教育福祉委員会他都市調査(～11日)
11	12	まちづくり消防委員会実地視察
11	13	交通水道委員会
11	18	経済総務委員会要望(税財政関係特別委員会党派別要望 18, 19, 20日)
11	24	市会運営委員会
"	"	市会改革推進委員会
11	25	第5回市会(定例会)開会
"	"	経済総務委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会理事会
11	27	経済総務委員会, 教育福祉委員会
"	"	市会運営委員会
11	30	第5回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			11	4	米大リーグのニューヨークヤンキースがワールドシリーズを制し、松井秀喜選手が日本選手初のシリーズ最優秀選手(MVP)に選ばれ
11	9	京都府と京都市が妊婦、基礎疾患を有する者への新型インフルエンザワクチン接種を開始	11	9	行政刷新会議が10年度予算の「事業仕分け」対象447事業を決定(～27日、最終削減規模は1.7兆円)
			11	10	英国人女性死体遺棄事件で指名手配されていた市橋達也容疑者が大阪市内で逮捕され
			11	12	天皇陛下即位20周年の記念式典開催
			11	13	オバマ大統領が初来日
			11	14	韓国南部・釜山の室内射撃場で火災が発生、日本人観光客10人が死亡
11	20	「水尾の柚子ちーず 麿(まる)のお気に入り」発売			
〃	〃	新「京都市動物園構想」策定			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
12	1	第5回市会(定例会)続会
12	2	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
12	3	経済総務委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
12	4	くらし環境委員会, 交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
12	9	経済総務委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
12	10	第5回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
12	11	市会改革推進委員会
12	14	経済総務委員会
"	"	まちづくり消防委員会他都市調査(~16日)
12	15	くらし環境委員会
12	24	教育福祉委員会
12	25	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
12	1	在大阪・神戸フランス総領事館が大阪市から関西日仏学館内に移転し開館	12	1	欧州連合(EU)の新基本条約であるリスボン条約が発効
12	3	京都市財政改革有識者会議の設置を発表			
12	7	「産寧坂伝統的建造物群保存地区」の一年坂・二年坂・産寧坂で無電柱化事業が完成			
"	"	京都議定書後(2013年以降)における地球温暖化対策の新たな世界的枠組みを議論する国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)が、デンマークの首都コペンハーゲンで開催(～18日)			
12	10	パリ市など世界12都市と共に「世界自治体コペンハーゲン宣言」を発表			
12	11	第1回「京都市財政改革有識者会議」開催			
			12	25	指定都市市長会の初めての会長選挙が実施され、矢田立朗神戸市長が再度会長に選ば